

開示検査事例集

平成29年10月
証券取引等監視委員会事務局

目 次

《証券取引等監視委員会からのメッセージ》	1
I 最近の開示検査の取組みについて	3
II 最新の検査事例	
1 開示書類の虚偽記載	
【事例 1】 架空売上の計上	5
【事例 2】 架空売上の計上	8
【事例 3】 貸倒引当金の過少計上	12
2 検査による自発的提出	
【事例 4】 売上の前倒し計上	15
【事例 5】 売上の過大計上等	18
3 内部統制の実態	
【事例 6】 棚卸資産の架空計上	21
【事例 7】 売上の前倒し計上等	23
【事例 8】 棚卸資産の過大計上等	25
【事例 9】 工事収益の前倒し計上等	27
4 特定関与行為に係る個別事例	29
5 開示書類の不提出に係る個別事例	30
III 最新の事例の特色・傾向	
1 開示規制違反の形態	31
2 開示規制違反の背景・原因	32
IV 過去の検査事例	
1 開示書類の虚偽記載	
(1) 売上高	
【事例 10】 売上の過大計上	35

(2) 売上原価	
【事例 11】売上原価の過少計上等	39
【事例 12】リベートの過大計上	44
(3) 販売費及び一般管理費	
【事例 13】営業関係費等の過少計上	48
(4) 営業外利益	
【事例 14】グループ会社を連結の範囲から除外し、 内部取引利益を連結決算で利益計上	52
(5) 営業外費用	
【事例 15】貸倒引当金の過少計上	56
(6) 特別利益	
【事例 16】匿名組合清算配当金の過大計上	61
(7) 特別損失	
【事例 17】貸倒引当金繰入額の過少計上	66
【事例 18】減損損失の不計上	69
【事例 19】減損損失の不計上	73
(8) 資産	
【事例 20】ソフトウェアの架空計上	79
【事例 21】のれんの過大計上	83
【事例 22】投資有価証券の過大計上	86
【事例 23】棚卸資産の過大計上	91
(9) 負債	
【事例 24】前受金の過少計上	97
(10) 純資産	
【事例 25】純資産額の過大計上	103
(11) 非財務情報	
【事例 26】大株主の所有株式数の虚偽記載	109
【事例 27】第三者割当予定先の状況等の虚偽記載	112
2 開示書類の不提出	
【事例 28】発行開示書類（有価証券届出書）の不提出	117

【事例 29】継続開示書類（有価証券報告書等）の不提出	120
3 検査による自発的訂正	
【事例 30】A 社（東証一部上場、業種：証券・商品先物取引業）	123
【事例 31】D 社（東証マザーズ上場、業種：情報・通信業）	123
【事例 32】E 社（非上場、業種：サービス業）	124
4 内部統制の実態	
【事例 33】F 社（東証一部・名証一部上場、業種：輸送用機器）	125
【事例 34】G 社（東証一部・名証一部上場、業種：自動車部品）	125
【事例 35】H 社（東証二部上場、業種：その他製品）	126
V 審判手続の状況及び個別事例	
【審判事例 1】販売斡旋手数料の売上計上の可否 （役務提供及び対価の実態の有無）	128
【審判事例 2】虚偽記載（資産の架空計上）の有無	133
【審判事例 3】第三者割当予定先の状況等の虚偽記載	136
【審判事例 4】課徴金の要件としての経済的利得や故意過失の必要性	141
【審判事例 5】虚偽記載のある有価証券届出書により 新株予約権証券を取得させた場合の課徴金額	143
VI 参考資料	
1 課徴金制度について	145
2 参考データ	154

(用語の定義)

- ・「法」：金融商品取引法
- ・「旧法」：平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法
- ・「施行令」：金融商品取引法施行令
- ・「企業開示府令」：企業内容等の開示に関する内閣府令
- ・「課徴金府令」：金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令
- ・「監視委」：証券取引等監視委員会
- ・「東証」：東京証券取引所
- ・「大証」：大阪証券取引所
- ・「名証」：名古屋証券取引所
- ・「札証」：札幌証券取引所
- ・「福証」：福岡証券取引所

《証券取引等監視委員会からのメッセージ》

この事例集をどんどん利用してください！！

有価証券報告書の虚偽記載等の開示規制違反は、投資家に不測の損害をもたらします。

監視委は、こうした開示規制違反を早期に発見するとともに、再発防止や未然防止のため、金融商品取引法の規定に基づいて、開示検査を実施しています。そして、開示検査の結果、重大な開示規制違反が判明したときには、金融庁に対して課徴金の納付命令の勧告を行ったり、会社自主的な訂正報告書等の提出を促したりしています。

この事例集は、こうした開示検査によって判明した開示規制違反の内容やその根本原因を事例ごとにご紹介するものです。

この事例集を通じて、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人とのコミュニケーションが、そして、投資家の皆さんと投資先である上場会社との対話が活発に行われることを期待しています。そして、その活発なコミュニケーションや対話は、開示規制違反の未然防止・再発防止につながるものと確信しています。

皆様に使っていただきやすいよう、工夫しました！

平成 20 年以降、「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」として公表してきましたが、今年度から、「開示検査事例集」と名称を変更しました。これは、本書において、課徴金納付命令勧告を行った事例だけでなく、勧告は行わないものの、開示規制違反の根本原因を追究した上でその再発防止策を会社と共有した事例、会社に対して訂正報告書等の自発的な提出を促した事例等、さまざまな事例を積極的にご紹介することとしたためです。

また、最近1年間に開示検査を終了した事例をまとめて掲載し、開示規制違反の内容、その根本原因やその是正策の概要をご紹介することにしました。これによって、最新の検査事例をまとめてご覧いただけます。

そのほか、各事例ごとに、「事案のポイント」として、特色、概要、背景・原因等を簡潔にまとめて記載しました。「事案のポイント」を見れば、その事例の概要をご理解いただけたと思います。

上場企業の皆様へ

開示検査によって判明した開示規制違反等の問題の背景には、多くの場合、その会社の取締役会・監査役会が本来の役割を果たしていないというガバナンスの機能

不全が認められます。

取締役の皆様におかれましては、自社のガバナンス体制が形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただければと存じます。

また、監査役・監査委員の皆様におかれましては、独立した立場から取締役の業務執行等を監査・監督するという本来の役割を果たしていただくことが開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。

そのためには、監査役会・監査等委員会・監査委員会と会社経営陣幹部、業務執行部門、会計監査人等が積極的にコミュニケーションをとることが求められています。本書がその一助となれば幸いです。

会計監査人の皆様へ

会計監査は、企業の財務状況・経営成績の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支えるとともに、それが日本経済の持続的な成長につながることの前提となる極めて重要なインフラです。

会計監査人である公認会計士・監査法人におかれましては、このことを常に念頭に置きつつ、適切な会計監査の実施と品質の確保に努めていただくことが重要であると考えています。

そのためには、不正会計の実例やその発見に至る端緒、必要な対応等についてご理解を深めていただくとともに、監査対象企業と十分なコミュニケーションをとっていただくことが重要です。その実現に向け、是非とも、本書をご活用ください。

投資家等の皆様へ

上場企業によるディスクロージャー規制違反は、当該企業に投資を行っていた投資家に甚大な損害をもたらすことは言うまでもありません。

投資家、とりわけ機関投資家におかれましては、本書を通じて、企業による情報開示の適正性や公認会計士・監査法人による会計監査の品質などに関心を寄せていただいた上で、投資先企業と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行っていただく必要があると考えています。そして、この対話の中で、投資先企業に対し、ガバナンスの機能強化、コンプライアンス経営の徹底等を求めていただくことにより、その投資先企業のみならず、市場全体における適正な情報開示に関する規律の向上につながるものと確信しています。

I 最近の開示検査の取組みについて

最近、開示検査を行い、情報開示に問題が認められた事案(これらには、課徴金納付命令勧告まで至らなかった事案も含まれます。)の特色としては、コーポレート・ガバナンスの機能不全による不正会計、グローバル企業の海外子会社における不正会計、事業実態のない上場企業(いわゆるハコ企業)による上場廃止等を回避するための不正会計等が挙げられます。また、近年にまで目を向けると、日本を代表するグローバル企業における不正会計も発覚しています。

監視委では、こうした状況に的確に対応し、開示規制違反の早期発見・早期是正及び開示規制違反の再発防止・未然防止を確実に推し進めるため、開示検査について次のような取組みを実施しています。

内外環境を踏まえた情報力の強化 ……フォワード・ルッキングな市場監視

☆ 大規模会社の開示規制違反の潜在的リスクに着目した分析を行っています。

具体的には、

- 市場インパクト(仮に、問題が発覚した場合の市場への影響)や不正発生リスク(不祥事が発生するリスク等)に着目し、大規模上場会社について継続的に情報収集・分析を行っています。
- 国内外の経済環境等の変化(英国の EU 単一市場離脱、米国新政権発足等)に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目したテーマに基づく情報収集・分析を行っています。

迅速かつ効率的な検査・調査の実施 ……多面的・複線的監視

☆ 開示規制違反の再発防止・未然防止を図るための多様な対応による機動的な検査・ヒアリングを実施しています。これにより、会社の自主的な有価証券報告書等の訂正や会社自身による適正な開示を行うための体制整備等を期待するものです。

☆ 効果的な開示検査を実施する観点から、

- 有価証券報告書等の非財務情報についての積極的な調査・検査
- 特定関与行為に関する積極的な検査

を実施しています。

(注)「特定関与行為」とは、虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為又はその提出を唆す行為を言います。

深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み …実質・全体の重視

- ☆ 開示検査において、開示規制違反の根本原因について当該検査対象会社の経営陣と議論を行っています。これにより、開示規制違反の再発防止に向けた会社自身による適正な情報開示を行うための体制整備を期待するものです。

こうした取組みの下、平成 28 年度(28 年 4 月～29 年 3 月)に監視委が行った開示検査は 25 件であり、そのうち 15 件の開示検査が終了しました。これら開示検査が終了した 15 件のうち、開示書類に重要な虚偽記載等が認められた5件について課徴金納付命令勧告を行いました。

また、開示検査では、重要な虚偽記載等が認められなかったものの、開示書類の記載内容の訂正が必要と認められた場合については、これらの開示書類の提出者に対し、開示書類の訂正報告書等の自発的な提出を促しており、終了した 15 件のうち 2 件について訂正報告書の自主的な提出を促しました。

さらに、開示書類の訂正報告書等を自発的に訂正した上場会社についても、その会社の内部統制の機能状況等を把握する必要が認められる場合には、開示検査を行っています。

Ⅱ 最新の検査事例

1 開示書類の虚偽記載

【事例 1】架空売上の計上（東証マザーズ、サービス業）

事案のポイント

《特色》

継続的な業績不振の中、「継続企業の前提に関する注記」の付記や上場廃止を免れるために、架空売上に計上することにより重要な虚偽記載のある有価証券報告書等を提出したという事案である。

《概要》

当社の連結子会社と他社の間でバイオ関係の開発権に係る譲渡契約が成立したように装い、また、バイオ関係商品の販売代金の回収が困難となった商品売買取引について代金が回収できたように装うことによって架空売上に計上するという不適正な会計処理を行い、重要な虚偽記載のある有価証券報告書等を提出したことから、課徴金納付命令勧告（課徴金額 1 億 1,333 万円）を行った。

《背景・原因》

- 「継続企業の前提に関する注記」の付記や上場廃止基準への抵触を回避するため、売上高の嵩上げを図ろうとする強いインセンティブが働いていた。
- 当社社長を含む一部の取締役等は、独断で、当社の取締役会、会計監査人等に対して、重要な契約関係、取引関係等を隠蔽し続けていた。

《その他》

当社は、平成 28 年 10 月に上場廃止。

1 事案の概要

(1) 法令違反の概要

本件は、当社が

- ① 継続的な業績不振により、将来にわたって事業活動を継続するとの前提について重要な疑義を生じさせるような状況にある中で、その前提について重要な不確実性が認められる場合に連結財務諸表等への付記が義務付けられる「継続企業の前提に関する注記」の付記を回避するため、当社の連結子会社と他社の間でバイオ関係の開発権に係る譲渡契約が成立したように装い、

② また、売上高が東証マザーズの上場廃止基準（最近 1 年間に終了する事業年度において売上高が 1 億円未満となった場合）に抵触し、上場廃止となることを回避するため、販売代金の回収が困難となったバイオ関連商品売買取引について代金が回収できたように装うこと
 によって架空売上を計上したものである。

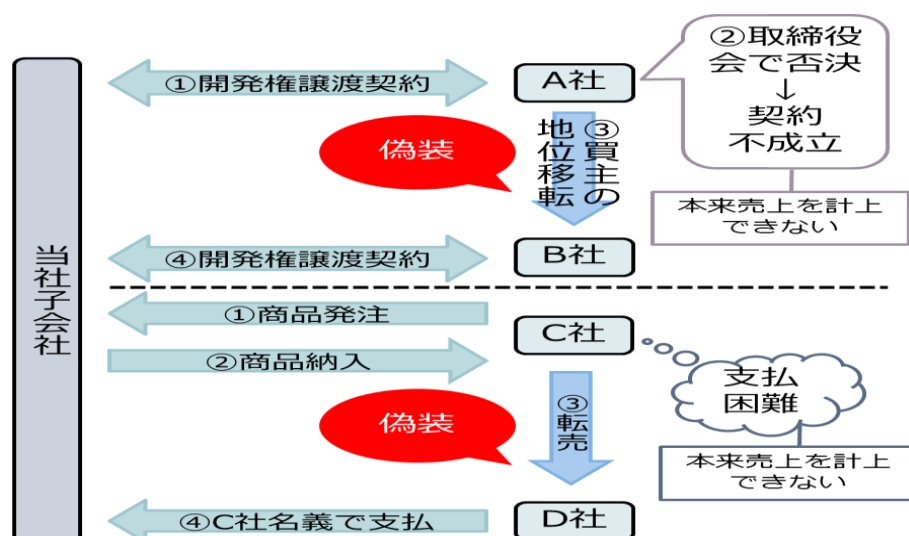
これらにより、当社は、

- a 過大な売上高、当期純利益等を計上した連結財務諸表又は四半期連結財務諸表を記載した 2 件の有価証券報告書及び 4 件の四半期報告書を提出し、
- b a の有価証券報告書のうち 1 件の有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書（株券及び新株予約権証券の募集）を提出し、投資者に株券及び新株予約権証券を取得させた。

(2) 不適正な会計処理の概要

当社は、下記の取引に係る不適正な会計処理により、架空売上を計上した。

- ① A 社取締役会において承認されることを条件に調印された当社連結子会社・A 社間の開発権の譲渡契約が A 社取締役会において承認されなかったため、当該契約は成立しなかったにもかかわらず、当社は開発権の買主の地位を B 社に譲渡する契約を当社連結子会社・A 社・B 社間で締結することにより、当初の当社連結子会社・A 社間の譲渡契約が成立しているかのように装い、平成 26 年 12 月期に開発権の架空売上を計上した。
- ② 当社連結子会社がバイオ関連の商品を C 社に販売したものの、C 社からの販売代金回収が困難になったことから、当社は当該商品を C 社から D 社に転売することとし、D 社から C 社名義で代金の振込みを受けたことをもって、当該連結子会社が C 社から代金を回収することができたように装い、平成 27 年 12 月期に当該商品の架空売上を計上した。



2 不正の原因とその是正策

本件は、以下のような背景・原因によって不適正な会計処理が行われた。このような背景・原因を踏まえ、当社はその是正に向け、以下のように対応することとした。

(1) 背景・原因

当社及びその連結子会社の事業は再生医療分野の研究・開発が中心であり、研究等の実用化や収益化には一定の時間を要する状況にある中で、「継続企業の前提に関する注記」の付記や東証マザーズの上場廃止基準への抵触を回避するため、売上高の嵩上げを図ろうとする強いインセンティブが働いていた。

こうした状況を背景に、開発権譲渡及び商品売買のそれぞれの取引について、一旦計上した売上を取り消さなければならない事情が生じたところ、コンプライアンスの意識が著しく欠如していた当社社長や一部の取締役等は、これらの売上取消しを回避するため、独断で取締役会等や会計監査人に対して、重要な契約関係、取引関係等を隠蔽し続けたものである。

また、当社の取締役会及び監査役会は、本来の機能を果たしておらず、上記取引に関し、当社の事業継続に関わる重要な事項であるにもかかわらず、当社社長等の独断を見過ごしていた。

(2) 是正に向けた当社の対応

取締役会での検討がないまま、重要な経営判断が当社社長や一部の取締役の独断で行われないよう、取締役会への報告体制を整備する等、取締役会の機能強化を図ることとした。

【事例 2】架空売上の計上（東証ジャスダック、卸売業）

事案のポイント

《特色》

過去に開示規制違反により課徴金納付命令を受けた当時の社長（この事例において「元社長」という。）が、取引所による特設注意市場銘柄指定が解除されるよう一旦は代表取締役社長を退任したものの、特設注意市場銘柄の解除後に代表取締役社長に復帰し、その上で、公表した業績予想を達成するため、自ら主導して架空売上を計上し、重要な虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した事案である。

《概要》

循環取引等の手法を用いて架空売上を計上するという不適正な会計処理を行い、重要な虚偽記載のある有価証券報告書等を提出したことから、課徴金納付命令勧告（課徴金額 1,956 万円）を行った。

《背景・原因》

- 前回検査以降も内部管理体制が全く改善されず、業績予想の達成を過度に重視する企業姿勢に変わりがなかった。
- 前回検査において課徴金納付命令の対象となった不適正な会計処理を主導した元社長は、改善意識を持たないまま大株主である取締役として会社を支配し続け、コンプライアンス意識が著しく欠如したまま代表取締役に復帰した。

《その他》

当社は、平成 28 年 11 月に上場廃止

1 事案の概要

(1) 法令違反の概要

本件は、過去（平成 22 年 4 月）開示規制違反により課徴金納付命令を受け、証券取引所から特設注意市場銘柄に指定された当社が、当該指定の解除後に代表取締役社長に復帰した元社長の主導の下、公表した業績予想を達成するため、循環取引等の手法を用い、架空売上を計上することにより、

- ① 過大な売上高、当期純利益等を計上した財務諸表を記載した有価証券報告書を提出し、
- ② ①の有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書（株券及び新株予約権

証券の募集)を提出し、投資者に株券及び新株予約権証券を取得させたものである。

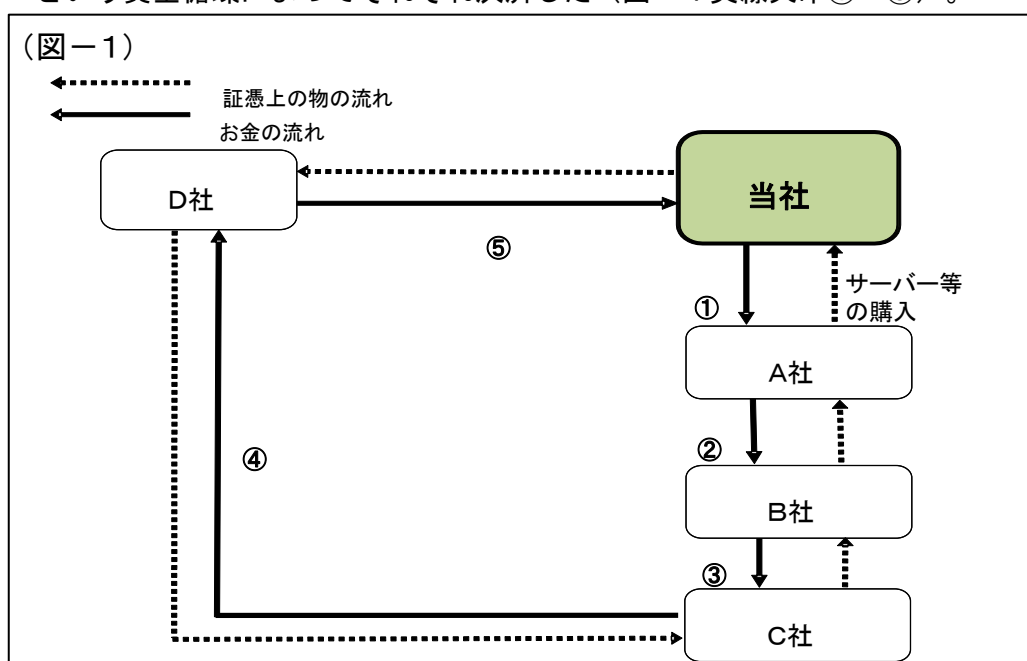
(2) 不適正な会計処理の概要

当社は、次の①及び②の循環取引を行い、架空売上を計上した。

- ① 元社長が売掛金の回収を偽装する循環取引を考案し、D社に循環取引について協力依頼するとともに、当社の従業員に必要な書類の作成等を指示して循環取引の外観を整えた上で、A社から購入したサーバー等をD社に対して販売したとして売上を計上し、これらの取引で発生したA社に対する買掛金及びD社に対する売掛金を

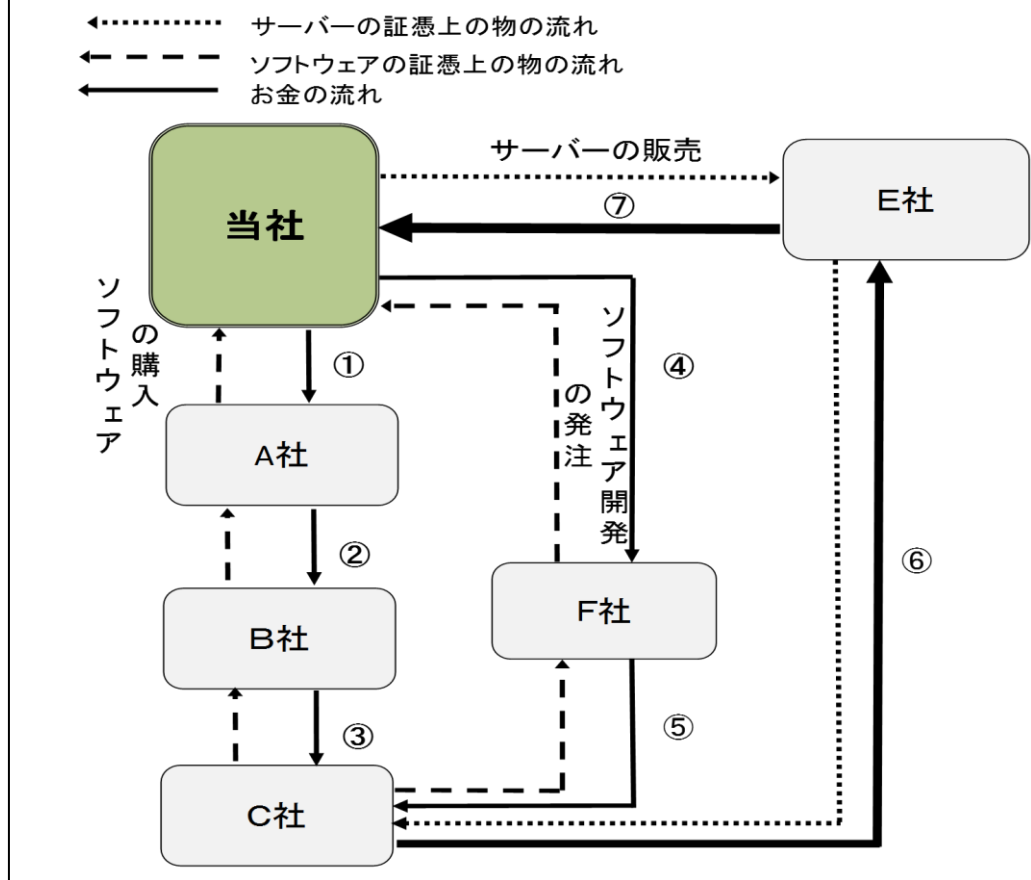
当社 → A社 → B社 → C社 → D社 → 当社

という資金循環によってそれぞれ決済した(図-1 実線矢印①～⑤)。



- ② 元社長は、E社に協力を依頼するとともに、当社の従業員に必要な書類の作成等を指示して取引の外観を整えた上で、資産計上していたサーバー等をE社に販売したとして売上を計上した。この売上げに係るE社に対する売掛金は、
- a ソフトウェアをA社から購入したように装うことによって捻出した資金(図-2の実線矢印①～③)
 - b 当社がF社に対してソフトウェア開発を発注したように装うことによって捻出された資金(図-2の実線矢印④・⑤)
- をC社からE社を経て当社に還流させることにより(図-2の太実線矢印⑥・⑦)、回収を偽装した。

(図一2)



2 不正の原因とその是正策

本件は、以下のような背景・原因によって不適正な会計処理が行われた。このような背景・原因を踏まえ、当社はその是正に向け、以下のように対応することとした。

(1) 背景・原因

当社は、前回検査以降も内部管理体制が全く改善されず、業績予想の達成を過度に重視する企業姿勢に変わりがなかった。

こうした状況を背景に、前回検査において課徴金納付命令の対象となった不適正な会計処理を主導した元社長は、証券取引所の特設注意市場銘柄指定（平成 22 年 10 月）の解除に向けた内部管理体制改善の一環として代表取締役を退任したものの、改善意識を持たないまま大株主である取締役として会社を支配し続け、当該特設注意市場銘柄の指定解除（平成 25 年 3 月）後にコンプライアンス意識が著しく欠如したまま代表取締役に復帰し、今般の不適正な会計処理を主導したものである。

また、当社の取締役のうち元社長以外は全て非常勤であり、かつ、前述のとおり

り、元社長は大株主である取締役として実質的に当社を支配していたため、取締役会のチェック機能や監査役の監査も機能していなかった。

(2) 是正に向けた当社の対応

① 元社長の経営からの排除

筆頭株主である元社長を経営から排除するとともに、取締役及び監査役についても、元社長と関わりのない者へと一新し、所有と経営の分離を図ることとした。

② 役員・社員へのコンプライアンスに係る研修の実施

全社員に対して、コンプライアンスに関する研修を実施する。また、幹部社員に対しては、より徹底したコンプライアンス意識を持たせるために、外部講師による研修会に参加させることとした。

【事例 3】貸倒引当金の過少計上（東証ジャスダック、その他金融業）

事案のポイント

《特色》

当社代表取締役社長（この事例において「当社社長」という。）の親族等の経営するグループ企業に対する短期貸付金等について、他のグループ企業による支援が期待できることによって回収は可能であるとの安易な考えにより、貸倒引当金の計上等を適正に行っていなかったという事案である。

《概要》

当社の保有する短期貸付金及び未収利息について、貸倒引当金の計上、未収利息の損失処理等を適正に行わなかったほか、当該短期貸付金等を当社の関連当事者に譲渡したことに伴う譲渡代金債権についても、貸倒引当金の計上を適正に行わなかったことにより、重要な虚偽記載のある四半期報告書を提出したことから、課徴金納付命令勧告（課徴金額 1,200 万円）を行った。

《背景・原因》

- 融通した短期貸付金等の回収が困難となる可能性を把握していたものの、貸出先がグループ企業等であることから、グループ企業間での支援等により回収は可能であると安易に考えていた。
- 会計監査人から貸倒引当金の計上等について指摘されていたにもかかわらず、会計監査人との意見交換の時間の確保も不十分であり、十分な議論を行っていなかった。

《その他》

当社は、平成 28 年 8 月に上場廃止。

1 事案の概要

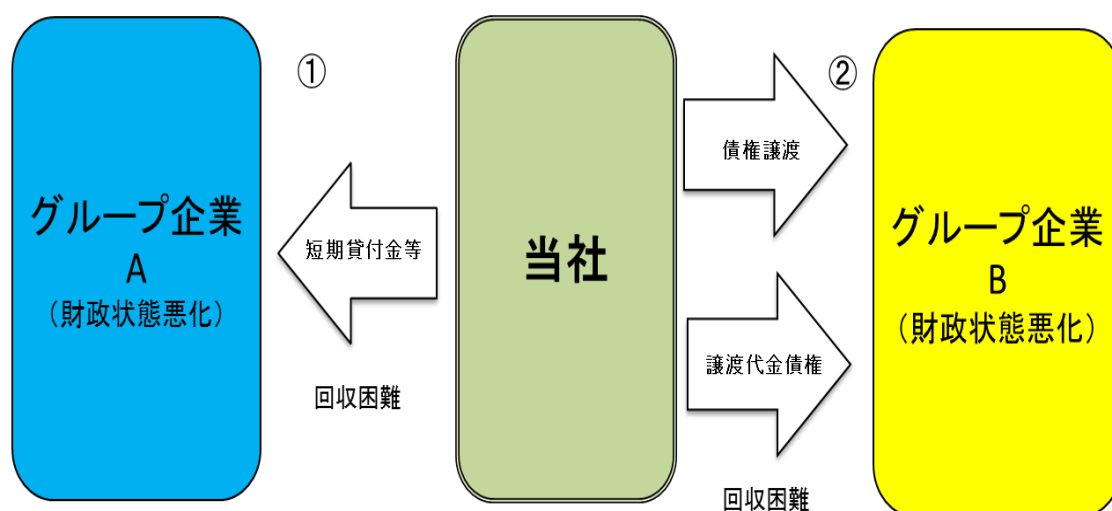
(1) 法令違反の概要

本件は、当社の保有する短期貸付金及び未収利息について、貸倒引当金の計上や未収利息の損失処理等を適正に行わなかったほか、当該短期貸付金等を当社の関連当事者に譲渡したことに伴う譲渡代金債権についても、貸倒引当金の計上を適正に行わなかったことにより、過大な純資産額や過少な純損失を計上した四半期連結財務諸表を記載した重要な虚偽記載のある 4 件の四半期報告書を提出したものである。

(2) 不適正な会計処理の概要

当社は、当社社長又は当社社長の親族等が経営するグループ企業との間において運転資金の融通を行っていたが、

- ① 当社の親会社の破綻及びその後の破産管財人との訴訟等によってグループ企業Aの財政状態が悪化し、当社のグループ企業Aに対する短期貸付金等の回収が困難となる可能性が高いことを把握していたにもかかわらず、短期貸付金に対する貸倒引当金の計上や滞留した未収利息の損失処理等を適正に行わなかった。
- ② 当該短期貸付金等の債権を別のグループ企業Bに譲渡したことに伴う譲渡代金債権についても、グループ企業Bの財政状態が悪化したことにより、回収が困難となる可能性が高いことを把握していたにもかかわらず、貸倒引当金の計上を適正に行わなかった。



2 不正の原因とその是正策

本件は、以下のような背景・原因によって不適正な会計処理が行われた。このような背景・原因を踏まえ、当社はその是正に向け、以下のように対応することとした。

(1) 背景・原因

当社は、融通した短期貸付金や譲渡代金債権等の回収が困難となる可能性を把握していたものの、貸出先がグループ企業等であることから、グループ企業間での支援等により回収は可能であると安易に考えていた。

こうした状況を背景に、当社は会計監査人から貸倒引当金の計上等について指摘されていたにもかかわらず、会計監査人との意見交換の時間も確保せず、十分な議論を行っていなかったものである。

また、当時の取締役経理部長がグループ企業との兼務となり、さらにその後に

役職を辞任し、経理部門を統括すべき者が不在となるなど、適正な情報開示を行うための管理体制が機能していなかった。

(2) 是正に向けた当社の対応

① 監査体制の強化

会計監査人の経営者ミーティングへの参加や当社社長及び経理担当取締役が直接、会計監査人と密に連絡を取り、意見交換を行うことができる体制を整備することとした。

② 経理部門の強化

経理部門の体制強化や第三者の視点からの意見を受けるため、経理業務の一部をアウトソースし、問題点の早期洗い出しを行うこととした。

2 検査による自発的提出

【事例4】売上の前倒し計上（東証ジャスダック、小売業）

事案のポイント

《特色》

経営再建に取り組む中、外部から招聘された当社代表取締役社長（以下この事例において「当社社長」という。）が、業績の維持・向上を過度に重視し、売上を高く計上しようとしたものである。

《概要》

メガネ等加工が必要な商品については、代金を受領した時点で引き渡していないため、本来、この時点では、前受金（負債）として計上すべきであったにもかかわらず、売上として前倒し計上したものである。検査の結果、有価証券報告書等における虚偽記載に係る金額は少額であり、重要な虚偽記載等があったとまでは認められなかったことから、課徴金納付命令勧告は行っていないものの、当社に対して有価証券報告書等の自発的な訂正の懇請を行い、当社は有価証券報告書等の訂正報告書を提出した。

《背景・原因》

- 当社社長が業績の維持・向上を過度に重視し、売上を高く計上しようとした。
- 本件売上の前倒し計上について、取締役会及び監査役会において、慎重な検討が行われず、また、常勤監査役及び内部監査室は、顧客から代金全額を受領した取引に関し、当社社長、監査役会等に報告を行っていなかった。

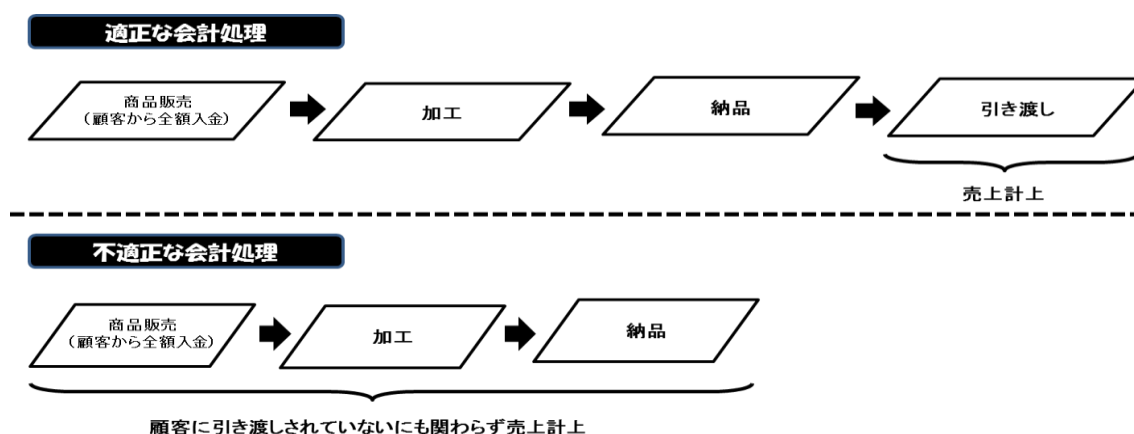
1 事案の概要

当社は、従来から、メガネ等の加工を要する商品の売上計上は、その商品の代金受領時点ではなく、加工した商品を顧客に引き渡した時点としていたが、当社社長は、加工した商品を顧客に引き渡した時点ではなく、顧客から代金を全額受領した時点で売上と認識する収益認識が当社の事業実態に即していると考えた。

当社は、この点について会計監査人に照会したところ、会計ルール及び業界の慣行から、従来どおり加工した商品を顧客に引き渡した時点で売上を認識すべき旨の回答を得ていた。しかし、当社は、この回答に従うことなく、加工した商品を顧客へ引き渡した時点ではなく、顧客から代金を全額受領した時点で売上を計上することとした。

これにより、当社は、売上を前倒し計上した虚偽記載のある財務諸表等を記載した有価証券報告書等を提出した。

検査の結果、虚偽記載に係る金額は少額であり、投資者の投資判断に影響を与えるような重要性は認められなかったことから、これらの虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出に係る課徴金納付命令勧告は行っていない。ただし、当社に対しては、有価証券報告書等の虚偽記載等についての自発的な訂正の懇請を行い、当社は訂正報告書を提出した。



2 不正の原因とその是正策

本件は、以下のような背景・原因によって不適正な会計処理が行われた。このような背景・原因を踏まえ、当社はその是正に向け、以下のように対応することとした。

(1) 背景・原因

当社は、業界をとりまく競争が激化する反面、業績は低迷する中で、当社社長が業績の維持・向上を過度に重視し、売上を高く計上しようとした。

こうした状況を背景に、本件売上の前倒し計上については、取締役会及び監査役会において、財務会計上妥当な取扱いとなり得るかについて検証するなど慎重な検討が行われた形跡はなく、常勤監査役及び内部監査室は、顧客から代金全額を受領した取引に関し、会計ルール及び業界の慣行から商品を顧客に引き渡した時点で売上を認識すべき旨の回答を会計監査人から書面で得ていたが、当社社長、監査役会等に報告が行われていなかったものである。

また、当社社長は、上記回答書面の受領時には報告を受けていなかったものの、その後、会計監査人から口答での回答を受け、本件売上の前倒し計上は誤りであることを認識していたにもかかわらず、売上計上時期を修正することなく継続させていた。

加えて、経営再建に取り組む中、外部から招聘された当社社長と役員との間に

において、コミュニケーションが不足していた。

(2) 是正に向けた当社の対応

① 取締役会の機能強化と監査役会とのコミュニケーションの円滑化

取締役にCF0を加えるとともに、監査役と取締役が一堂に会する場を設け監査役会と取締役会における一層のコミュニケーションの円滑化と経営の透明化を促進することとした。

② 内部監査室の連携強化

内部監査室を社長直属から取締役会直属に移し、取締役会、監査役会、会計監査人との連携を強化することとした。

【事例5】売上の過大計上等（東証マザーズ、不動産業）

事案のポイント

《特色》

当社の営業は、代表取締役社長（以下、「当社社長」という）の経験、人脈等に大きく依存しており、当社社長の主導する案件に対する取締役会や監査役会等による社内チェックや、外部専門家によるチェックが不十分であり、実質的に当社社長一人の判断により案件が実施されていた中、当社が、虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した事案である。

《概要》

当社は、共同事業の相手先から受領した共同事業分配金について、本来、売買契約の合意解除に伴う受取補償金として営業外収益に計上すべきところ、売上（コンサルティング手数料収入）として計上したほか、当該共同事業の相手先から受入れた追加出資金について、本来、預り金（負債）として計上すべきところ、少数株主持分（純資産）として計上したものである。これにより、当社は虚偽記載等のある有価証券報告書等を提出した。検査の結果、当該虚偽記載等については重要な虚偽記載等とは認められなかったことから、課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、当社に対して当該有価証券報告書等の自発的な訂正の懇請を行い、その結果、当社は訂正報告書を提出した。

《背景・原因》

- 契約関係や取引の経済的実態に即した会計処理を検討するための社内の体制が脆弱であった。

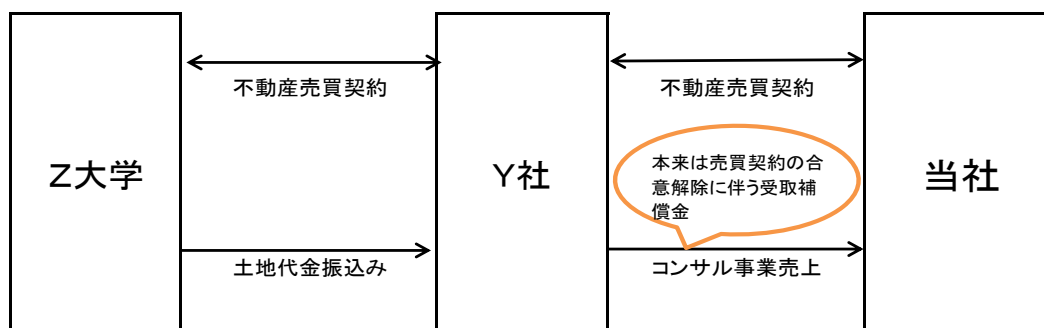
1 事案の概要

- ① 当社は、Y社との間で、Y社が保有する土地の不動産売買契約を締結したものの、Y社は、Y社名義のまま、Z大学に売却した。その後、当社は、Z大学に売却していれば得られたであろう利益相当額についてY社よりY社との共同事業分配金の名目で受領し、コンサルティング手数料収入として、売上に計上した。しかしながら、当該共同事業に実体はなく、当該分配金は、本来、売買契約の合意解除に伴う受取補償金として営業外収益に計上すべきであった。
- ② 当社は、X社との共同事業において、X社から受入れた追加出資金について、純資産である「少数株主持分」として計上した。しかしながら、当該追加出資金は、共同事業以外に流用されていたこと、当社が自由に使用できるものではない

こと及び出資金を返済する原資が共同事業による収益からでないことから、負債である「預り金」として計上すべきであった。

当社は、上記について虚偽記載のある有価証券報告書等を提出したが、検査の結果、投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等とは認められなかったことから、課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、有価証券報告書等の虚偽記載等を訂正する必要があるため、これらの有価証券報告等についての自発的な訂正の態様を行った。その結果、当社は訂正報告書を提出した。

②の概要図



2 不正の原因とその是正策

本件は、以下のような背景・原因によって不適正な会計処理が行われた。このような背景・原因を踏まえ、当社はその是正に向け、以下のように対応することとした。

(1) 背景・原因

当社は、契約関係や取引の経済的実態に即した会計処理を検討するための社内の体制が脆弱であった。

こうした状況を背景に、当社の営業は、当社社長の経験、人脈等に大きく依存していたため、社長の主導する案件に対する取締役会、監査役会、リスク管理委員会等による社内チェック及び外部専門家によるチェックが不十分であり、実質的に当社の業務執行は、当社社長一人の判断により実施されていたものである。

また、当社社長主導案件に対する内部統制や当社社長の業務執行に対するガバナンスのいずれも機能していなかった。

(2) 是正に向けた当社の対応

① 取締役会等の権限強化

取締役会への付議基準の引き下げ、社外役員等の増員及び権限の分配の見直しに加え、形骸化しているリスク管理委員会の規定を抜本的に改定し、実効性のある体制とすること等により、当社社長への権限の集中を防ぎ、取締役会の機能強化を図ることとした。

② コンプライアンス体制の強化

法務人員の補強及び顧問弁護士の積極的な活用により、契約書のレビュー体制を強化する等、コンプライアンス体制を強化することとした。

③ 監査体制の整備

現状常勤監査役のみが参加している当社社長及び会計監査人との面談について、非常勤監査役も参加する体制とする等、非常勤監査役の情報取得及び判断の機会の強化を通じ監査体制を整備することとした。

3 内部統制の実態

【事例6】棚卸資産の架空計上（東証一部、卸売業）

事案のポイント

《特色》

当社は、所属部門の営業成績を上げることが目的として長期にわたり不適正な会計処理を行っていた旨を適時開示したものの、その後に行われた社内調査の結果等について開示が行われなかったことから、当社に対し、社内調査の実施状況、会計監査の状況、当社の再発防止策等について確認するとともに、積極的な情報開示を促したものである。

《概要》

売上値引きがあった場合に、当該売上値引き額と同額の商品が返品されたように偽って伝票処理することで、過去5年間にわたって棚卸資産を架空計上したものである。期中において修正処理が行われた。

《背景・原因》

- 内部牽制が機能しない状況下において、管理職が、課の「黒字」を過度に重視し、役員等に報告・相談することなく、独善的に不正行為を行った。
- 管理職と役員・上級管理職との間でのコミュニケーションが不足したため、役員等が現場の状況を適確に把握していなかった。

《その他》

当社においては、法定開示に対する開示体制は確立されているものの、社内調査における根本原因の追究や、最初の適時開示後に期待された投資者保護の観点からの情報開示が十分でなかったことから、社外監査役を含む監査役に改善を促した。

1 事案の概要

当社の国内セグメントのA課が不採算部門に陥ることを回避するため、A課の管理職（プレイングマネジャー）が、営業を担当するX社との商品取引において、実際はX社に対する売上の値引きであったにもかかわらず、売上値引額と同額がX社から返品されたように偽って伝票処理することで、過去5年間にわたって棚卸資産を架空計上し、同額の売上原価を過少計上したものである。

なお、売上原価の修正は、期中処理された。

2 不正の原因とその再発防止策

本件は、以下のような背景・原因によって不適正な会計処理が行われた。このような背景・原因を踏まえ、当社は再発防止に向け、以下のように対応することとした。

(1) 背景・原因

当社は、在庫管理の検証・確認を当該管理職が行う体制となっており、内部牽制が機能しない状況下において、社内の体制再編によって採算が厳しくなったA課の当該管理職が、A課の「黒字」を過度に重視し、役員等に報告・相談することなく、独善的に不正行為を行った。

こうした状況を背景に、コンプライアンス意識が欠如していた当該管理職と役員等との間でコミュニケーションが不足していたことにより、A課の採算の見通しに係る今後の方針について見解の相違が生じていたことを知らないなど、役員等が現場の状況を適確に把握しておらず、結果としてガバナンスの機能不全に陥っていたものである。

(2) 再発防止に向けた当社の対応

① 在庫管理手続の整備

現品棚卸等に係る社内規程を新たに制定し、原則として、独立した別部門が現品棚卸を行うとともに、現品棚卸の頻度を高めることとした。

② 役員等による管理職に対する管理の強化

管理職（プレイングマネジャー）の業務実態を把握し、内部牽制が機能するよう上司による管理・承認の徹底を図ることとした。

【事例 7】売上の前倒し計上等（東証一部、サービス業）

事案のポイント

《特色》

売上目標達成のために、工事進行基準適用案件で枝番を用いた収益の前倒し計上や、ソフトウェア仮勘定の架空計上を行い、不適正な会計処理が行われていた旨が適時開示されたことから、当社のガバナンスの状況や再発防止策等を確認したものである。

《概要》

売上目標達成のため、工事進行基準を利用し、工事進捗度を調整することによる収益の前倒し計上、また、実体のない原価計上によるソフトウェア仮勘定の架空計上を行ったものである。

《背景・原因》

- 代表取締役社長（以下「当社社長」という）及び管理部門が、目標の達成が困難なものとなっていることを十分に理解していない状況下で目標達成を指示し、管理職が目標達成を過度に重視していた。
- 当社社長に、これまで社長としての経験がなかったこと等から、取締役に対する監督等といった取締役会の機能を発揮させることができなかった。

1 事案の概要

当社の事業部門の管理職がトップダウンで決められた売上目標達成のために、以下のとおり不適正な会計処理を行ったものである。

- ① 工事進行基準を適用する請負受託案件について、意図的に枝番を付して複数のフェーズ（工程）に分割して請負契約に係る認識の単位を取引の実態より細分化することにより、工事進捗度を調整し収益を前倒し計上した。
- ② 実体がない自社開発案件に原価を計上することにより、ソフトウェア仮勘定を架空計上した。

2 不正の原因とその再発防止策

本件は、以下のような背景・原因によって不適正な会計処理が行われた。このような背景・原因を踏まえ、当社は再発防止に向け、以下のように対応することとした。

(1) 背景・原因

当社は、当社社長がトップダウンで売上目標を決め、これを管理部門が事業部門に指示していた。しかし、社長及び管理部門は、業界を取り巻く競争が激化し、目標の達成が困難なものとなっていることを十分に理解していない状況下で目標達成を指示したため、当該部門に長期間在籍し、業務運営に大きな影響があった管理職が目標達成を過度に重視していた。

こうした状況を背景に、上場会社である親会社からの出向者である当社社長は、これまで社長としての経験がなかったことから、売上目標のチェックを含む「経営陣、取締役に対する監督」という本来の取締役会の機能を発揮させることができなかったものである。

また、当社の取締役は、事業部門長を兼任している者が過半数を占め、担当する事業部門の業績向上等に注力し、取締役としての本来の機能を果たしていなかった。

(2) 再発防止に向けた当社の対応

- ① 親会社の前常務取締役で、他の子会社の社長経験もある者が新社長に就任し、取締役会に本来の機能を発揮させる仕組みを整えるとともに、取締役としての責務認識を強化するため、各取締役への教育・研修を充実させた。
- ② 財務会計上、同一部門内でフェーズ分割を行うことができないようにシステムを改善した。また、ソフトウェアの自社開発案件については、取締役会審議前に必ず所定の会議での審議を受けるとともに、資産性の事後チェックを行うことを徹底した。
- ③ 同一職員が同一部署に長期間在籍できないように人事ローテーションを見直すこととした。

【事例 8】棚卸資産の過大計上等（東証一部、繊維製品業）

事案のポイント

《特色》

当社の米国連結子会社（以下「A社」という）における不適正な会計処理が行われていた旨が適時開示されたことから、当社の子会社管理の状況や再発防止策等を確認したものである。

《概要》

不良棚卸資産として費用処理すべきものや架空の棚卸資産を資産計上していた。また、未合意のまま取引先が負担するものとした増産対応費用の一部を費用計上していなかったものである。

《背景・原因》

- 代表取締役社長（以下「社長」という）から財務数値達成に係るプレッシャーを受けた担当執行役員が目標の達成を過度に重視した。
- 取締役に執行役員を兼務させ、担当事業部門を重要視させるなど内部統制を軽視するとともに、取締役会が機能するために必要な情報が全社横断的かつ適時に共有されておらず、取締役会が機能していなかった。

1 事案の概要

A社において、①本来、不良棚卸資産として費用処理すべきものや架空の棚卸資産を資産として計上するとともに、②増産対応費用の一部を取引先との合意がないのに取引先が負担するものとして費用計上していなかった等の不適正な会計処理が行われていた事案である。

2 不正の原因とその再発防止策

本件は、以下のような背景・原因によって不適正な会計処理が行われた。このような背景・原因を踏まえ、当社は再発防止に向け、以下のように対応することとした。

(1) 背景・原因

当社は、社長から財務数値達成に係るプレッシャーを受けた担当執行役員が目標の達成を過度に重視して、A社に対して、棚卸資産の費用処理の先延ばしや増産対応費用計上の先送りを指示していた。

こうした状況を背景に、当社では、財務数値の達成を経営上の最優先課題とす

る経営方針の中、取締役は執行役員を兼務させ、担当事業部門を重要視させるなど内部統制を軽視するとともに、取締役会が機能するために必要な情報が全社横断的かつ適時に共有されておらず、取締役会が機能していなかったものである。

また、当社の監査役会は、社内監査役1名、社外監査役2名で構成されているが、社外監査役は多忙であり、実質的には社内監査役1名で監査役監査を行っており、重要な海外子会社も多数ある中、当社経理部長と財務部員が複数社の監査役を兼任する等、当社と子会社の監査体制が不十分であった。

(2) 再発防止に向けた当社の対応

財務数値目標の達成を経営上の最優先課題として取り組んできた姿勢を改め、ガバナンス強化を最優先課題として、そのためのIT投資を実行するとともに、以下のように体制を構築することとした。

① 子会社に係る情報の取締役・監査役間での共有の徹底

取締役間の相互監視及び監査役による取締役の業務執行の監査がより実施しやすくなるよう、全ての取締役・監査役及び執行役員の間で子会社に係る情報を共有することとした。

② 監査体制の強化

監査の実効性を高めるため、当社及び子会社の監査役、さらに内部監査室員を増員するとともに、監査役監査と内部監査の連携を深めることとした。

【事例 9】工事収益の前倒し計上等（東証一部、化学業）

事案のポイント

《特色》

当社グループのノンコア事業を行う子会社（以下「A社」という）において、不適正な会計処理を行っていた旨が適時開示されたことから、当社の子会社管理の状況や再発防止策等を確認したものである。

《概要》

原価の付替えによる工事進捗度の調整を通じた工事収益の前倒し計上等を行ったものである。

《背景・原因》

- 社長が、取締役に対し黒字が見込まれる他の工事への原価付替えを指示し、当該取締役が具体的な指示を担当者に出していた。
- ノンコア事業を手掛ける独立性の高いA社と当社との一体感が欠如していたため、A社を管理する当社のモチベーションが低く、不適正な会計処理の兆候に気付かなかった。

1 事案の概要

A社において、赤字見通しの工事の原価を黒字見通しの他の工事の原価に付替えることで工事進捗度を調整し、工事収益の前倒し計上等の不適正な会計処理が行われていた事案である。

2 不正の原因とその再発防止策

本件は、以下のような背景・原因によって不適正な会計処理が行われた。このような背景・原因を踏まえ、当社は再発防止に向け、以下のように対応することとした。

(1) 背景・原因

A社が手掛ける工事の1つが、取引先による債務不履行が原因で損失が発生し赤字見通しとなったところ、A社社長が、取締役に対し黒字が見込まれる他の工事への原価付替えを指示し、当該取締役が具体的な指示を担当者に出す等、A社内でのコンプライアンス意識の欠如、内部統制の機能不全が認められた。

こうした状況を背景として、ノンコア事業を手掛ける独立性の高いA社と当社との一体感が欠如していたため、A社を管理する当社のモチベーションが低く、

当社がA社に派遣していた役員は非常勤であったことから形式的に取締役会や監査役会へ出席するのみで、子会社の実態把握に十分な注意を払っておらず、A社のプロパー経営陣とのコミュニケーションも不足していた上に、A社の重要な会議にも参加していなかったため、不適正な会計処理の兆候に気付かなかったものである。

また、子会社の社長を選任する明確な方法・基準等がなかったため、子会社社長として必要な誠実性等の資質が十分に審査されず、子会社の業績向上に大きく貢献したという理由で、コンプライアンス意識が希薄で子会社社長としての資質に問題がある者がA社の社長に就任した。

(2) 再発防止に向けた当社の対応

- ① 当社とノンコア事業部門の子会社間の一体感を醸成するため、当社の全取締役とコア事業部門のトップのみで当社で定期的に行っていた会議に、ノンコア事業部門の子会社の社長も出席するようにした。さらに、両社間での役員及び従業員の人事交流も積極的に行うこととした。
- ② 子会社へのガバナンスを実効性のあるものとするため、当社から常勤の代表取締役2名を派遣することで当社からのモニタリング機能を強化するとともに、新たに常勤監査役1名をA社に配置し、子会社取締役に対する業務執行の監視機能を強化した。これにより、当該常勤監査役がA社の重要な会議に出席し、証憑等の閲覧、役職員のヒアリング等の実質的な監査を行える体制とした。
- ③ 当社の取締役が協議の上、子会社の社長を決定することなどを内容とするサクセッションプランを作成し、コンプライアンス意識が希薄で子会社社長としての資質に問題がある者が子会社の社長候補者に選定されない仕組みを構築した。

4 特定関与行為に係る個別事例

監視委では、重要な虚偽記載等のある開示書類の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為（「特定関与行為」）についての検査も積極的に行っている。

具体的には、上場会社等による虚偽記載について、外部協力者の加担が認められた場合、課徴金の対象となるものであり、特定関与行為を行った者（外部協力者）に対し、手数料、報酬その他対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額を課徴金として課されることになる（法 172 条の 12）。

下記事案は、検査の結果、特定関与行為とは認められなかったが、参考となる事案であるため掲載する。監視委では、引き続きこのような事案について、注視していく。

➤ 架空売上を計上して重要な虚偽記載を行い課徴金納付命令勧告に至った事案の過程で、対象会社に対する会計監査の補助業務を行う公認会計士が、架空売上を隠蔽するため、証拠書類を破棄したものと疑われたことから、特定関与行為の疑いで検査を行った事例。

➤ 架空売上を計上して重要な虚偽記載を行い課徴金納付命令勧告に至った事案の過程で、当社が循環取引に関与していることが判明したことから、当社を特定関与行為の疑いで検査した。なお、同社の上場親会社に対しても、子会社に対するガバナンス等の観点から内部統制状況の実態把握を目的とした開示検査を行った。

検査の結果、特定関与行為とは認められなかったものの、取引のチェック体制等が不十分であることが判明し、また当社の上場親会社に内部統制上の問題点が把握されたため、改善を促した事例。

5 開示書類の不提出に係る個別事例

監視委では、開示書類の重要な虚偽記載等の他にも、開示書類の不提出の場合に検査を積極的に行っている。

具体的には、内閣総理大臣への届出（有価証券届出書の提出）が免除されるストックオプションの付与（新株予約証券の募集）の要件を満たさないにもかかわらず、使用人でない者を使用人と偽り、その要件を満たしているかのように偽装し、届出を行うことなくストックオプションの付与を行った場合である。

下記事案は、ストックオプションに関する届出免除の特例を利用した無届出募集として課徴金納付命令勧告を行った初めての事案である。監視委では、引き続きこのような事案について注視していく。

➤ 運転資金などを調達するため、使用人のみを相手方としたストックオプションの付与（新株予約権証券の募集）として、内閣総理大臣に届出（有価証券届出書の提出）をせずに、

① 使用人とする4名に対して、10,000個の新株予約権証券を332,000,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で

② 使用人とする9名に対して、4,975個の新株予約権証券を166,165,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で

それぞれ取得させたが、いずれについても、付与した相手方のうち少なくとも1名は雇用の実態がなく、使用人として認められなかった。

したがって、これら2回のストックオプションの付与は、当社の使用人のみを相手方としたストックオプションの付与には該当せず、内閣総理大臣に届出を行う必要があったにもかかわらず、当社は届出を行わずストックオプションの付与（無届出募集）を行った。

Ⅲ 最新の事例の特色・傾向

平成 28 年度に終了した開示検査事案について、開示規制違反の形態及びその発生原因について取りまとめました。

1 開示規制違反の形態

開示規制違反のほとんどは、不適正な会計処理による有価証券報告書等の虚偽記載でした（他には、無届募集事案が 1 件）。事案ごとの違反の形態は以下のとおりですが、架空売上を計上した事案、売上の前倒し計上など、売上をめぐる不適正な会計処理が目立ちました。

有価証券報告書等の虚偽記載

【売上高に関する不適正な会計処理】

➤ 売上の架空計上

- ① バイオ関連開発権の譲渡について、譲渡先の取締役会の承認が得られず契約が成立していないにもかかわらず成立したかのように装ったほか、回収困難となった商品売上代金を回収したかのように装うなどして、架空売上を計上したケース（事例 1）。
- ② サーバー等の販売において、複数の会社を利用した循環取引を行うことにより、架空売上を計上したケース（事例 2）。
- ③ 実体のない自社開発案件に関する原価を計上することにより、ソフトウェア仮勘定を架空計上したケース（事例 7）。
- ④ 売買契約の合意解除に伴う受取補償金は、本来、営業外収益に計上すべきであったにもかかわらず、コンサルティング手数料収入として、売上計上したケース（事例 5）。

➤ 売上の前倒し計上

- ⑤ 代金全額を受領した時点では商品を引き渡していないため、売上ではなく、前受金（負債）として計上すべきであったにもかかわらず、売上として前倒し計上したケース（事例 4）。
- ⑥ 工事進行基準を適用する案件について、意図的に枝番を付して複数のフェーズ（工程）に分割することにより、売上等を前倒し計上したケース（事例 7）。

【売上原価に関する不適正な会計処理】

➤ 売上原価の過少計上

- ⑦ 売上値引きであるにもかかわらず、売上値引額と同額の商品が返品されたように装い、売上原価を過少計上したケース（事例 6）。

- ⑧ 費用計上すべきであった増産対応費用を計上しなかったケース（事例 8）。

【営業外費用に関する不適正な会計処理】

➤ 貸倒引当金の過少計上

- ⑨ 短期貸付金等の回収が困難となる可能性が高いことを把握していたにもかかわらず、その貸付先がグループ企業であるということで貸倒引当金の計上を適正に行わなかったケース（事例 3）。

【資産に関する不適正な会計処理】

➤ たな卸資産の過大計上

- ⑩ 費用処理すべき不良たな卸資産及び架空のたな卸資産を資産として計上したケース（事例 8）。

【負債に関する不適正な会計処理】

➤ 預り金の不計上

- ⑪ 共同事業の相手先から受け入れた追加出資金を当該事業以外に流用したことから、本来、預り金（負債）として計上すべきであったにもかかわらず、少数株主持分（純資産）として計上したケース（事例 5）。

無届出募集

- ⑫ スtockオプションの付与（＝新株予約権証券の募集）に関し、届出が免除される要件に該当しないにもかかわらず、当該要件に該当するかのような偽装（使用人でない者を使用人として偽装）を行い、届出（＝有価証券届出書の提出）を行わずにStockオプションを付与したケース（6 開示書類の不提出に係る個別事例）。

2 開示規制違反の背景・原因

最近の開示検査では、開示規制違反が行われた会社自身による適正な情報開示を行うための実効性をもった体制整備が進められることを期待し、その開示規制違反が発生した根本原因について検査対象会社の経営陣幹部と議論を行い、認識の共有を図っています。

これは、開示規制違反の再発を防止するためには、適正な情報開示体制の整備について、経営陣幹部全員に問題意識を持っていただく必要があるとの考えによるものです。

こうした考えに基づいて実施した最近の開示検査では、多くの場合、

- ・ 経営陣のコンプライアンス意識の欠如
- ・ 会社のガバナンスの機能不全

が背景としてあり、次のような原因による開示規制違反を把握しました。

【原因】

- 業績が不振に陥る中、「継続企業の前提に関する注記」の付記や上場廃止基準への抵触を避けるために業績の維持・向上に対する強いインセンティブが働いたこと（⇒１の①）。
- 過去に開示規制違反に係る課徴金納付命令を受けているにもかかわらず、内部管理体制は全く改善されていないという状況の中で、対外的な信用力を維持するため、公表した売上目標の達成を過度に重視したこと（⇒１の②）。
- 業績が不振に陥り資金繰りに窮する中、有価証券届出書による情報開示を避け、安易に資金を調達したいという思惑が働いたこと（⇒１の⑫）。
- 赤字が継続する中、社内のモチベーションを高めるため、単月黒字を達成しようとする等の強いインセンティブが働いたこと（⇒１の⑤）。
- 担当課の管理職が社内における評価を重視するあまり、厳しくなった担当課の業績の「黒字」化に過度に固執したこと（⇒１の⑦）。
- 競争の激化の中、トップダウンによる売上目標の達成が困難になっていたにもかかわらず、担当部門の管理職が目標の達成を過度に重視したこと（⇒１の③⑥）。
- 代表取締役社長からの目標達成についてのプレッシャーにより、担当執行役員が不適正な会計処理を指示していたこと（⇒１の⑧⑩）。
- 担当者は、債権の回収が困難な状況になったことを認識しながら、貸出先がグループ企業であることを理由に貸倒引当金の計上についての検討を行わなかったこと（⇒１の⑨）。
- 契約関係や取引の経済的実態に即した会計処理を検討する体制が不十分であったこと（⇒１の④⑪）。

Ⅳ 過去の検査事例

1 開示書類の虚偽記載

(1) 売上高

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 売上の架空計上や過大計上

- ・ 第三者への太陽光発電施設等の販売を装うなどして、売上を過大に計上した。
(【事例 10】参照)
- ・ 海外販売子会社において、基幹システム上で架空の受注伝票等を登録することにより、架空の売上を計上した。
- ・ 代表取締役が代表を兼務していた他社による太陽光発電事業に係る販売取引の一部を、子会社による販売取引のように装うことにより売上を過大に計上した。
- ・ 工事進行基準適用案件において、工事の受注時点又は進行中に損失が見込まれていたにもかかわらず、実現可能性の低い又は具体的裏付けのないコスト削減策を織り込むことなどで見積工事原価総額を過少に見積もり、工事進捗度を高くすることにより売上を過大に計上した。(【事例 11】参照)
- ・ 帳票のみで行われ、取引の仲介に入るだけの取引において、取引先(同業他社)と意を通じるなどして、架空売上及び架空仕入を計上した。(【事例 35】参照)

(2) 売上の前倒し計上

- ・ 工事進行基準を適用しているソフトウェア取引において、勤務表を改ざんして実際には作業に従事していない人員の作業時間数(労務費)を実際原価に含めて、工事進捗度を高くすることにより、売上を前倒し計上した。
- ・ 取引先とは交渉中であつたにもかかわらず、虚偽の契約書を作成し、売上を前倒して計上した。
- ・ 取引先から預かった印章を用いて虚偽の証書類を作成し、売上を前倒して計上した。
- ・ 検収基準により売上を計上していたが、発注者に対し、社内資料として使用するだけであるなどと説明をし、除染作業の進捗度や測量結果とは無関係に作成した「検収書」等に発注者の押印を得るなどして、売上を前倒し計上した。

(3) 売上の取消し処理の未済

- ・ 毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、期末に未実施の授業数に対応する部分を前受金に振替処理すべきであつたにもかかわらず、売上の取消しを行わなかった。(【事例 24】参照)
- ・ 注文が取り消されたにもかかわらず、取消し手続を行わなかった。

【事例 10】売上の過大計上

1 本事例の特色

本件は、第三者への太陽光発電施設等の販売を装うなどして、売上を過大に計上するなどしたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は 1 億 400 万円であったにもかかわらず、これを 4 億 2,200 万円と記載した有価証券報告書などを開示した。

なお、本件は、電力の小売自由化など、競争の激化が予想される事業環境の中、当時の経営陣の売上至上主義という経営方針の下、発電所の建設・販売を行う電源開発事業に進出するなど、事業規模拡大を志向していた企業において不適正な会計処理が行われた事案である。（平成 28 年度勧告）

2 発行者である会社

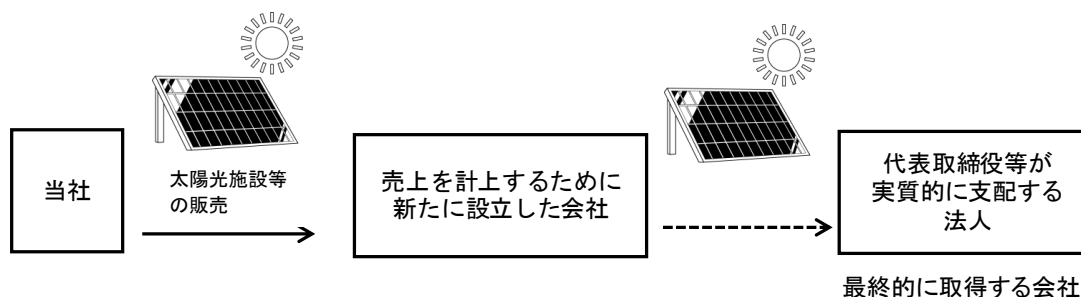
サービス業、東証マザーズ上場

3 事案の概要

(1) 売上の過大計上①

当社は、発電所の建設・販売を行う電源開発事業において、売上を計上するために新たに会社（A 社）を設立し、A 社が真の販売先となるものではないことを認識しながら、A 社を形式的に介在させることにより、第三者への太陽光発電施設等の販売を装うなどして、売上を過大に計上していた。

なお、太陽光発電施設等は、最終的には、代表取締役等が実質的に支配する法人が取得した。



(2) 売上の過大計上②

当社は、多額のディーゼル発電機等の売却先の支払原資等を十分に確認しないまま取引を行い、対価の回収可能性が高いとは見込めなかったにもかかわらず、売上を計上した。

(3) 売上の過大計上③

当社は、太陽光発電システム機器を取引先（B 社）に販売する一方、太陽光発

電所の開発にかかる工事を他の会社（C社）に請け負わせ、B社に販売した当該部品をC社に購入させ、工事に使用させた。

実態としては、C社に対して当該機器を有償で供給した取引に過ぎないにもかかわらず、当社は、B社に対する当該機器の売上を計上していた。

4 事案の背景

当社は、電力の小売自由化など、競争の激化が予想される事業環境の中、当時の経営陣の売上至上主義という経営方針の下、発電所の建設・販売を行う電源開発事業に進出するなど、事業規模拡大を志向していた。

このような中、当時の経営陣の主導の下、東証マザーズ市場への株式上場の直前期から、株式上場後 1 年に満たない会計期間にかけて、電源開発事業において、売上を過大に計上するなどの不適正な会計処理が行われた。

5 不正の原因

(1) 事業環境の変化や競争激化を背景とする売上至上主義への傾倒

代表取締役等は、電力の小売自由化など、競争の激化が予想される事業環境の中、当社が一定の影響を持つためには、事業規模を拡大する必要があるとして、売上至上主義を掲げ、本来、取締役会決議が必要な取引について、決議がないまま、独断で取引を行うなどした。

また、役職員は、売上予算の達成に向けた強いプレッシャーにより、コンプライアンス意識が希薄になっていた。

(2) 内部統制の機能不全

取締役会は、本来、当社の業務執行を監督する立場にあるが、代表取締役等に対する他の取締役や監査役からの牽制が機能していなかった。

また、内部監査室は、他部門の職員が兼務しており、独立性を欠き、十分な監査時間も確保できていない状況であったことから、実質的な監査が行われておらず、内部監査は機能していなかった。

6 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、売上の過大計上等により、法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	2 億 4,700 万円	5,500 万円

② 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	4 億 2, 200 万円	1 億 400 万円

③ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	2 億 600 万円	▲2, 200 万円

(2) 発行開示書類

① 当社は、第 X1 期事業年度連結会計期間につき、売上の過大計上等により、同期間における連結当期純損益が1億400万円の利益であるところを4億2,200万円の利益と記載するなどした同期間における連結損益計算書を掲載した有価証券届出書（一般募集）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、4,000,000株の株式を48億2,100万円で取得させた。

② 当社は、第 X1 期事業年度連結会計期間につき、売上の過大計上等により、同期間における連結当期純損益が1億400万円の利益であるところを4億2,200万円の利益と記載するなどした同期間における連結損益計算書を掲載した有価証券届出書（その他の者に対する割当）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、600,000株の株式を7億2,315万円で取得させた。

同社が行った上記①～②の行為は、法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

7 課徴金額

2 億 5, 848 万円

（継続開示書類 計 900 万円、発行開示書類 計 2 億 4, 948 万円）

(2) 売上原価

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 売上原価の過少計上、売上原価の繰延べ

- ・赤字受注であると認められる除染案件について適切な受注損失引当金の計上をしなかった。
- ・製造等委託先に対して、調達価格を上回る額であるマスキング価格で、生産行為に必要な数量を超えた数量の部品を有償支給し在庫として保有させるなどして利益を計上（会計上は、製造原価を減額）した。（【事例 11】参照）
- ・適切な原価差額の配賦を行わず、売上原価を過少に計上した。（【事例 11】参照）
- ・架空の原価付替伝票を作成して原価を完成品から仕掛品に付け替えることにより、売上原価を過少に計上した。
- ・リベート（仕入値引）の過大計上により、売上原価を過少に計上した。（【事例 12】参照）
- ・改良作業に着手したものの、その後、作業を中断したソフトウェアについて、販売の見込みがないにもかかわらず、仕掛品に計上したまま費用処理しなかった。（【事例 18】参照）
- ・期末までに認識可能な売上原価を総発生原価見通しに含めなかった。
- ・店舗の实地棚卸において、棚卸原票に架空の商品を在庫として記載することにより、期末在庫数量の水増しを行った。
- ・工事予算額を超過することが見込まれる工事について、工事原価を過少計上し、計上しなかった工事原価を簿外で繰り延べ、翌期以降の別の工事に付け替えた。
- ・仕掛品を売上原価に振り替えず、売上原価を過少計上した。

(2) 架空仕入の計上（売上原価の過大計上）

- ・売上の前倒し計上が露見することを恐れ、売上原価を過大に計上した。

(3) 外注費の繰延べ

- ・完成工事の外注費を他の未成工事に付け替え、翌期以降に繰り延べた。

【事例 11】売上原価の過少計上 等

1 本事例の特色

本件は、一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上が行われたほか、映像事業、パソコン事業及び半導体事業等の一部において、売上原価の過少計上、費用の過少計上などが行われるなどしたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は 31 億 9,400 万円の利益であったにもかかわらず、これを 700 億 5,400 万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。

本件不適正な会計処理が発生した原因として、歴代社長による予算達成要求と財務経理部門における牽制機能の無効化が、歴代社長に対する牽制が働かなかった根本原因として、コーポレート・ガバナンス上の不備が認められた。

本件勧告の課徴金額は、歴代最高額の 73 億 7,350 万円となった。（平成 27 年度勧告）

2 発行者である会社

電気機器、東証一部・名証一部上場

3 事案の概要

(1) 工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上

一部インフラ関連の工事進行基準適用案件において、工事の受注時点又は進行中に損失が見込まれていたにもかかわらず、実現可能性の低い又は具体的裏付けのないコスト削減策を織り込むことなどで見積工事原価総額を過少に見積もり、適切な工事損失引当金の計上をしなかったほか、工事進捗度を高くすることにより売上を過大に計上した。

(2) 費用の過少計上

映像事業において、発生主義に従って計上すべき引当金を適切に計上しなかったほか、経費計上の翌期以降への繰り延べ等を行っていた。

(3) 売上原価の過少計上等①

パソコン事業において、当社が当社子会社を通じて製造等委託先に調達価額を上回る額であるマスキング価格で主要部品を有償支給する部品取引と、同委託先が製造した完成品を当社子会社を通じて当社に納入する取引（完成品取引）とは、実質的に一連の取引であり（部品取引と完成品取引を合わせて Buy-Sell 取引という）、会計上は一個の取引と評価されることから、本来、有償支給した部品が製造等委託先に四半期末に在庫として存在する場合には、部品取引時に製造原

価から減額したマスキング価格と調達価額の差額（以下「マスキング値差」という。）を未実現利益として取り消す必要があったところ、部品調達価格とマスキング価格の比（マスキング倍率）が年々拡大する中、正常な生産行為に必要な数量を超えた数量の部品を製造等委託先に対して有償支給し在庫として保有させ、当該部品取引時にマスキング値差を製造原価から減額した上、同一四半期末に当該会計処理を取り消さない等により、売上原価を過少に計上等した。また、映像事業と同様、経費計上の翌期以降への繰り延べ等を行っていた。

Buy-Sell 取引におけるように部品取引と完成品取引が実質的に一連の取引である場合において、部品取引で計上されたマスキング値差は一時的な未実現利益であり、これが取り消されない際には、架空の利益の計上とされる。

(4) 売上原価の過少計上等②

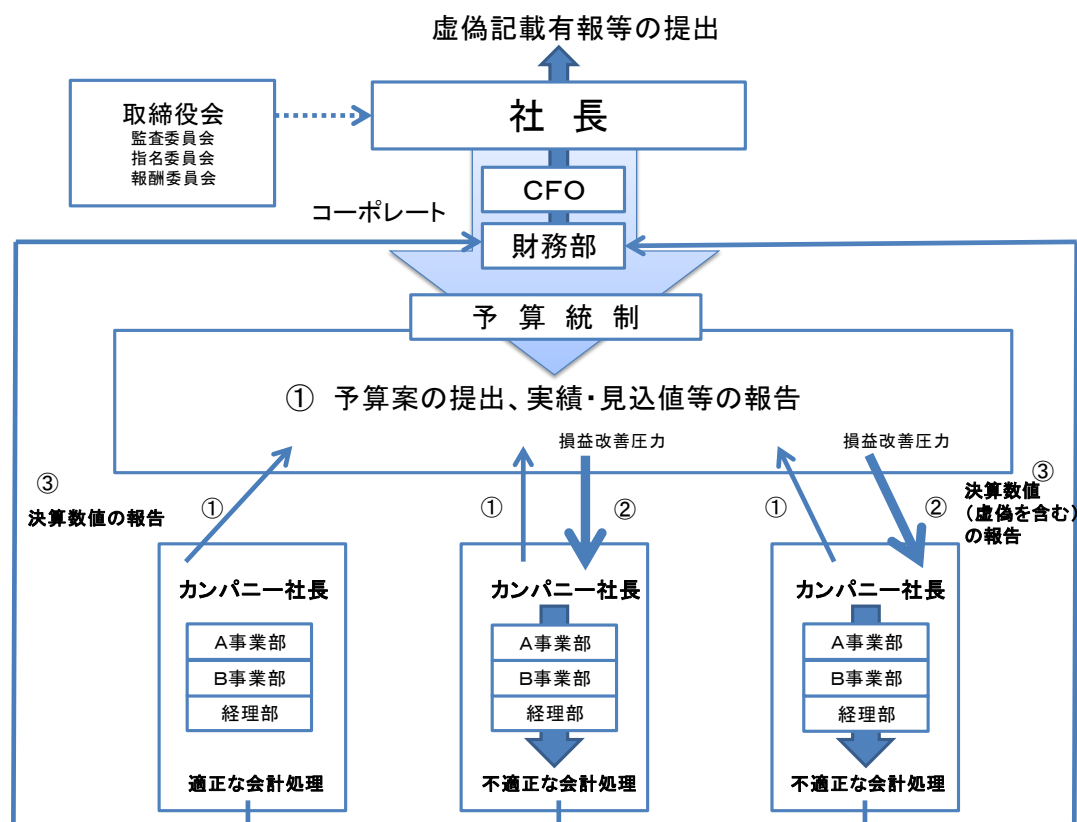
半導体事業において、生産工程が「前工程」と「後工程」に分かれているところ、前工程の標準原価を臨時に改訂した一方で、後工程の標準原価は改訂しなかったことにより、後工程で多額に発生した原価差額を、前工程と後工程の原価差額を合算して配賦を行う合算配賦法を適用して配賦することで前工程の期末在庫を過大に計上する等、適切な原価差額の配賦を行わず、売上原価を過少に計上したほか、一部の棚卸資産について適切な評価損の計上をしなかった。

4 事案の背景

当社は、平成 11 年、グローバル社会の中で事業運営に関わる迅速な意思決定及びその実行を可能とし、各事業を強化することを狙いとして、各事業部門を独立採算制で一つの会社（カンパニー）に見立てて運営する「社内カンパニー制」を導入した。

社内カンパニー制における本社機能はコーポレートが担い、各カンパニーの予算の作成を指導し、「社長月例」と呼ばれる月次報告会等において、各カンパニーから前月の実績並びに当月及び当四半期末の損益の見込値を報告させ、予算必達の名の下にカンパニーに損益改善要求（「チャレンジ」）を行うことにより予算統制を行っていた。

当社は、平成 20 年のリーマンショックを契機に大幅に業績が落ち込んだことから、その回復を急ぐ余り、歴代社長の統制の下、四半期末の予算の達成を強く求めたことから、この達成が困難なカンパニーにおいて、利益の前倒しや費用の繰延べ、引当金の過少計上等の手法を用いた不適正な会計処理が行われた。その中には歴代社長が認識していたものもあるが、その全体像を把握するものがない中で、広範に不適正な会計処理が継続されたものである。



5 不正の原因

(1) 歴代社長による予算達成要求と当社内部の財務・経理部門における牽制機能の無効化

当社及び当社子会社において、長期間にわたり広範に不適正な会計処理が行われていたが、これらの原因として、

- ・ 歴代社長が当期利益至上主義の下で予算の達成や実績見込の上積みを強く求めたこと
- ・ 一部の事業において、カンパニー社長は、歴代社長の要求に応えるためには、損益調整をすることもやむなしとしていたこと

その一方で、

- ・ カンパニー経理部は、カンパニー社長の指揮命令の下、カンパニーの一員として損益改善に取り組むことを求められる立場にあったため牽制機能が果たせなかったこと
- ・ コーポレート財務部門は、カンパニーによる会計処理を把握し、一部の不適正な会計処理について段階的是正に向けた検討・提案は行ったものの、カンパニーの事業部門で行われた当該会計処理の基礎となる事実関係の把握が必ずしも容易ではなかったこと、あるいは、歴代社長らの意向を慮るあまり、「解釈の余地があるもの」として会計上の適否の線引きを明確に行わず、過年度の財務諸表の是正も含めた適正な財務報告に向けた行動には至らない

ど、コーポレート財務部門としてカンパニー及び経営陣に対する牽制機能が果たせなかったことなどが認められる。

(2) コーポレート・ガバナンス上の不備

当期利益至上主義の下で予算の達成を強く求めた歴代社長に対する牽制が働かなかった根本的な要因として、以下に述べるコーポレート・ガバナンス上の不備が認められる。

当社は指名委員会等設置会社であるところ、取締役会は、経営の基本方針等の重要事項の決定及び執行役等の職務の執行に対する監督の機能が期待されていた。また、監査委員会は、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われているかを監査し、これを確保するための内部統制システムの整備・機能状況を確認し、必要に応じて取締役会を通じて是正措置を講じさせることが期待されていた。しかしながら、取締役会や監査委員会が本来期待されていた役割を果たして代表執行役たる社長に対する牽制機能を発揮することができなかった。

その根本的な原因として、当社においては、執行役等の選解任や報酬等に係る原案策定等の権限が社長に集中していたが、その状況下において、取締役会について、①報告対象事項の定義が不明確であったため、適切に報告がなされていない案件があり、また、②社外取締役に対し、案件の事実関係に関する情報提供が不十分であったほか、③審議時間が十分に確保されていないなどから、重要な議題について審議を十分に行うことができる態勢を有していなかったことなどがある。

また、当社は、会計監査は一義的に会計監査人の職責であるといった認識があり、会社の計算関係書類の監査における役割及び責任を軽視する傾向があったため、①監査委員会が主体的に会計監査人の監査の方法及びその結果の相当性を検証する態勢や会計監査人に対して十分な情報提供を行う態勢を整備していなかったほか、②経営監査部が会計処理の観点での監査を十分に実施していなかったにもかかわらず、監査委員会は取締役会を通じて必要な是正措置を講じさせなかったことなどがある。

6 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、工事損失引当金の過少計上、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、法第 172 条の 4 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	700 億 5, 400 万円	31 億 9, 400 万円

② 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	773 億 6, 600 万円	134 億 2, 500 万円

(2) 発行開示書類

- ① 当社は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの連結会計期間につき、売上原価の過少計上等により、同期間における連結当期純損益が 539 億 4, 300 万円（100 万円未満は切捨て。以下同じ。）の損失であるところを 197 億 4, 300 万円の損失と記載するなどした連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 1, 200 億円で取得させた。
- ② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の①）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 300 億円で取得させた。
- ③ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の①）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 900 億円で取得させた。
- ④ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の②）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 300 億円で取得させた。
- ⑤ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の②）参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 500 億円で取得させた。

同社が行った上記①～⑤の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

7 課徴金額

73 億 7, 350 万円

（継続開示書類 計 1 億 7, 350 万円、発行開示書類 計 72 億円）

【事例 12】リベートの過大計上

1 本事例の特色

本件は、インターネット通販による家電小売業において、仕入先から支払われるリベート（仕入値引）を過大計上することなどにより、売上原価を過少計上したものである。これにより、当社は、中間純損益について、本来は 8,500 万円の損失であったにもかかわらず、これを 1 億 1,400 万円の利益と記載した半期報告書などを開示した。（平成 24 年度勧告）

2 発行者である会社

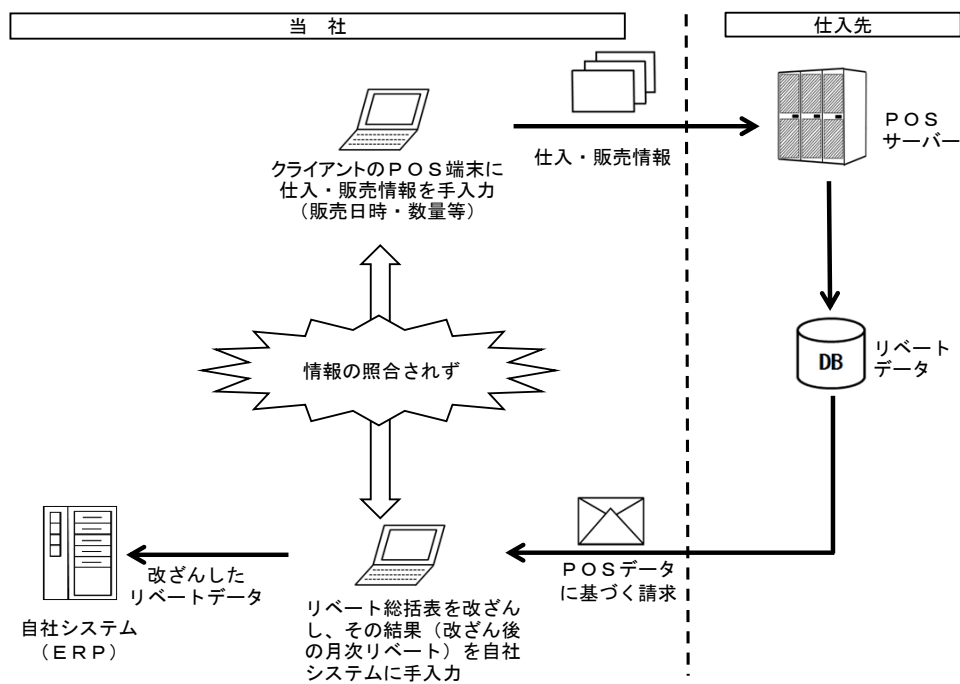
小売業、マザーズ上場

3 事案の概要

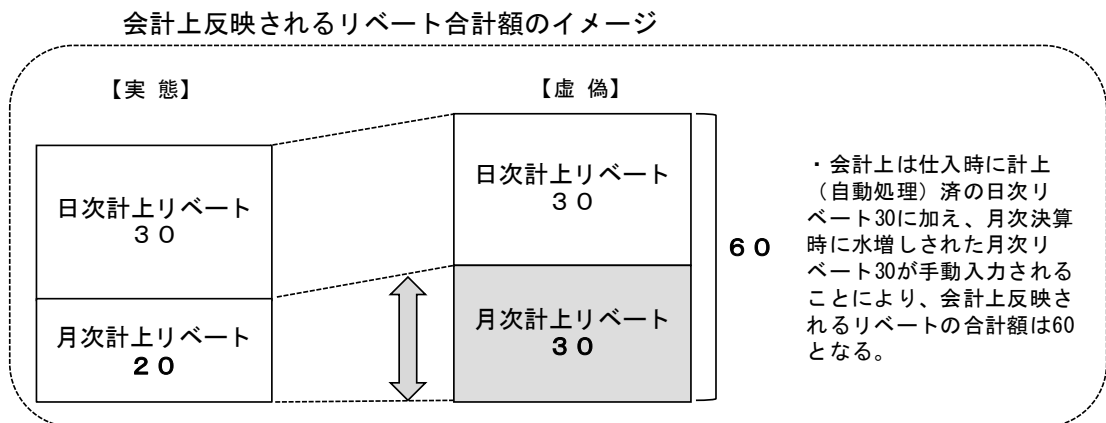
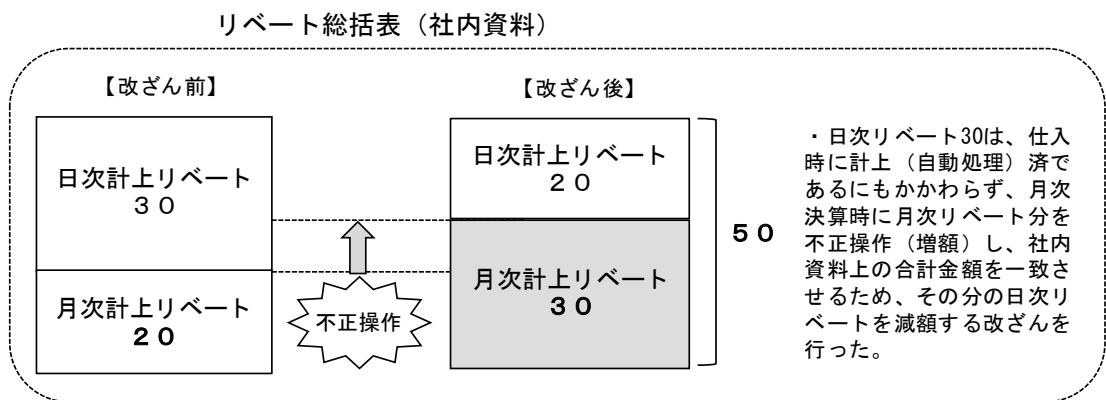
当社は、家電の販売情報（日時、製品、数量等）に応じて、仕入先から各種のリベートを受け取っていた。こうした販売情報のうち、日次（仕入時）に計上されるリベートについては、当社の財務・会計システムと仕入先の POS サーバーに対応する POS 端末が連携して自動処理されていたものの、販売・在庫状況に応じて月次で計上されるリベートについては、仕入先の POS システムとの連携が未対応であったため、毎週末に一括して POS 端末に手入力するとともに、当社の財務・会計システムに仕入の月次決算を手入力することによって対応していた。

当社は、リベートの月次決算処理に当たって、リベート内訳を分類・集計した社内資料（リベート総括表）を作成していたが、当社役員は、当社の決算時に、リベート総括表の合計金額は一致させつつ、日次リベート金額を減額し、その分、月次リベート金額を増額する改ざんを行っていた。この結果、仕入時に計上済の日次リベート金額に加えて、当該役員によって水増しされた月次リベート金額が計上され、これによりリベートが過大計上されることとなった。

(図1) リベートの前提となる情報システム



(図2) リベート総括表の内訳の改ざん



4 不正の背景

(1) 社内牽制機能の不備

リベートの決算処理が特定の個人に依拠されていることに加え、管理部門においても関係証憑等について詳細な照合を行わないなど、組織内における牽制が機能していなかった。

(2) コンプライアンス意識の欠如

役員自らがリベートの水増し計上に関与しており、また、代表取締役を含む経営陣もリベートや売上原価に係る管理の必要性についての認識が甘いなど、コンプライアンス意識が欠如していた。

5 法令違反の事実関係

当社は、売上原価の過少計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	1 億 9, 200 万円	▲800 万円
連結中間純損益	1 億 1, 400 万円	▲8, 500 万円

② 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	4 億 4, 300 万円	1 億 8, 100 万円
連結当期純損益	2 億 7, 200 万円	6, 500 万円

③ 第 X2 期半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	2 億 2, 000 万円	7, 300 万円
連結中間純損益	1 億 2, 900 万円	▲100 万円

④ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	1 億 4, 300 万円	7, 400 万円

6 課徴金額

600 万円

(3) 販売費及び一般管理費

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 費用の過少計上、費用の繰延べ

- ・発生主義に従って計上すべき引当金を適切に計上しなかったほか、経費計上の翌期以降への繰り延べ等を行っていた。（【事例 11】参照）
- ・海外販売子会社が、発生した営業関係費を費用計上しなかった。（【事例 13】参照）
- ・期中に広告宣伝業務の役務提供を受けたにもかかわらず、その対価の支払が翌期以降であることを理由として、広告宣伝費の計上を翌期以降に繰り延べた。
- ・将来の収益獲得が確実とはいえないソフトウェアについて、本来は期間費用処理を行うべきところ、これを行わず、ソフトウェアとして資産計上した。
- ・営業費等の各種費用を翌期以降に繰り延べた。

(2) 貸倒引当金（繰入額）の不計上・過少計上（売掛債権等）

- ・滞留債権について回収を装うなどし、滞留債権が認識されず貸倒引当金を過少計上した。
- ・資金循環により延滞債権等の回収を装い、貸倒引当金を計上しなかった。

【事例 13】営業関係費等の過少計上

1 本事例の特色

本件は、当社の海外販売子会社において、製品販売に係る営業費用の過少計上、貸倒引当金等の過少計上、減損損失の不計上等が行われたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は 125 億 3,100 万円の損失であったにもかかわらず、これを 78 億 9,100 万円の損失と記載した有価証券報告書などを開示した。
(平成 22 年度勧告)

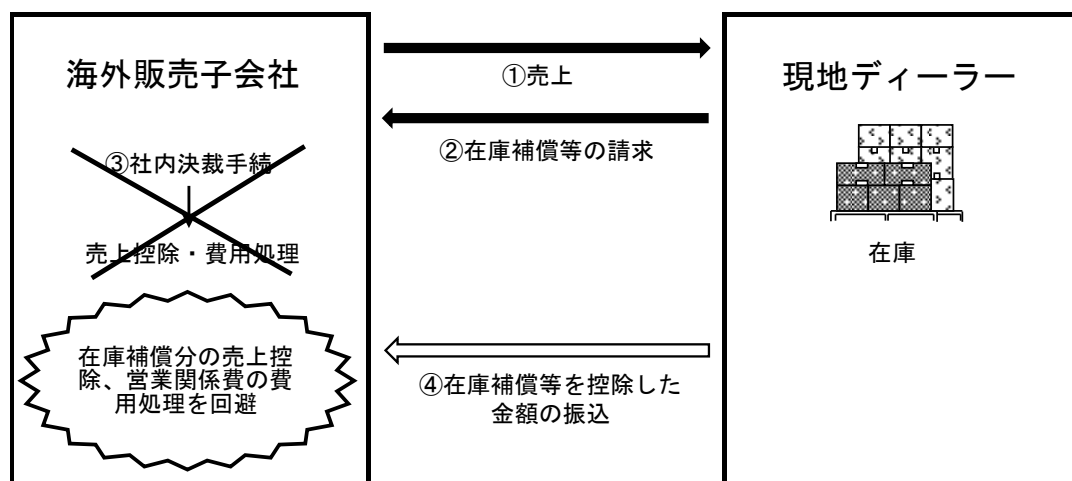
2 発行者である会社

電気機器、東証一部・旧大証一部上場（経営統合により上場廃止）

3 事案の概要

(1) 費用の過少計上

当社の海外販売子会社では、製品の売上計上後に社内決裁手続を経て、製品販売に係る在庫補償分の売上控除及び営業関係費の費用計上をしている。しかし、一部の海外販売子会社等では、利益目標の達成に固執したり、営業関係費の実態を適切に把握していなかったため、発生した在庫補償及び営業関係費を適切に処理していなかった。



※ 在庫補償とは、当社の販売子会社がディーラーに卸売りした商品について、市場価格の下落に応じて棚卸価格を見直す際に、ディーラーの残存在庫に係る旧価格と値下げ後の新価格の差額を当社側が負担する価格対策費用である。

(2) 引当金等の過少計上

当社の幾つかの海外販売子会社では、

- ① 各販売拠点において適切な貸倒引当基準及び在庫評価基準等が作成されていないなどの理由により、売掛金及び棚卸資産の適切な評価がなされていなかった

たこと

- ② 利益目標達成のため、意図的に売掛債権の回収可能性や棚卸資産の評価を過大に見積もるなどしたこと

から、売掛債権に係る貸倒引当金や貸倒損失、棚卸資産に係る引当金（評価損）を過少に計上していた。

(3) 減損損失の不計上

当社は、海外の製造子会社の固定資産（建物・金型・機械等）について減損の兆候を判断するに当たり、販売子会社等における不適正な会計処理を適切に把握していなかったことから、減損の兆候の認識が遅れ、本来計上すべき減損損失が計上されていなかった。

4 不正の背景

(1) 事業部制の弊害

当社は、各事業部及び各販売子会社による独立採算制を取り入れた事業部制を導入していたが、独立採算制を重視するあまり、各事業部等において、自主的に設定した利益目標の達成に固執するようになっていた。他方、本社では、海外における製品の競争力が低下している状況にあったにもかかわらず、経営計画の策定及び見直し等が行われていなかった。

(2) 経理部門に過大な責任を負わせる企業風土

当社では、経理担当社員が、経営自体に深く関与し、利益目標の達成等に責任を負うような企業風土が醸成されていた。このため、経理担当社員に対する牽制機能が働かず、利益目標達成のために経理担当社員自らが不適正な会計処理に関与していた。

(3) 不十分な社内監査体制

当社では、独立した内部監査部門がなく、また、本社経理部による計画的な内部監査が行われないなど不十分なものであった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、費用の過少計上等により旧法第172条の2第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲78 億 9,100 万円	▲125 億 3,100 万円

② 第 X2 期半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	▲80 億 9,500 万円	▲121 億 5,500 万円

③ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	▲103 億 700 万円	▲165 億 2,000 万円
連結当期純損益	▲243 億 5,000 万円	▲333 億 3,600 万円

(2) 発行開示書類

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（(1)の①）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、約 1 億 769 万株の株券を約 350 億 22 万円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

7 億 760 万円

（継続開示書類 計 760 万円、発行開示書類 7 億円）

(4) 営業外利益

◎ 不適正な会計処理の手法

- (1) グループ会社を連結の範囲から除外し、内部取引利益を連結決算で利益計上
- ・ 子会社が実質的に支配する孫会社を連結の範囲から除外することなどにより、連結財務諸表において、子会社の社債評価益を、内部取引利益として孫会社の評価損と相殺消去せず、過大に計上した。（【事例 14】参照）

【事例 14】グループ会社を連結の範囲から除外し、内部取引利益を連結決算で利益計上

1 本事例の特色

本件は、子会社が実質的に支配している孫会社を連結の範囲から除外するとともに、当該孫会社が発行し当該子会社が保有していた他社株償還特約付社債券（ＥＢ債）の発行日を偽るなどして当該子会社の会計帳簿等を作成することにより、連結財務諸表において、本来計上できない社債評価益を過大に計上するなどしていたものである。

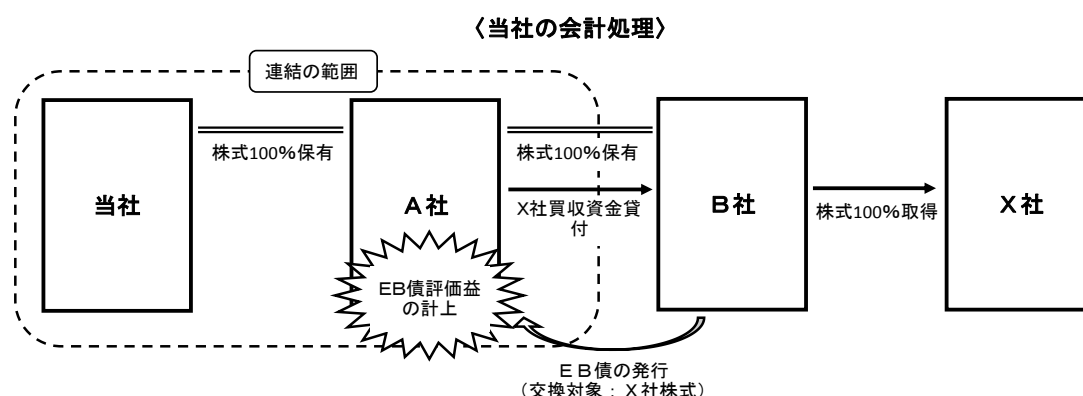
これにより、当社は、当期純損益について、本来は 352 億 6,800 万円の利益であったにもかかわらず、これを 469 億 3,500 万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 18 年度報告）

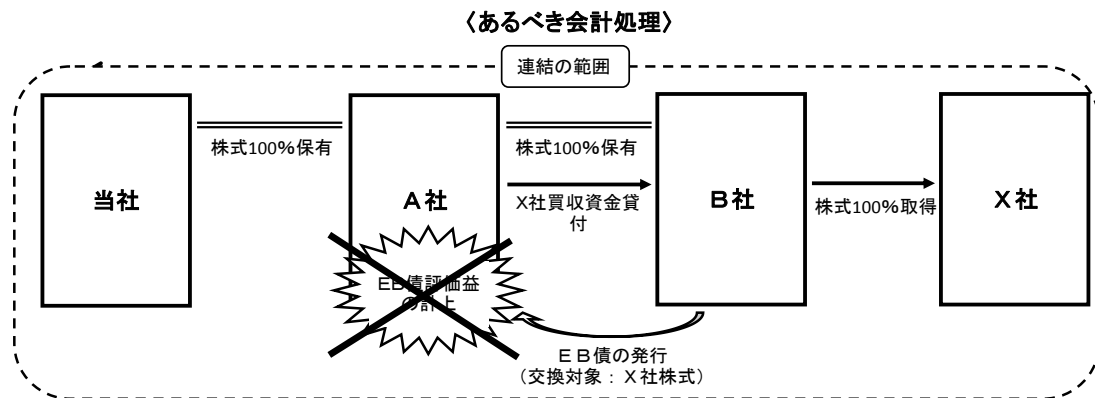
2 発行者である会社

証券、商品先物取引業、東証一部・旧大証一部・名証一部上場（完全子会社化に伴い上場廃止）

3 事案の概要

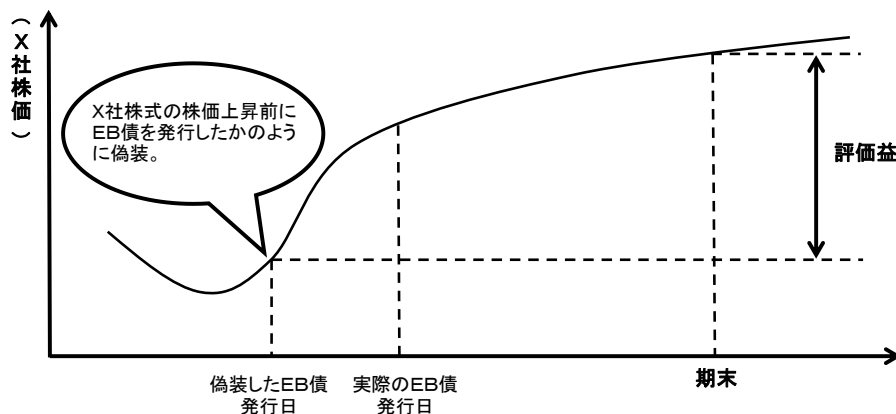
- (1) 当社の子会社（Ａ社）が買収目的会社Ｂ社（Ａ社の子会社）を通じてＸ社を買収後、Ｂ社が買収資金としてＡ社から調達した借入金をＥＢ債に振り替えるため、Ｂ社は、Ａ社に対してＸ社株式を交換対象とするＥＢ債を発行した。当該ＥＢ債について、取得者であるＡ社はいつでも一定の交換価格でＸ社株式と交換できる権利（コールオプション）を保有しており、当該オプション部分は区分して時価評価されることから、Ｘ社株式の株価が上昇すればＡ社に評価益が発生するものであった。
- (2) 当社は、Ａ社を連結の範囲に含める一方、孫会社であるＢ社を連結の範囲から除外することにより、本来は内部取引利益として連結決算上相殺されるべき当該ＥＢ債の評価益を計上した。





- (3) また、本件EB債について、X社株式の価格上昇後にEB債の発行を最終的に決定したにもかかわらず、発行日を遡らせて会計帳簿等を作成することにより、当該EB債の評価益を過大に計上した。

(EB債の評価益)



4 不正の背景

当社及び当社子会社では、業績連動型賞与制が採用されていたこともあり利益追求の姿勢が強く、また、当社経営幹部において、適正な会計処理を行うことの重要性に関する認識及びコンプライアンス意識が欠如していた。

5 法令違反の事実関係

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（※第 X1 期有価証券報告書）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく一般募集により、500 億円の社債券を取得させた。

同社が行った上記の行為は、証券取引法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

※ 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	777 億 1, 700 万円	589 億 6, 800 万円
連結当期純損益	469 億 3, 500 万円	352 億 6, 800 万円

6 課徴金額

5 億円

(5) 営業外費用

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 貸倒引当金の過少計上

- ・ 本来は貸付として処理すべき資金を、物品の購入価格に上乗せすることにより不正に支出し、当該貸付金に対する貸倒引当金を計上しなかった。（【事例 15】参照）

(2) 費用の過少計上

- ・ 資金調達に要したアレンジメントフィーをソフトウェア購入費に付け替え、費用を過少計上した。

【事例 15】貸倒引当金の過少計上

1 本事例の特色

本件は、代表取締役等に対する貸付金として処理すべき資金を、サーバーの購入価格に上乗せすること等により不正に支出し、当該貸付金に対する貸倒引当金等の不計上が行われたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は100万円の利益であったにもかかわらず、これを6,100万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成21年度勧告）

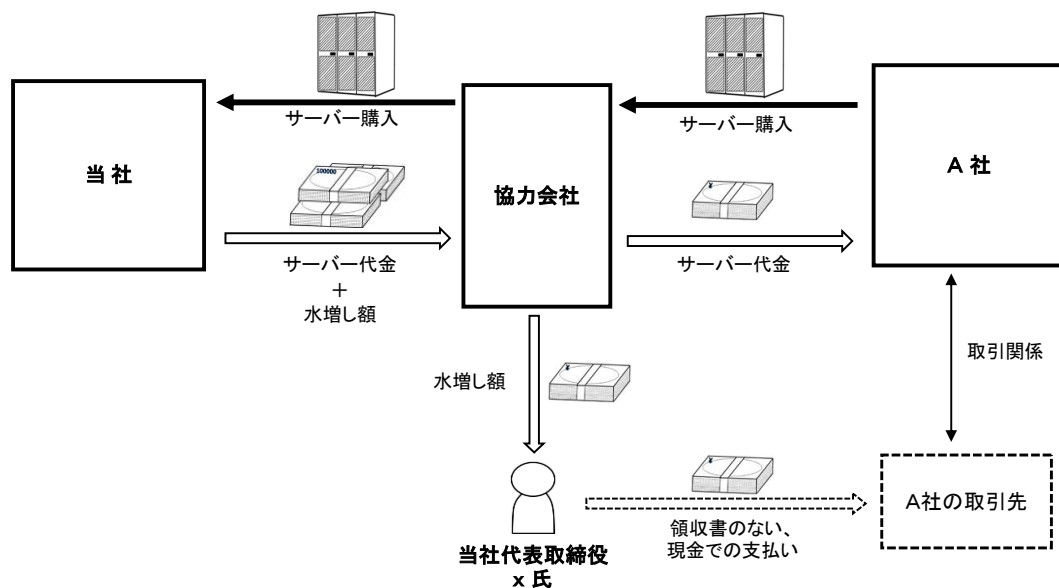
2 発行者である会社

卸売業、ジャスダック上場

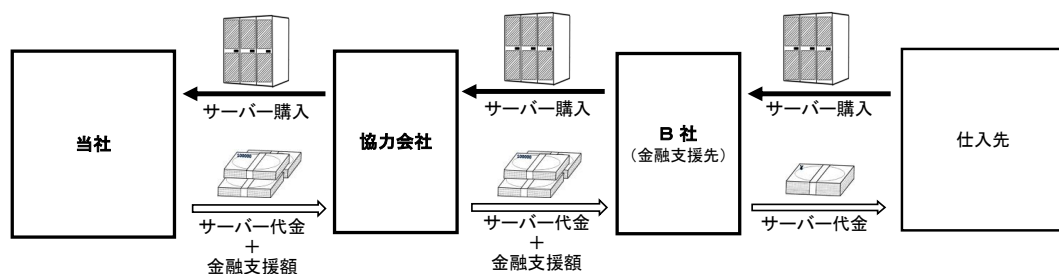
3 事案の概要

当社は、パソコン及びサーバーの販売・保守・修理等を行っていたが、サーバーの取得に係る取引に関連して、当社代表取締役（×氏）の主導により、以下の不適正な資金支出を行った。

- (1) ×氏は、当社がA社からサーバーを購入する取引に関連して、A社から、当該サーバーの価格を大幅に安価にする代わりに、この取引とは無関係のA社の取引先に諸々の支払いを行うことを依頼された。×氏は、将来のA社との取引拡大を期待し、当該依頼を受けることとし、サーバーをA社から協力会社を介して購入したことにしてサーバーの購入価格にA社の取引先に対する諸々の支払分を上乗せした代金を協力会社に支払い、当該上乗せ部分に係る資金を協力会社から×氏へと還流させた。×氏は、領収書のない現金での支出等により、A社の取引先に資金を提供した。



- (2) また、x氏は、かねてからB社が保有するソフトウェアに注目し、B社が当社のビジネス・パートナーとなることを期待していたところ、B社から金融支援の要請を受けた。x氏は、協力会社の協力を得て、B社を経由してサーバーを購入することとし、その際、購入価格にB社への金融支援相当額を上乗せして支払い、これにより、B社への金融支援を行った。



上記のとおり、サーバーの購入価格に上乗せして不正に支出した当社の資金のうち、x氏を介してA社の取引先に支払われたものについては、x氏に対する貸付金として、また、協力会社を介してB社に支払われたものについては、B社に対する貸付金として、それぞれ会計処理すべきであった。また、当該貸付金については、本来であれば、貸倒引当金が計上されるべきところ、これが行われていなかった。

4 不正の背景

(1) 取締役会の機能不全

代表取締役が、当社株式の過半数を保有し、会社支配と経営の両面において広範かつ強大な権限を掌握していたため、取締役会によるチェック機能が働いていなかった。

(2) 監査役監査体制等の不備

当社において実質的な内部監査は行われていなかった。

(3) コンプライアンス意識の欠如

当社では、代表取締役自らが不適正な取引に関与するなど、会社全体としてコンプライアンス意識が欠如していた。

(4) 重要取引に対する社内決裁プロセスの形骸化

当社は、重要な資産を購入する際に、複数の仕入先候補から相見積りを取ることに伴う購入価格の適正性の検討といった適切な決裁プロセスを経ていなかった。

5 法令違反の事実関係

当社は、貸倒引当金の過少計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに法第 172 条の 4 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	1 億 200 万円	4,600 万円
当期純損益	6,100 万円	100 万円

② 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲2,600 万円	▲1 億 4,400 万円
四半期純損益	▲1,600 万円	▲1 億 4,400 万円
純資産額	6 億 600 万円	4 億 1,700 万円

③ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲9,600 万円	▲2 億 1,500 万円
四半期純損益	▲1 億 4,400 万円	▲2 億 6,100 万円
純資産額	4 億 7,300 万円	2 億 9,500 万円

④ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲1 億 6, 600 万円	▲2 億 7, 100 万円
四半期純損益	▲3 億 3, 700 万円	▲4 億 4, 000 万円
純資産額	2 億 8, 100 万円	1 億 1, 900 万円

⑤ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲1 億 4, 500 万円	▲2 億 4, 100 万円
当期純損益	▲3 億 6, 600 万円	▲4 億 5, 900 万円
純資産額	2 億 5, 300 万円	9, 900 万円

⑥ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	2 億 6, 200 万円	1 億 1, 800 万円

6 課徴金額
900 万円

(6) 特別利益

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 匿名組合清算配当金の過大計上

- ・匿名組合出資先の特別目的会社に不動産に係る信託受益権を譲渡した不動産流動化スキームについて、本来であれば認められない売却処理（オフバランス処理）を装い、不動産の買戻しによる当該スキームの終了時に匿名組合清算配当金を特別利益として過大計上した。（【事例 16】参照）

(2) 債務免除益の架空計上

- ・債権放棄を受けたとして架空の債務免除益を計上した。

※ 不動産が特別目的会社に適正な価額で譲渡されており、かつ、当該不動産に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが、譲受人である特別目的会社を通じて他の者に移転していると認められる場合には、譲渡人は不動産の譲渡取引を売却取引として会計処理する。リスク負担割合がおおむね 5%の範囲内であれば、リスクと経済価値のほとんどすべてが他の者に移転しているものとして取り扱うこととされている。

- (2) しかし、A社に匿名組合出資を行ったD社は、当社の緊密者である前会長がその議決権のすべてを保有するとともに、同社の資金調達の過半について、前会長の保有する株式等による担保提供があることなどから、当社の子会社として連結対象とすべきであったにもかかわらず、当社は、D社の出資者が当社とは無関係の第三者であるかのように装っていた。

そして、当社とD社を合計すればA社に対する匿名組合出資によるリスク負担割合は5%を大幅に超過することから、本件流動化については、売却取引でなく金融取引として処理すべきであった。

- (3) したがって、当社のA社に対する信託受益権の譲渡は売却処理（オフバランス処理）とは認められないことから、本件不動産を買い戻してスキームを終了させる際に当該匿名組合清算配当金は本来発生することではなく、これを当社の特別利益として計上することはできないものであった。

4 不正の背景

- (1) 社内牽制機能の不備

特定の役員に意思決定権限等が過度に集中するとともに、取締役会が定期的に開催されないなど、社内牽制機能が働いていなかった。

- (2) コンプライアンス意識の欠如

当社経営幹部において、適正な会計処理を行うことの重要性に関する認識及びコンプライアンス意識が欠如していた。

5 法令違反の事実関係

- (1) 継続開示書類

当社は、匿名組合清算配当金の過大計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書

連結財務諸表の「重要な後発事象」の注記に、匿名組合清算配当金 49 億 2,000 万円が発生していると記載。

② 第 X2 期半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	71 億 4,500 万円	13 億 9,800 万円

③ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	41 億 1,200 万円	▲16 億 6,200 万円

④ 臨時報告書（X2 期中に提出）

本件不動産流動化スキームの終了に伴い、X2 期の個別決算及び連結決算において、特別利益として匿名組合清算配当金 49 億 2,000 万円を計上する予定と記載。

(2) 発行開示書類

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（(1)の①及び②）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、約 16 万株の株券を 123 億 3,771 万円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

2 億 5,353 万円

（継続開示書類 計 678 万円、発行開示書類 2 億 4,675 万円）

(7) 特別損失

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 貸倒引当金（繰入額）の不計上・過少計上

- ・ 売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった当社役員に資金を流出させていたにもかかわらず、その流出資金について貸倒引当金繰入額を計上していなかった。（【事例 17】参照）
- ・ 新規事業の譲受のための預託金の支払を装うなどして流出させた資金や、提携先に対する長期貸付金等について、適切な貸倒引当金繰入額の計上をしなかった。
- ・ 役員等に対し金銭や当社の保有株式を貸し付けたものの、当該貸付に係る債権の回収可能性を適切に検討せず、貸倒引当金繰入額を過少に計上した。
- ・ 代表者が不正に支出した資金（長期貸付金等）について、貸倒引当金を計上しなかった。（【事例 31】参照）
- ・ 貸倒懸念債権（貸付金）について返済がなされたように見せかけ、貸倒引当金の計上を回避した。
- ・ 取引先の資金繰りが悪化したことにより、立替金及び貸付金の回収が困難になったことを認識していたにもかかわらず、貸倒引当金を計上しなかった。

(2) 投資有価証券評価損の不計上・過少計上

- ・ 当社が投資した海外の不動産プロジェクトを資金使途とする社債について、償還可能性の評価を誤り、投資有価証券評価損を計上しなかった。
- ・ 連結子会社保有の株式について、実質価額の著しい低下を認識していたにもかかわらず、当該株式を簿価で第三者に売却したように装い、投資有価証券評価損を過少に計上した。

(3) 減損損失の不計上・過少計上

- ・ 子会社において不適正な会計処理が行われていた結果、当該子会社に係るのれん等固定資産について減損の兆候の認識をせず、本来計上すべき減損損失を計上しなかった。
- ・ 保有する固定資産についての減損の兆候に係る認識が適切ではなく、本来計上すべき減損損失が計上されなかった。（【事例 13】参照）
- ・ 業績の低迷等により取得以降何ら利用されないままとなっていた土地について、減損損失を計上しなかった。（【事例 18】参照）
- ・ 建設仮勘定を固定資産に振り替えず、減損損失を計上しなかった。
- ・ 保有する著作権について、資産価値が全く認められないにもかかわらず、全額の減損処理を行わなかった。

(4) 除却損失の過少計上

- ・ 資産価値のないソフトウェア仮勘定について除却を行わなかった。

(5) のれんの過大計上による損失の過少計上

- ・ 事業譲受で計上したのれんについて、資産のグルーピングや減損の兆候の有無の判定を誤り、減損会計の適用による特別損失を計上しなかった。（【事例 19】参照）
- ・ 過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手続において、のれんを過大計上するとともに、本来計上すべき抱合せ株式消滅差損の計上を回避した。（【事例 21】参照）
- ・ 買収した子会社について、取得価額と子会社の純資産額の差額をのれんとして計上したが、何ら資産性がなく、全額損失処理すべきであった。
- ・ 子会社株式の取得価額が過大であった部分につき、本来は当該株式に係る損失を計上すべきところ、これを行わず、のれんの計上を行った。

(6) その他損失の過少計上

- ・ 海外ファンドに送金された資金を営業出資金として資産計上していたが、当該ファンドにおける運用の実態はなく、資金は社外流出していることから、使途不明金として損失計上すべきであった。
- ・ 取引先に対する貸付金について、その一部を相手方との合意により債務免除したが、当該債務免除について損失計上を行わなかった。

【事例 17】貸倒引当金繰入額の過少計上

1 本事例の特色

本件は、売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった当社役員に資金を流出させていたにもかかわらず、その流出資金について貸倒引当金繰入額を計上していなかったものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は9億5,000万円の損失であったにもかかわらず、これを800万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成26年度勧告）

2 発行者である会社

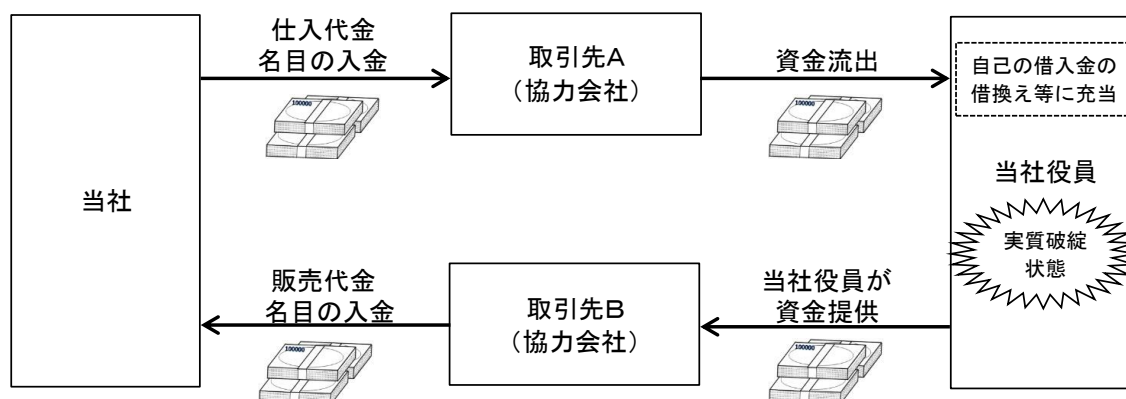
情報・通信業、東証ジャスダック上場

3 事案の概要

(1) 架空売買名目の資金流出

当社は、医療機器やATM等のハードウェア売買取引を装った複数回にわたる仕入代金名目での支出により、当社役員に対して不正に資金を流出させ、その流出資金は当社役員個人の借入金の借換え等に充当されていた。また、当社役員は、架空売買によって計上された売掛金の回収を装うため、自己の資金により、当社に売掛金相当額の入金を行っていたため、正常に売買取引が決済されているかのように処理されていた。

資金の流出先である当社役員は、実質破綻状態にあったことから、当社はその流出資金に対して、貸倒引当金繰入額を計上すべきであった。



(2) 社内の承認手続きを経ない当社名義の簿外借入

当社役員は、社内の承認手続きを経ずに当社名義で金融機関等から多額の資金を借り入れ、自己の借入金の借換え等に充当していた。

このため、当社は、借入金を計上するとともに、実質破綻状態にあった当社役員に対する流出資金に対して、貸倒引当金繰入額を計上すべきであった。

4 不正の背景

(1) 当社役員のコンプライアンス意識の欠如

当社役員は、自ら架空取引を主導するなどして当社から不正に資金を流出させていたものであり、上場企業の役員としてのコンプライアンス意識が欠如していた。

(2) 内部統制の機能不全

内部統制の整備・運用の責任者である役員自らが不正を行い、内部統制を無効化させていただきだけでなく、当社の取締役会、監査役会等も当社役員の不正行為を防止・牽制できておらず、内部統制は全く機能していなかった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、貸倒引当金繰入額の過少計上等により、法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲3 億 6,300 万円	▲8 億 6,500 万円

② 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純損益	800 万円	▲9 億 5,000 万円

③ 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲2 億 6,600 万円	▲17 億 8,500 万円
連結純資産額	117 億 9,600 万円	93 億 1,800 万円

④ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	9 億 3,000 万円	▲7 億 8,800 万円

⑤ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	6 億 9,700 万円	▲9 億 9,800 万円

⑥ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純損益	7 億 9, 500 万円	▲5 億 8, 200 万円

⑦ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲5 億 2, 600 万円	▲13 億 5, 100 万円

⑧ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純損益	▲61 億 4, 900 万円	▲67 億 1, 400 万円

(2) 発行開示書類

① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の②及び③）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、109, 000 株の株式を 14 億 1, 700 万円で取得させた。

② 当社は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの連結会計期間につき、貸倒引当金繰入額の過少計上等により、同期間における連結当期純損益が 5 億 8, 200 万円の損失であるところを 7 億 9, 500 万円の利益と記載するなどした同期間における連結損益計算書を掲載した有価証券届出書（新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を 25 億円で取得させた。

同社が行った上記①～②の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

1 億 9, 426 万円

（継続開示書類 計 1, 800 万円、発行開示書類 計 1 億 7, 626 万円）

【事例 18】減損損失の不計上

1 本事例の特色

本件は、過去にソフトウェア開発等のための工場用地として取得した土地が、取得以降何ら利用されないままとなっていたにもかかわらず、減損会計の適用による損失処理を行わなかったものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 15 億 4,200 万円であったにもかかわらず、これを 20 億 300 万円と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 25 年度勧告）

2 発行者である会社

情報・通信業、東証ジャスダック上場

3 事案の概要

(1) 土地の過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上

当社子会社である A 社は、平成 10 年にソフトウェア開発のための工場及び研修施設建設用地として取得した土地が、業績の低迷や技術進歩による事業所面積の縮小等により取得以降何ら利用されておらず、実質的には将来の用途が定まっていなかったにもかかわらず、これを遊休資産として適切な減損会計の適用による特別損失を計上せず、土地を過大に計上した。（図 1 参照）

(2) 仕掛品の過大計上

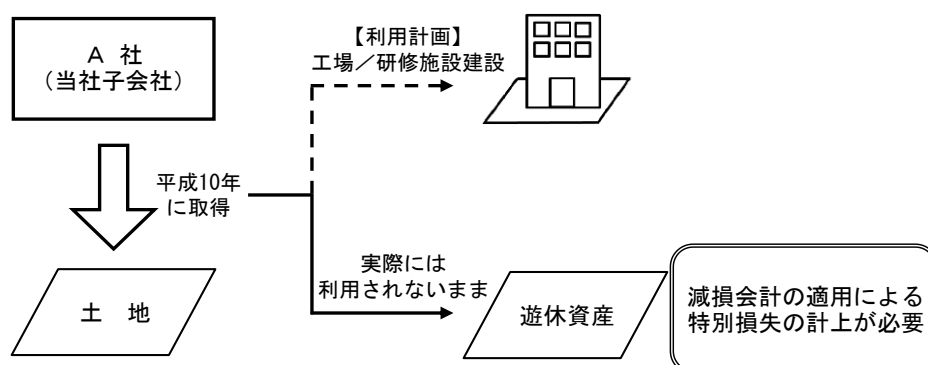
当社子会社である B 社は、当社グループ企業内で既に使用していた会計システムについて、市場での販売を目的として仕様変更作業（web 化）に着手したものの、その後、作業を中断した。

また、当社子会社である C 社は、開発済みの販売管理システムについて、更なる受注の獲得を目指して改良作業に着手したものの、他のシステム開発を優先したことから、作業を中断した。なお、その後、C 社を吸収合併した B 社は、改良作業の再開もせず、当該システムの販売活動を開始したものの、売上には全く結びつかなかった。

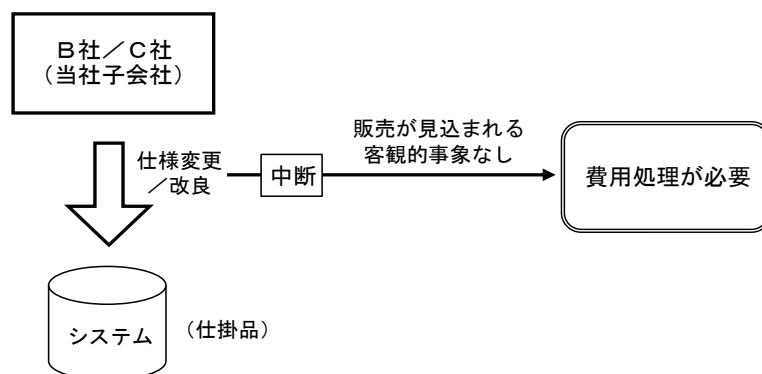
当社は、これら作業に係る費用を仕掛品として計上していたものであるが、中断時点以降、販売が見込まれる客観的事象がなく、実質的には資産としての価値は存在しなかったことからすれば、これらを一括して費用処理すべきであった。

（図 2 参照）

(図 1) 土地の過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上



(図 2) 仕掛品の過大計上



4 不正の背景

(1) 社内牽制機能の不備

会社トップが強い権限を有し、取締役会及び監査役会の監視・監督機能が十分に機能しなかった。また、完全な縦割りの組織体制になっており、社内の相互牽制機能が働かなかった。

(2) 経理・会計部門の脆弱性

経理事務担当者が極端に少なく、また、会計基準等に関する理解が不足しているなど事務処理体制が整備されていなかった。

5 法令違反の事実関係

当社は、土地の過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項並びに法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	20 億 300 万円	15 億 4,200 万円

② 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	3,000 万円	▲4,100 万円
連結純資産額	20 億 4,200 万円	15 億 900 万円

③ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	20 億 1,300 万円	14 億 6,300 万円

④ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲4,800 万円	▲1 億 2,700 万円
連結純資産額	19 億 8,000 万円	14 億 3,500 万円

⑤ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲2,800 万円	▲1 億 200 万円
連結純資産額	20 億 500 万円	14 億 6,500 万円

⑥ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 4,800 万円	13 億 2,200 万円

⑦ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 2,400 万円	13 億 300 万円

⑧ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 3,500 万円	13 億 1,800 万円

⑨ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	16 億 8, 900 万円	12 億 7, 800 万円

⑩ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	18 億 4, 200 万円	14 億 3, 100 万円

⑪ 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	18 億 2, 500 万円	14 億 1, 800 万円

⑫ 第 X5 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	18 億 5, 800 万円	14 億 5, 900 万円

6 課徴金額

2, 700 万円

【事例 19】減損損失の不計上

1 本事例の特色

本件は、事業譲受で計上したのれんについて、資産のグルーピングや減損の兆候の有無の判定を誤り、減損会計の適用による特別損失を計上しなかったものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は 19 億 6,400 万円の損失であったところ、16 億 5,400 万円の損失と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 25 年度勧告）

2 発行者である会社

発行者①：サービス業、ジャスダック上場（発行者②による完全子会社化に伴い上場廃止）

発行者②：サービス業、非上場

3 事案の概要

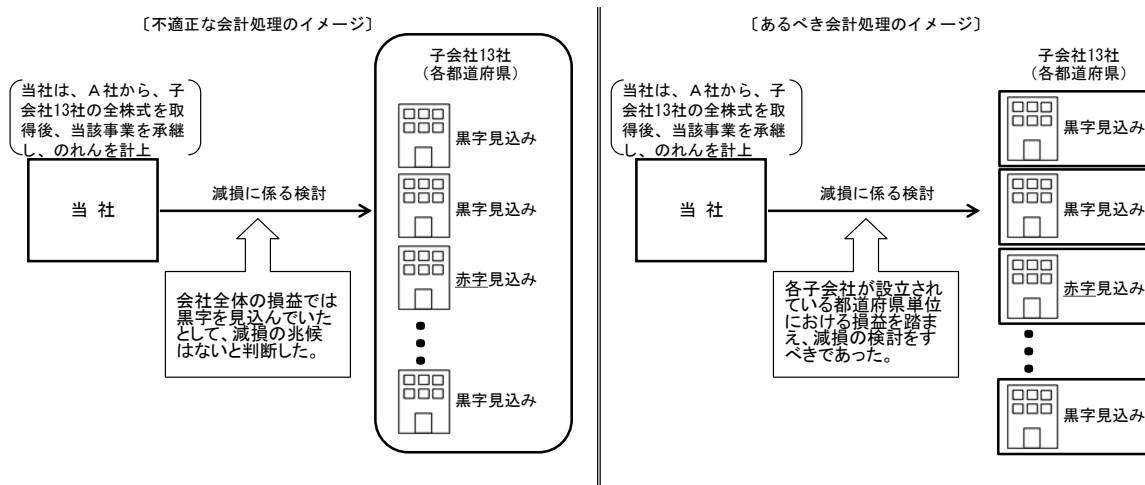
発行者①（以下「当社」という。）は、固定資産についての減損会計の適用に係る処理を誤った結果、以下の不適正な会計処理を行った。

(1) のれんの過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上

当社は、全国展開していた A 社の在宅系サービス事業を承継し、都道府県別に設立された子会社 13 社の全株式を取得した上、A 社からの事業の譲受対価を都道府県ごとに区分し、各子会社の純資産との差額をのれんとして資産計上した。

その後、当社は、事業承継当初の経営不効率を改善させること等を目的として、承継 13 法人を 1 つの法人に整理統合したが、統合後の会社全体で 2 期連続の営業赤字であっても翌期の損益計画上で黒字を見込んでいれば減損の兆候には該当しないとして、のれんの減損損失を計上しなかった。

しかしながら、当社は、事業承継時に 13 の子会社ごとに事業の譲受対価を決定しており、その後ものれんの償却管理を都道府県別で行っていることや、13 社の統合後も損益は都道府県単位よりも詳細な事業所単位で把握しており、それらを集計すれば都道府県単位で損益を把握することが容易に可能であったことから、本来、都道府県単位で減損の兆候の判定や減損損失の認識・測定に係る検討を行い、適切に減損損失を計上すべきであった。



(2) 賃貸不動産の過大計上及び減損損失の過少計上

当社グループ所有の土地・建物について、自社使用から賃貸目的に使用方法を変更したところ、当該期末において減損損失の適用の検討を怠っていた。また、翌期においては、減損会計の適用を検討し、減損損失の測定に当たり、本社における管理経費や固定資産税等の営業費用を一切控除しないまま賃貸収入のみに基づき将来キャッシュフローを過大に見積もるなどした結果、減損損失を適切に計上せず、賃貸不動産を過大に計上した。

4 不正の背景

当社の経理・会計処理マニュアルが、会計基準の高度化等に対して適応できるだけの水準では整備されておらず、経理・会計処理担当の個人的な知識や経験に依存しているなど、組織として統一した基準による会計処理が行われていなかった。

5 法令違反の事実関係

当社は、のれんの過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上等により旧法第172条の2第1項並びに法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲16億5,400万円	▲19億6,400万円
連結純資産額	7億5,300万円	4億5,500万円

② 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9 億 2, 500 万円	6 億 3, 400 万円

③ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	8 億 8, 600 万円	6 億 200 万円

④ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	10 億 1, 600 万円	7 億 3, 900 万円

⑤ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	11 億 2, 400 万円	8 億 6, 400 万円

⑥ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9 億 800 万円	6 億 5, 400 万円

⑦ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	10 億 8, 600 万円	8 億 3, 600 万円

⑧ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	15 億 1, 600 万円	12 億 7, 100 万円

⑨ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	5 億 8, 400 万円	3 億 2, 100 万円
連結純資産額	15 億 8, 000 万円	10 億 5, 800 万円

⑩ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	15 億 5, 900 万円	9 億 9, 800 万円

⑪ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	15 億 9,500 万円	10 億 3,900 万円

⑫ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1 億 4,600 万円	▲3,100 万円
連結純資産額	16 億 5,700 万円	9 億 5,600 万円

⑬ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	4 億 9,400 万円	▲8,900 万円

6 課徴金額

2,100 万円

※ 発行者①は発行者②との合併により消滅しているため、法第 176 条第 4 項の規定により、発行者①がした行為は、合併後存続した法人である発行者②がした行為とみなされることになり、発行者①に対する課徴金は、発行者②に対して課されることになる。

(8) 資産

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 売上債権の過大計上

- ・取引先から設計システム購入にあたっての資金の融通を依頼された当社が、販売元からシステムを仕入れて取引先に販売し、売上及び売掛債権を計上したが、この取引に要した資金は実質的には取引先への貸付金であり、売掛債権として計上すべきものではなかった。

(2) 棚卸資産の架空・過大計上

- ・事業を取得するに当たり、当該事業に係る資産を適切に時価評価せず、棚卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上した。（【事例 23】参照）
- ・所有不動産の鑑定評価を依頼していた不動産鑑定士が行った過大な鑑定評価結果に基づき、棚卸資産（販売用不動産）を過大に計上した。
- ・取引先の検収が終了していたにもかかわらず、検収後に発生した保守作業分の費用を当期の費用として処理せず、仕掛品勘定として計上していた。
- ・取引先からシステム開発業務の契約を解除されたにもかかわらず、システム開発に係る仕掛品を費用とせず、棚卸資産として計上し続けた。
- ・収益性が低下していた棚卸資産について評価損を計上せず、棚卸資産を過大に計上した。
- ・金額の妥当性が検証できないものや、原価配賦計算に合理性が認められないものを、棚卸資産として計上した。
- ・売掛金の回収偽装に協力した会社に対し、協力会社が回収偽装に要した資金を補填するために、機械及び装置を購入したかのように装った。

(3) 土地の過大計上

- ・土地の取得費用として支出済みの金額について、当該土地の取得を断念したにもかかわらず損失処理を行わず、その後に取得した別の土地の取得費用であることとして合算することにより土地を過大に計上していた。

(4) リース資産の架空・過大計上

- ・スルー取引や循環取引を行い、架空のリース資産を取得したかのように装った。
- ・架空のリース資産を計上した上、架空のリース収入を計上して辻褄を合わせていた。

(5) 無形固定資産の架空・過大計上

a) のれん

- ・過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手続において、当初子会社化から再子会社化までの間の同社に対する投資損失等を適切に反映させず、のれんを過大計上した。（【事例 21】参照）
- ・買収先企業の企業価値を不当に高く見積り、当該株式を本来の価格より高値で買取ることにより、本来は計上できないのれんを計上した。（【事例 22】参照）
- ・債務超過となっていた買収先の株式の実質価額の回復可能性に係る裏づけを有しないまま、本来は計上できないのれんを計上した。
- ・実在性のないのれんを架空計上する一方、その取得名目で支出した資金を架空売上により還流させた。
- ・実態のない事業を譲り受け、のれんを計上した。

b) ソフトウェア

- ・実際はソフトウェアの開発を行っていなかったにもかかわらず、ソフトウェア等の架空資産を計上した。（【事例 20】参照）
- ・ソフトウェアを架空計上した上、減損処理を行わなかった。
- ・循環取引に用いる資金を捻出し、ソフトウェアを取得したかのように計上した。
- ・取得したソフトウェア資産について虚偽の見積書等を作成し、実際の取得価額よりも多く計上した。

c) 著作権

- ・保有する著作権について、全額の減損処理を行わず、過大に計上した。

(6) 投資有価証券の過大計上

- ・簿外ファンドに含み損を抱える運用資産を簿価で買取らせることにより、投資有価証券の評価額を過大に計上した。（【事例 22】参照）
- ・保有する非上場株式について実質価額が著しく下落していたにもかかわらず、評価損を計上しなかった。

(7) 関係会社株式の過大計上

- ・関係会社株式の減損処理に当たり、適正な会計基準による処理を行わず、関係会社株式を過大に計上した。

(8) 出資金の架空計上

- ・株式上場前からスルー取引や循環取引を行い、出資金を架空計上した。

(9) 前渡金の過大計上

- ・架空の売掛債権の回収偽装の資金として、前渡金の名目で資金を流出させた。

【事例 20】 ソフトウェアの架空計上

1 本事例の特色

本件は、実際はカード事業に係るソフトウェアの開発を行っていなかったにもかかわらず、そのための資金として支出した金額を、ソフトウェア等として架空資産を計上したものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 9,700 万円であったにもかかわらず、これを 2 億 5,900 万円と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 26 年度勧告）

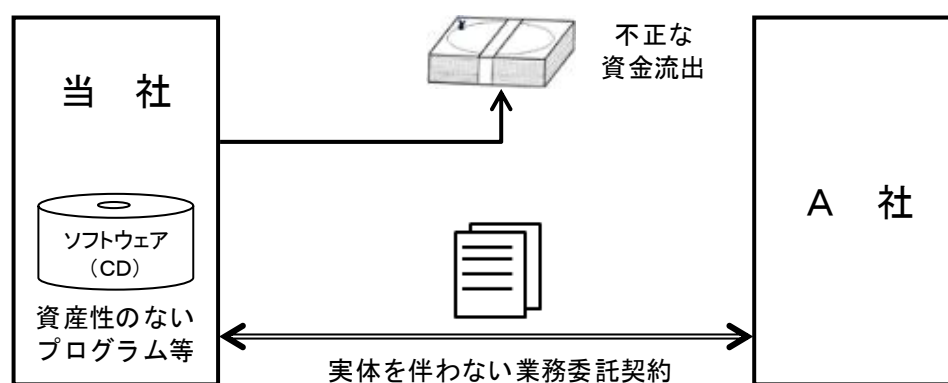
2 発行者である会社

卸売業、東証ジャスダック上場（「有価証券報告書提出遅延」により同取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止）

3 事案の概要

当社は、カード事業のシステム開発等を目的とした業務委託契約を A 社と締結し、A 社に支払った開発資金を前渡金として計上した後、前渡金をソフトウェア仮勘定に振り替え、さらに、ソフトウェアが完成したとして、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへと振り替えた。

しかしながら、当該業務委託契約は実体を伴わない契約であり、ソフトウェア開発は行われていなかった。また、当社は A 社に対して前渡金を支払っておらず、成果物とされる CD 内のデータもソフトウェアとしての資産性が認められないものであった。



4 不正の背景

当社のカード事業の業績が下降線をたどっていく中、早急に収益性のある事業にしなければならないと考えた担当役員が、取締役会や他の役員に必要な承認等を経ずに、独断で処理を行っていた。また、当該事業について、取締役全員が理解をし

ておらず、システム開発の進捗、成果物について検証が行える体制となっていなかった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、ソフトウェア等の架空資産の計上により、法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲1 億 9,400 万円	▲3 億 5,400 万円
連結純資産額	3 億 7,600 万円	2 億 1,600 万円

② 第 X1 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲3 億 100 万円	▲4 億 5,900 万円
連結純資産額	3 億 5,100 万円	1 億 9,200 万円

③ 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲5 億 3,500 万円	▲6 億 9,800 万円
連結純資産額	2 億 5,900 万円	9,700 万円

④ 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1 億 8,000 万円	1,700 万円

⑤ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	4,400 万円	▲1 億 100 万円

⑥ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲4,600 万円	▲1 億 9,200 万円

⑦ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲1 億 5, 800 万円	▲2 億 7, 600 万円

⑧ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲2 億 2, 800 万円	▲3 億 4, 300 万円

⑨ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲2 億 7, 500 万円	▲3 億 8, 300 万円

⑩ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲3 億 3, 700 万円	▲4 億 3, 900 万円

⑪ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1, 000 万円	▲8, 500 万円

⑫ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲900 万円	▲9, 900 万円

⑬ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲3, 100 万円	▲1 億 1, 600 百万円

(2) 発行開示書類

- ① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑦及び⑩）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、307, 977 株の株式 3 億 2, 275 万 9, 896 円で取得させた。
- ② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑦及び⑩）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、1, 250 個の新株予約権証券を 1 億 756 万 2, 500 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。
同社が行った上記①～②の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重

要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

4,336 万円

（継続開示書類 計 2,400 万円、発行開示書類 計 1,936 万円）

【事例 21】 のれんの過大計上

1 本事例の特色

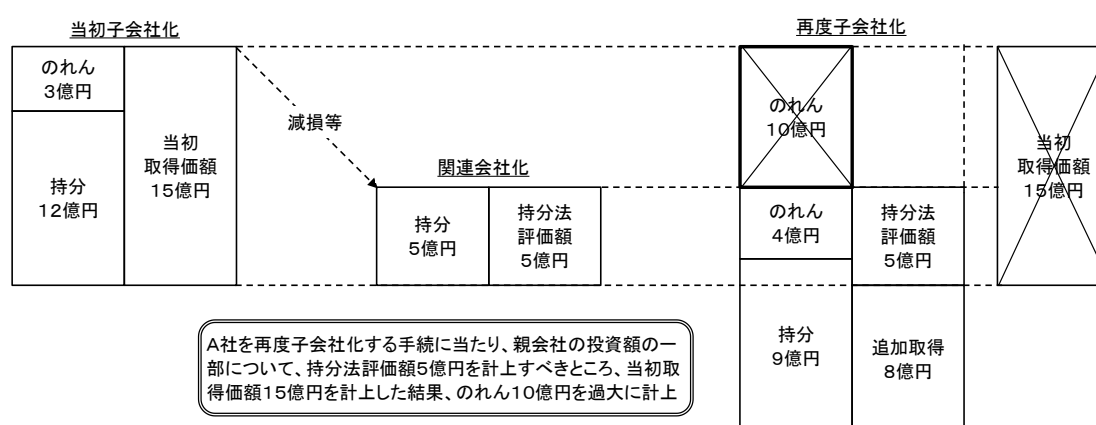
本件は、過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手続において、同社に対する過去の投資損失等を適切に反映させず、のれんを過大計上するなどしたものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 37 億 300 万円であったにもかかわらず、これを 46 億 8,300 万円と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 25 年度勧告）

2 発行者である会社

小売業、ジャスダック上場

3 事案の概要

当社は、過去に株式を取得して子会社化した A 社について、A 社が B 社を吸収合併したことから、一時期当社の関連会社となっていたが、第 X1 期第 1 四半期に再度 A 社の株式を取得して子会社とした。この取引について、当社は、実施予定のファイナンスを有利に進めるため、A 社の当初子会社化から再子会社化までの間の A 社に対する投資損失（持分法による投資損益等の累計額）を全く反映させず、投資簿価（当初子会社化の際の株式取得価額と再子会社化の際の株式の追加取得価額の合計額）を用いて A 社の資本と相殺消去する資本連結手続を行った結果、のれんを過大に計上するとともに、本来計上すべき抱合せ株式消滅差損の計上を回避したものである。



4 不正の背景

(1) 経理・会計部門の脆弱性

経理部門に連結決算及び企業再編に関して専門的知識を有する者がおらず、ま

た、合併等の重要な事項に関して会計処理の問題点の有無等を検討する体制も不十分であった。

(2) コンプライアンス意識の欠如

業績の下方修正を回避する目的で経済実態と齟齬した会計処理を行い、ファイナンスの成功等当社にもたらす利益を最重要視するなど、コンプライアンス意識が欠如していた。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、のれんの過大計上及び抱合せ株式消滅差損の過少計上等により法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期第1四半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	46億8,300万円	37億300万円

② 第X1期第2四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
四半期純損益	▲1億8,100万円	▲11億3,600万円

③ 第X1期第3四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
四半期純損益	▲2,200万円	▲9億5,200万円

④ 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
当期純損益	2億9,200万円	▲6億1,200万円

(2) 発行開示書類

① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の①）を組込情報とする有価証券届出書（第1回及び第2回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を16億5,000万円で取得させた。

② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の④）を組込情報とする有価証券届出書（第2回新株予約権証券）を提出し、同有価証券届

出書に基づく募集により、20 個の新株予約権を 1 億 113 万 5,700 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

③ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の④）を組込情報とする有価証券届出書（第 3 回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を 2 億円で取得させた。

④ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の④）を組込情報とする有価証券届出書（第 4 回及び第 5 回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を 1 億 7,000 万円で取得させた。

同社が行った上記①～④の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

1 億 145 万円

（継続開示書類 計 600 万円、発行開示書類 計 9,545 万円）

【事例 22】投資有価証券の過大計上

1 本事例の特色

本件は、投資運用により抱えた多額の含み損の計上を回避するため、海外の簿外ファンドに対して当該運用資産を簿価で買取らせること等により、連結財務諸表から含み損を抱えた資産（投資有価証券等）及び負債を分離させるとともに、買収資金等の名目で支出した資金を当該簿外ファンドに還流させることにより、簿外処理を行った損失（含み損）を連結財務諸表上のれんとして資産計上することなどが行われていたものである。これにより、当社は、連結純資産について、本来は 2,249 億 5,100 万円の純資産であったにもかかわらず、これを 3,448 億 7,100 万円の純資産と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 24 年度勧告）

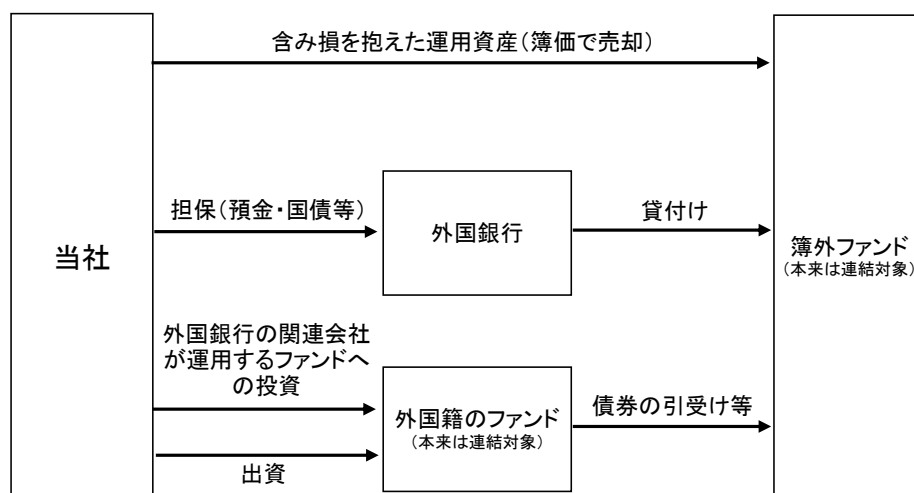
2 発行者である会社

精密機器、東証一部上場

3 事案の概要

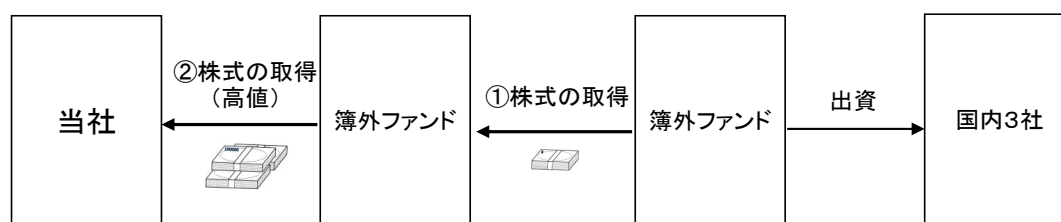
- (1) 当社は、バブル崩壊以降抱えた有価証券投資・デリバティブ取引等の運用に係る多額の含み損の損失計上を先送りするため、海外に連結対象外の複数のファンドを組成し、当社の資産を担保にして簿外ファンドに金融機関から資金調達させるなどした上、含み損を抱える運用資産等を当該簿外ファンドに簿価で買い取らせることにより、連結貸借対照表から含み損を抱える資産及び負債を分離させる簿外処理を行っていた。

しかし、当社は簿外ファンドの意思決定機関を実質的に支配していたことから、本来であれば、簿外ファンドを連結の範囲に含めて含み損を抱える運用資産を資産計上するとともに、当該簿外ファンドに対する出資に係る投資有価証券の連結消去及び簿外ファンドの外部借入れの負債計上等の会計処理を行うべきであった。

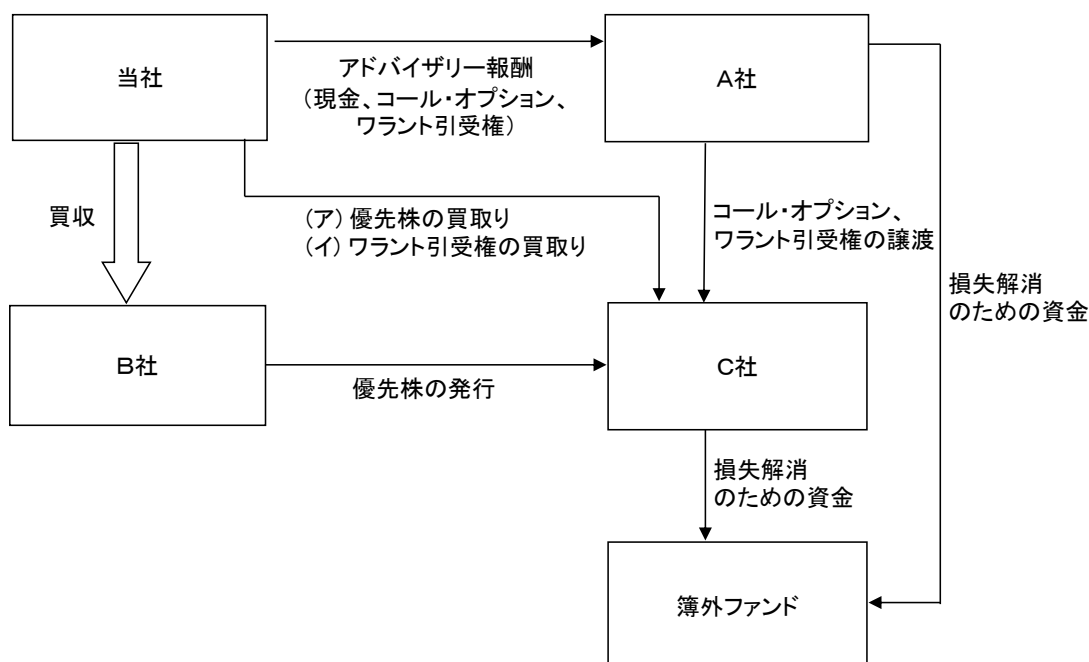


(2) また、当社は、以下の手法によって当社の資金を簿外ファンドに還流させることにより、簿外ファンドが当社の運用資産を買い取るために要した資金の返済（銀行借入金の返済、投資ファンドの出資金の償還）を支援していた。

- ① 簿外ファンドに国内の非公開会社 3 社の株式を取得させた上で、楽観的な事業計画を策定してこれら 3 社の企業価値を不当に高く見積り、当社が当該株式を高値で買い取った。



- ② 海外事業会社（B社）の買収に当たって、以下の図のように、簿外ファンドに資金を還流させる目的で、フィナンシャル・アドバイザー（A社）に買収に伴う成功報酬（現金、コールオプション、ワラント引受権）を過大に支払うとともに、A社の関連会社であるC社に対してコール・オプションを消滅させる代わりにB社の優先株を発行させた上で、当社がC社よりB社優先株及びワラント引受権を高値で買い取った。



上記の国内 3 社の株式取得、優先株及びワラント引受権の買取りに関連して、当社はのれんを資産計上し、これを規則的に償却し、あるいは減損処理することにより、帳簿上で時間をかけて損失処理していた。

しかし、国内 3 社の株式については、当該会社の超過収益力を見込んで取得価額が決定されたものでないこと、また、優先株やワラント引受権の買取り代金は、簿外ファンドに資金を還流させる目的で支払われたものであることから、のれんとして計上すべきものではなかった。

4 不正の背景

(1) 内部統制の不備、取締役会・監査役会の機能不全

本件は、経営幹部主導により行われたものであるところ、当社では、経営幹部により不正が行われることを想定したリスク管理体制がとられておらず、内部通報制度も適切に構築されていなかった。

また、取締役会や監査役会の監視機能が十分に機能していなかった。

(2) 企業風土、意識に問題があったこと

会社トップが長期間にわたって強い権限を有し、会社内部では自由に意見を言えないという企業風土が醸成されており、役員の間でも、コンプライアンス意識が欠如していた。

(3) 人事ローテーションの機能不全

当社は、同一人に長期間にわたって重要な資産運用等の業務を担当させることが可能な体制をとり、かつ、そのような人的運用をしており、公正であるべき人事が歪められていた。

5 法令違反の事実関係

当社は、投資有価証券の過大計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,448 億 7,100 万円	2,249 億 5,100 万円

② 第 X2 期中間期半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,724 億 7,300 万円	2,489 億 6,500 万円

③ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,678 億 7,600 万円	2,428 億 7,700 万円

④ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,669 億 4,800 万円	2,406 億 2,800 万円

⑤ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,439 億 1,000 万円	2,118 億 9,700 万円

⑥ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,412 億 8,100 万円	1,104 億 2,800 万円

⑦ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,687 億 8,400 万円	1,105 億 9,400 万円

⑧ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,859 億 4,100 万円	1,271 億 2,400 万円

⑨ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,042 億 9,800 万円	1,468 億 2,100 万円

⑩ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,149 億 5,200 万円	1,582 億 5,100 万円

⑪ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,168 億 9,100 万円	1,631 億 4,200 万円

⑫ 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1, 859 億 2, 200 万円	1, 324 億 800 万円

⑬ 第 X5 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1, 804 億 8, 200 万円	1, 282 億 5, 500 万円

⑭ 第 X5 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1, 601 億 7, 300 万円	1, 094 億 8, 800 万円

⑮ 第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1, 668 億 3, 600 万円	1, 155 億 8, 900 万円

⑯ 第 X6 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1, 511 億 4, 700 万円	1, 017 億 5, 100 万円

6 課徴金額

1 億 9, 181 万 9, 994 円

【事例 23】棚卸資産の過大計上

1 本事例の特色

本件は、海外の霊園事業を取得するに当たり、当該霊園事業に係る資産を適切に時価評価せず、棚卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上するなどしていたものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 74 億 5,400 万円であったにもかかわらず、これを 129 億 1,200 万円と記載した有価証券報告書などを開示した。

なお、本件には国境を超えた取引が存在していたため、実態を把握するため、海外当局からの支援・協力を受け、情報収集にあたった。（平成 27 年度勧告）

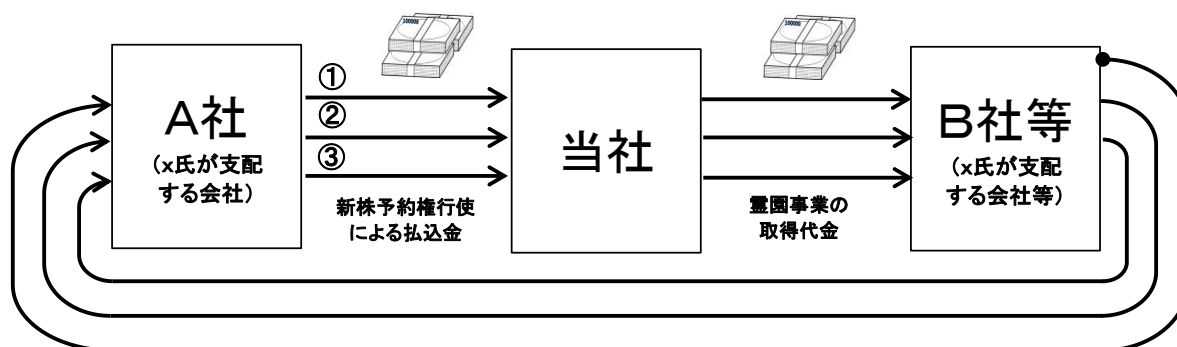
2 発行者である会社

サービス業、東証一部上場

3 事案の概要

当社は、海外の土地を活用した霊園事業（土地の造成、墓地の建設等の開発を行い、開発を終えた霊園区画を順次販売する事業）を営む会社の株式の 70%を取得し連結子会社化するに当たり、同社の保有していた霊園用地について、当社にとって実現可能性の低い霊園事業の開発計画を前提とした鑑定評価額に基づき、極めて割高な時価で評価した結果、棚卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上していた。

なお、当社は、霊園事業取得の代金支払と同時期に、当社取締役会長（x 氏）が支配する会社（A 社）から新株予約権行使による払込金を受けていたが、同払込金は本霊園事業を取得するためとして当社から流出し、x 氏が支配する別の会社（B 社等）へ入金され、実質的な払込者である x 氏のもとに還流していた。また、新株予約権行使による払込及び霊園事業取得の代金支払は、3 回に分けて行われた。



4 事案の背景

当社の取締役会長（x 氏）や代表取締役には、海外企業グループから派遣された者が就任していた。

当社には、上記企業グループから派遣された役員と英語でコミュニケーションを取り当社の方針を決定することのできる日本人役員は事実上いない状況にあったことから、当社の方針は、上記企業グループから派遣された×氏などが事実上決定し、日本人の役職員は基本的にはこれを追認するのみという状態が続いていた。

当社は、×氏の提案に従い本件霊園事業を取得したが、本件霊園事業の実質的な所有者が×氏であるということや、上記資金循環の事実については、当社内で共有されていなかった。

5 不正の原因

(1) 取締役・取締役会・監査役の機能不全

当時、本件霊園事業を含めた海外事業については、×氏が方針を決定し、その指示の下、特定の役員が単独で直接担当する体制となっており、他の役職員に十分報告・情報共有されておらず、非常に閉鎖的な状況で対応を進めることが恒常的なやり方となっていた。また、他の役員は、×氏から提案された海外事業案件を適切な検討をせずそのまま受け容れるなど、十分に監視・監督機能を果たすことができなかった。そのために、×氏及び担当役員から、本件霊園事業取得時の資金循環の実態について他の役員に情報共有されず、取締役会において、取得価額の妥当性についても、複数の視点から吟味される機会がないままとなってしまった。

(2) 上場会社の経営に関する役職員の認識の甘さ・知識不足

上記資金循環スキームを指示した×氏や、その事実を認識していた担当役員において、その取引の実態に起因して生じ得る資本充実責任の問題や、当該取引の実態を明らかにしないことにより生じ得る投資家への説明責任の問題などが認識されていなかった。

また、他の役職員においては、上記資金循環スキームを認識していなかったとしても、本件霊園事業の取得は会社の規模に照らして高額な投資であり、価値を正確に吟味して厳密に取得価額を検討すべきであったにもかかわらず、鑑定評価額算定の基礎となる開発事業計画の根拠、資産価値評価や取得金額について十分に検討されなかった。

6 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、棚卸資産（開発事業等支出金）の過大計上等により、法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	129 億 1,000 万円	71 億 1,100 万円

② 第 X1 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	124 億 4,000 万円	67 億 7,600 万円

③ 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	129 億 1,200 万円	74 億 5,400 万円

④ 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	131 億 6,400 万円	74 億 900 万円

⑤ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	129 億 2,100 万円	73 億 7,500 万円

⑥ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	133 億 5,900 万円	85 億 7,400 万円

⑦ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	134 億 8,600 万円	85 億 5,700 万円

⑧ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	141 億 4,400 万円	85 億 5,400 万円

⑨ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	134 億 4,800 万円	83 億 7,400 万円

⑩ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	134 億 7,800 万円	82 億 7,200 万円

⑪ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	118 億 4,900 万円	80 億 8,000 万円

⑫ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	122 億 6,300 万円	80 億 8,400 万円

⑬ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	122 億 7,000 万円	79 億 8,800 万円

⑭ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	119 億 8,700 万円	78 億 8,200 万円

⑮ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	122 億 8,800 万円	77 億 9,500 万円

⑯ 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	120 億 5,500 万円	76 億 4,000 万円

⑰ 第 X5 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	120 億 300 万円	75 億 8,300 万円

⑱ 第 X5 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	127 億 300 万円	79 億 6,000 万円

(2) 発行開示書類

- ① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の②）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、30,000,000 株の株式を 7 億 8,000 万円で取得させた。
- ② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の③及び④）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、54,691,248 株の株式を 14 億 2,197 万 2,448 円で取得させた。
- ③ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑦及び⑧）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、7,855 個の新株予約権証券を 1 億 9,637 万 5,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記①～③の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

7 課徴金額

1 億 3,791 万円

（継続開示書類 計 3,000 万円、発行開示書類 計 1 億 791 万円）

(9) 負債

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 前受金の過少計上

- ・事業年度末における未実施の授業数に対応する授業料入金額を前受金として処理しなかった。（【事例 24】参照）

(2) 未払金の過少計上

- ・架空のソフトウェア資産を対象としたリース契約を締結して費用の繰延べを行い、未払金の過少計上を行った。

(3) 退職給付引当金の過少計上

- ・退職金制度の大幅な変更の際、退職給付債務等の数理計算業務の委託先に提出する基礎データの作成を誤った。

【事例 24】前受金の過少計上

1 本事例の特色

本件は、学習塾の経営等を行っていた当社が、毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、各事業年度末における未実施の授業数に対応する入金額を前受金として処理することなく、売上を過大に計上するなどしたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は3億700万円であったにもかかわらず、これを6億6,100万円と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成25年度勧告）

2 発行者である会社

サービス業、東証一部上場

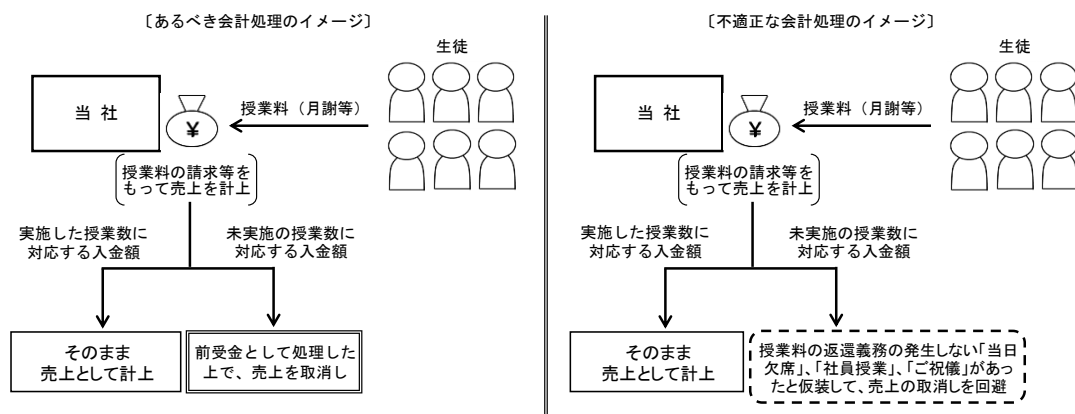
3 事案の概要

- (1) 当社は、学習塾の経営及び家庭訪問による学習指導業務等を行っていたところ、毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、各事業年度末において未実施の授業数に対応する入金額は、本来、前受金として処理した上で、売上を取り消すべきであった。

しかしながら、当社は、このような場合にも、

- ① 前日までに事前連絡のないまま、授業当日に生徒が欠席したこととする（「当日欠席」）
- ② 授業実施の有無が記録されるアルバイト講師に代わって、専任講師や社員が授業を実施したこととする（「社員授業」）
- ③ 志望校に合格して退会した生徒について未実施の授業数が残っていた場合等には、その生徒の保護者から「納入済みの授業料の返還は不要」との明示又は黙示による了解を得たこととする（「ご祝儀」）

等の処理を行い、授業料の返還義務が発生しなかったものと仮装することにより、売上を過大に計上した。



- (2) 当社の子会社は、無料で実施した授業や授業料単価を値引きして行った授業について、正規の授業料単価に基づき授業が行われたものとして売上を過大計上した。

4 不正の背景

(1) 業績至上主義の企業風土

売上業績に過度に重きを置く経営方針の下、数値目標の達成・未達成に応じた人事評価体制がとられたこともあり、「目標を達成するためには不適正な売上計上もやむを得ない」といった意識が蔓延していた。

(2) 管理部門の機能不全

業績至上主義の社内において、契約書類のデータ入力や授業料の入金管理業務を行う管理部門の立場・発言力が弱く、営業部門に対するチェック機能が形骸化しているなど、十分な役割を果たしていなかった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、前受金の過少計上及び売上の過大計上等により旧法第172条の2第1項並びに法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	6億6,100万円	3億700万円
連結純資産額	21億400万円	15億4,600万円

② 第X2期第2四半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	4億2,200万円	1億9,700万円
連結純資産額	23億2,900万円	15億4,700万円

③ 第X2期第3四半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17億9,800万円	13億9,000万円

④ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 7, 100 万円	11 億 4, 400 万円
連結純資産額	26 億 6, 300 万円	18 億 7, 900 万円

⑤ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	21 億 1, 400 万円	14 億 3, 600 万円

⑥ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	4 億 8, 100 万円	2 億 2, 200 万円
連結純資産額	26 億 2, 500 万円	15 億 8, 200 万円

⑦ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	21 億 5, 200 万円	14 億 4, 000 万円

⑧ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 6, 600 万円	8 億 7, 000 万円
連結純資産額	28 億 8, 700 万円	16 億 800 万円

⑨ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	19 億 6, 300 万円	9 億 3, 800 万円

⑩ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	3 億 6, 400 万円	1 億 500 万円
連結純資産額	27 億 3, 800 万円	12 億円

⑪ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	23 億 9, 600 万円	9 億 7, 800 万円

⑫ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	12 億 9,500 万円	8 億 3,400 万円
連結純資産額	33 億 2,300 万円	15 億 8,200 万円

⑬ 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	25 億 5,700 万円	6 億 7,500 万円

⑭ 第 X5 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	5 億 6,000 万円	4,300 万円
連結純資産額	34 億 3,400 万円	11 億 7,600 万円

⑮ 第 X5 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	6 億 6,500 万円	4,100 万円
連結純資産額	34 億 6,800 万円	11 億 400 万円

⑯ 第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	15 億 2,700 万円	1 億 5,000 万円
連結純資産額	56 億 5,100 万円	25 億 3,300 万円

⑰ 第 X6 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲4 億 7,900 万円	▲8 億 9,400 万円
連結純資産額	62 億 3,200 万円	26 億 9,900 万円

⑱ 第 X6 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1 億 8,400 万円	▲7 億 800 万円
連結純資産額	112 億 9,100 万円	72 億 8,000 万円

(2) 発行開示書類

① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（(1)の⑧及び⑨）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、600,000 個の新株予約権証券を 42 億 310 万円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（(1)の⑫及び⑬）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、623,633 個の新株予約権証券を 42 億 8,101 万 1,096 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記①及び②の行為は、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

4 億 1,477 万円

（継続開示書類 計 3,300 万円、発行開示書類 計 3 億 8,177 万円）

(10) 純資産

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 純資産額の過大計上

- ・ 土地・建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する不動産を過大に評価し、純資産額を過大に計上した。
(【事例 25】参照)

【事例 25】純資産額の過大計上

1 本事例の特色

本件は、土地・建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する不動産の評価額を過大にし、純資産額を過大に計上するなどしたものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 1,800 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 3 億 2,500 万円の資産超過と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 25 年度勧告）

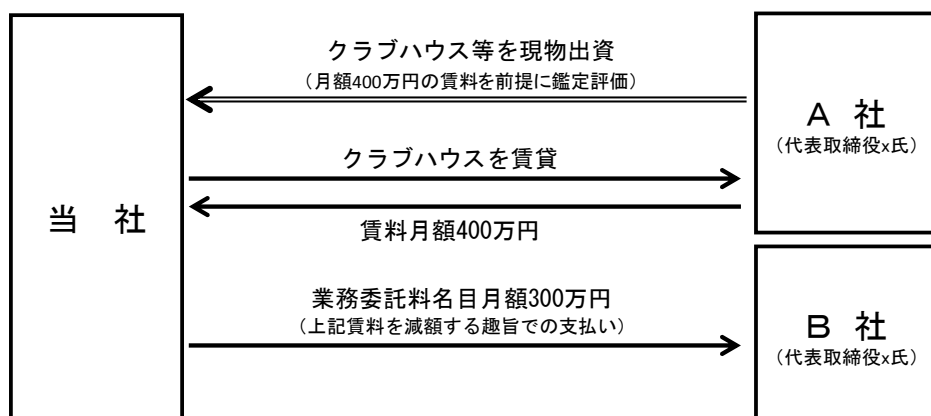
2 発行者である会社

サービス業、東証二部上場

3 事案の概要

当社は、2 期連続の債務超過による上場廃止を回避するため、A 社所有のクラブハウス、付属建物及びその敷地を現物出資財産とする第三者割当増資を行った。その際、当社は、現物出資財産を構成する土地・建物の不動産鑑定評価額を水増しすることを企て、A 社との間で、現物出資後にクラブハウスを賃料月額 400 万円で当社が A 社に賃貸することを内容とする合意書を取り交わし、月額 400 万円の賃料を前提としたクラブハウスの鑑定評価に基づき現物出資を受けた。しかしながら、当社は、A 社の代表取締役 x 氏が別に代表取締役を務める B 社との間で、上記賃料を減額する趣旨で、当社が B 社に月額 300 万円を業務委託料名目で支払う旨合意していた。

この結果、当社は、現物出資財産を構成するクラブハウスを過大に評価し、純資産額を過大に計上した。



4 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、投資不動産及び純資産額の過大計上等により旧法第172条の2第1項並びに法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3億2,500万円	▲1,800万円

② 第X2期第1四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6,200万円	▲2億8,200万円

③ 第X2期第2四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲1億9,800万円	▲5億4,300万円

④ 第X2期第3四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲3億1,600万円	▲6億8,700万円

⑤ 第X2期有価証券報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲9億2,800万円	▲9億6,300万円
連結純資産額	▲2億2,900万円	▲6億800万円

⑥ 第X3期第1四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲3億5,200万円	▲7億4,000万円

⑦ 第X3期第2四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲2億7,300万円	▲6億6,900万円

⑧ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期経常損益	▲5,100 万円	▲7,700 万円
連結四半期純損益	▲2 億 1,900 万円	▲2 億 4,500 万円
連結純資産額	▲2 億 7,100 万円	▲6 億 7,500 万円

⑨ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3 億 3,000 万円	▲8,200 万円

⑩ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1 億 4,400 万円	▲2 億 7,700 万円

⑪ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6,000 万円	▲3 億 6,900 万円

⑫ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	5 億 3,000 万円	9,100 万円

⑬ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6 億 8,300 万円	2 億 3,500 万円

⑭ 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9 億 8,400 万円	5 億 2,700 万円

⑮ 第 X5 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9 億 6,300 万円	4 億 9,800 万円

⑯ 第 X5 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	8 億 7, 600 万円	4 億 200 万円

⑰ 第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6 億 6, 400 万円	2 億 4, 200 万円

⑱ 第 X6 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	5 億 6, 800 万円	1 億 4, 600 万円

(2) 発行開示書類

- ① 当社は、現物出資財産を構成する土地・建物の合計価額が、公平性の担保された過程を経て決定された価額であるかのように記載した有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、1 億 1, 661 万 9, 100 株の株式を 29 億 1, 547 万 7, 500 円で取得させた。
- ② 当社は、平成 20 年 5 月 21 日から平成 21 年 5 月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における連結純資産額が 1, 800 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 3 億 2, 500 万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、522 万 9, 000 株の株式を 8, 000 万 3, 700 円で取得させた。
- ③ 当社は、平成 20 年 5 月 21 日から平成 21 年 5 月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における連結純資産額が 1, 800 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 3 億 2, 500 万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、192 個の新株予約権証券を 9 億 4, 454 万 4, 000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。
- ④ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の①及び③）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、4, 351 万 8, 100 株の株式を 2 億 3, 499 万 7, 740 円で取得させた。
- ⑤ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑨及び⑩）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、1, 811 万 2, 200 株の株式を 1 億 4, 670 万 8, 820 円で取得させた。
- ⑥ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑨及び⑩）

を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、4,125 個の新株予約権証券を 3 億 8,964 万 7,500 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

⑦ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑨及び⑩）を組込情報とする有価証券届出書（ストックオプション）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、37 万 5,000 個の新株予約権証券を 3 億 4,612 万 5,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

⑧ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑨及び⑫）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、2,493 万 4,700 株の株式を 3 億 8,150 万 910 円で取得させた。

⑨ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑨及び⑫）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、11 万 3,000 個の新株予約権証券を 17 億 4,618 万 9,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記①から⑨の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

5 課徴金額

3 億 5,329 万円

（継続開示書類 計 3,000 万円、発行開示書類 計 3 億 2,329 万円）

(11) 非財務情報

◎ 不適正な開示の手法

(1) 所有株式数の虚偽記載

- ・ 大株主に係る所有株式数等につき、他人名義で実質的に保有している株式数等を含めず記載した有価証券報告書を提出していた。（【事例 26】参照）

(2) 第三者割当予定先の状況等の虚偽記載

- ・ 新株予約権の割当予定先の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりに懸念がある人物との関係が指摘されるなどの調査結果を得ていたにもかかわらず、有価証券届出書において、上記親会社について反社会的勢力等や違法行為との関わりを示す情報に該当はない旨確認されたかのように記載するなどの虚偽記載を行った。（【事例 27】参照）

(3) 現物出資財産の価額についての虚偽記載

- ・ 土地・建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、有価証券届出書において、当該現物出資財産を構成する土地・建物の合計価額が、公平性の担保された過程を経て決定された価額であるかのように記載する虚偽記載を行った。（【事例 25】参照）

【事例 26】大株主の所有株式数の虚偽記載

1 本事例の特色

本件は、当社が、大株主の所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合を過少に記載した有価証券報告書などを開示するとともに、大株主が、自己の保有株券等の数及び株券等保有割合を過少に記載した大量保有に係る変更報告書（以下「変更報告書」という。）を開示したものである。（平成 26 年度勧告）

2 発行者である会社

不動産業、東証一部・名証一部上場

3 事案の概要

当社の大株主である当社役員は、新興市場から本則市場への指定換え等の要件である流動性基準を満たすため、その所有する株式を売却する一方、自ら実質的な株主として利用できる知人名義の証券口座を用いて自らの資金を提供して当社株式を買い付けるなどして、他人名義による当社株式（以下「名義株」という。）の保有を増加させた。

当社は、当該役員に係る所有株式数等を、名義株を含めずに記載した有価証券報告書等を提出するとともに、当該役員も、自己の保有株券等の数等を、名義株を含めずに記載した変更報告書を複数回提出した。

4 不正の背景

当社の大株主である当社役員は、名義株の問題について、関係法令等を理解しておらず、当社株式の流通株式比率の増加等の目的を優先させていた。また、他の取締役及び監査役は、本件が発覚する以前において、名義株の問題に係る事実関係を一切認識していなかった。つまり、当社においては、コンプライアンスが不徹底で、内部統制が有効に機能していないという内部管理体制上の問題があった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、大量保有者の所有株式数等を過少に記載することにより、法第 172 条の 4 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書を提出した。

第 X1 期有価証券報告書

	虚偽記載の内容
大株主の状況	大量保有者の所有株式数が 6,840,200 株であるところを 6,554,000 株と記載し、同人の発行済株式総数に対する所有株式数の割合が 72.32%であるところを 69.29%と記載
役員の状況	大量保有者の所有株式数が 6,840,200 株であるところを 6,554,000 株と記載

(2) 発行開示書類

- ① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある上記継続開示書類を組込情報とする有価証券届出書（一般募集）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、2,000,000 株の株式を 14 億 1,020 万円で取得させた。
- ② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある上記継続開示書類を組込情報とする有価証券届出書（その他の者に対する割当）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、300,000 株の株式を 2 億 1,153 万円で取得させた。
- 同社が行った上記①～②の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

(3) 大量保有に係る変更報告書

大量保有者（大株主である当社役員）は、当社が発行する株券について、保有株券等の数等を過少に記載することにより、法第 172 条の 8 に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の変更報告書を提出したものである。

① 変更報告書 No. Y1

虚偽記載の内容	保有株券等の数が 18,329 株であるところを 17,900 株と記載し、株券等保有割合が 77.94%であるところを 75.70%と記載
---------	--

② 変更報告書 No. Y2

虚偽記載の内容	保有株券等の数が 3,481,500 株であるところを 3,350,000 株と記載し、株券等保有割合が 74.04%であるところを 70.83%と記載
---------	--

③ 変更報告書 No. Y3

虚偽記載の内容	保有株券等の数が 3,419,200 株であるところを 3,277,000 株と記載し、株券等保有割合が 72.72%であるところを 69.29%と記載
---------	--

④ 変更報告書 No. Y4

虚偽記載 の内容	保有株券等の数が 13,540,200 株であるところを 12,946,800 株と記載し、株券等保有割合が 72.00%であるところを 68.44%と記載
-------------	--

6 課徴金額

① 発行者

7,896 万円

(継続開示書類 計 600 万円、発行開示書類 計 7,296 万円)

② 大量保有者

41 万円

【事例 27】第三者割当予定先の状況等に係る虚偽記載

1 本事例の特色

本件は、新株予約権の割当予定先の実態欄において虚偽の記載がある発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させるなどしたものであり、有価証券届出書の記述部分の虚偽記載について勧告を行った事例である。

なお、割当予定先の実態欄については、平成 21 年 12 月 11 日公布・施行された「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」において、第三者割当の開示の充実等を目的として有価証券届出書へ記載することとされた事項に関するものである。（平成 27 年度勧告）

2 発行者である会社

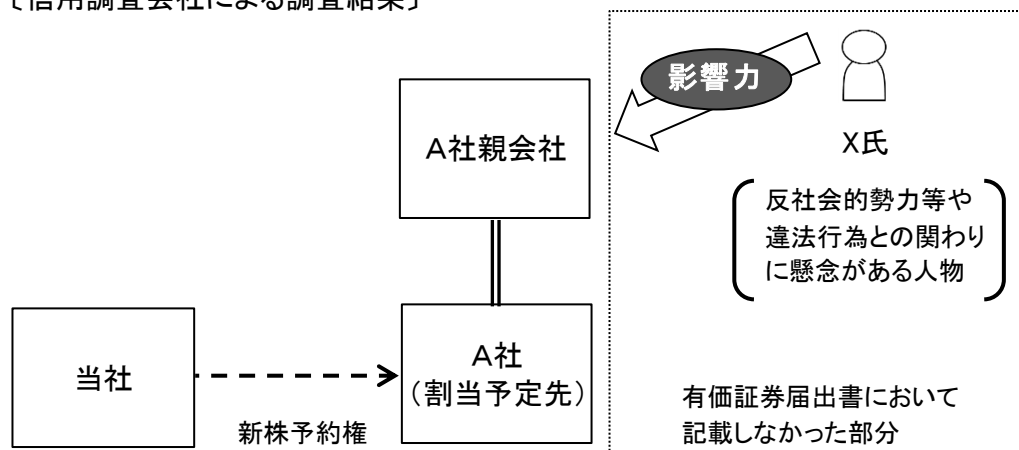
その他製品、名証セントレックス上場

3 事案の概要

(1) 新株予約権の割当予定先の状況に係る虚偽記載

当社は、有価証券届出書の第一部【証券情報】第 3【第三者割当の場合の特記事項】1【割当予定先の状況】「（6）割当予定先の実態」の欄において、割当予定先である A 社について、信用調査会社から、A 社の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりに懸念がある人物（X 氏）との関係が指摘され、A 社が増資引受先として適格な相手方ということができないことを示す情報を得ていたにもかかわらず、その事実を記載することなく、当該欄に調査結果として「当該割当予定先の主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。」と記載し、あたかも A 社の上記親会社が反社会的勢力等や違法行為と何らの関係も有していないことが確認されたかのように記載した。

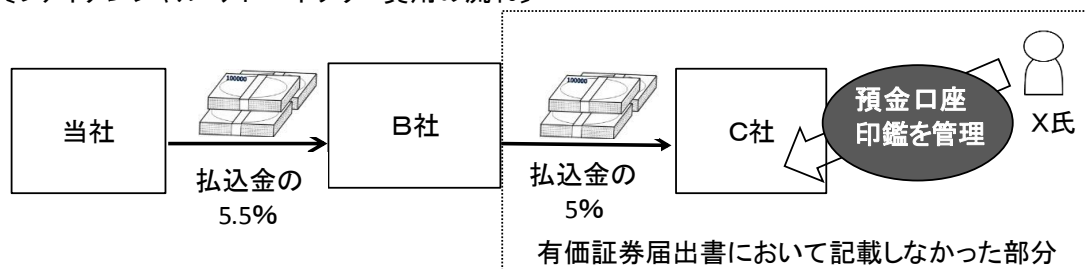
〔信用調査会社による調査結果〕



(2) 新規発行による手取金の使途欄に係る虚偽記載

当社は、有価証券届出書の第一部【証券情報】第1【募集要項】2【新規発行による手取金の使途】「(1)【新規発行による手取金の額】」の欄の「発行諸費用の概算額」に掲記された「(注)3.」において、割当予定先の新株予約権の行使に際して払い込まれた金額の5.5%相当額（消費税別）のファイナンシャル・アドバイザー費用のうち、同払込金額の5%相当額（消費税別）は、B社を通じて、上記X氏が預金口座や会社印を管理、利用することができる立場にあったC社に支払うことを企図していたが、その事実を記載することなく、「本件新株予約権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の5.5%（消費税別）がB社に対するアドバイザー費用となっております。」と記載した。

〔ファイナンシャル・アドバイザー費用の流れ〕



(3) 貸倒引当金繰入額の過少計上

当社は、衛星放送送信事業の譲受のための預託金の支払を装うなどして、新株予約権の割当先（A社）のグループ会社ないしその実質的経営者等に資金を流出させていた。このため、当社は、A社のグループ会社ないしその実質的経営者に対する仮払金を計上するとともに、同流出資金は既に費消され、A社のグループ会社ないしその実質的経営者は返済資金に窮していたことなどから、貸倒引当金繰入額を計上すべきであった。

また、当社は、インターネット広告事業にかかる提携先に対する長期貸付金等を計上していたが、貸付資金の多くは同提携先から流出していたほか、同提携先は脆弱な財務内容であり、当該長期貸付金等の返済には当該広告事業による収益を充当することとしていたものの、返済に見合う収益をあげる目途が立っていなかったこと等から、上記長期貸付金等の回収可能性は低いと判断され、貸倒引当金繰入額を計上すべきであった。

4 事案の背景

当社は、多額の損失計上により債務超過に陥り、資金調達を行う強い必要性に迫られており、また、調達資金を原資とした新規事業による収益力強化を目指していた。

代表取締役をはじめとする旧来の経営陣には、厳しい環境下での資金調達に関するノウハウがなく、資金調達及び新規事業は、新たに取締役となった特定の役員らに委ねられていた。

5 不正の原因

(1) 資金調達を優先した開示体制の欠如

当社は、資金調達を行う強い必要性に迫られていたことから、資金調達が優先され、とりわけ上記3 事案の概要(1)(2)の虚偽記載については、代表取締役等の認識と異なる記述が黙認ないし放置されるなど、社内の管理体制が全く機能しておらず、開示体制が欠如していた。

(2) 法令等遵守意識の欠如及び取締役らによる牽制機能の不全

衛星放送送信事業の譲受のための預託金の支払については、当社の内部規定ないし実務運用に従えば、取締役会決議を行う必要があるにもかかわらず、同決議を経ることなく支払がなされていた。また、インターネット広告事業にかかる提携先に対する長期貸付金等についても、正規の社内手続を経ていなかった。

資金調達及び新規事業は、支店において特定の役員らが担当していたところ、同役員らに法令等遵守意識が欠如していたのみならず、資金調達に成功した同役員らによる新規事業業務に対して、同役員らに任せきりになり、本社が地理的に離れていたこともあり、本社代表取締役らによる監視・監督の役割・責任が果たされていなかった。

6 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、貸倒引当金繰入額の過少計上等により、法第172条の4第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の四半期報告書を提出した。

① 第X1期第1四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲1億7,000万円	▲2億4,900万円
連結純資産額	▲2億6,900万円	▲3億4,800万円

② 第X1期第2四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲4億2,400万円	▲5億1,900万円
連結純資産額	▲4億2,600万円	▲5億2,100万円

③ 第 X1 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲6 億 4, 600 万円	▲7 億 5, 400 万円
連結純資産額	▲5 億 3, 800 万円	▲6 億 4, 600 万円

(2) 発行開示書類

- ① 当社は、上記 3 事案の概要(1)(2)のとおり重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、29, 500 個の新株予約権証券を 5 億 353 万 5, 500 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。
- ② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の③）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、50, 360, 000 株の株式を 8 億 1, 583 万 2, 000 円で取得させた。
- ③ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の③）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、44, 532 個の新株予約権証券を 7 億 6, 149 万 7, 200 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記①～③の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

7 課徴金額

9, 962 万円

（継続開示書類 計 600 万円、発行開示書類 計 9, 362 万円）

8 参考（関係法令等）

平成 21 年 12 月 11 日公布・施行の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」において、第三者割当に係る開示の充実等を目的として、第三者割当の方法により株券等の募集等を行う場合には、有価証券届出書に追加の記載が求められることとされた。改正の趣旨、改正内容は次のようなものである。

第三者割当は、取締役会限りで行われる機動的な資金調達として、また、事業提携のように会社の事業戦略に伴う資本引受けとして、資金調達の方法の有力な候補になり得ると考えられる。他方で、一部に十分な情報開示がなされないまま、実態が明らかでない海外のファンドに大量に株式を割り当てたものの最終的に発行会社に資金が入らなかったり既存株主の議決権の極端な希釈化をもたらすなど、投資者保護の観点から大きな問題を生じ得る第三者割当が見受けられ、発行市場における

不適正なファイナンスが、株価操縦や有価証券報告書等の虚偽記載などの流通市場における不正事件につながっている場合があるとの指摘がなされていた。

投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報を適切に開示することが法定開示の基本原則であるところ、こういった第三者割当をめぐる状況を踏まえれば、割当予定先の実態や大規模な第三者割当を行うことについての発行会社の考え方等も投資判断に重要な影響を及ぼす情報であると考えられる。そこで、有価証券届出書の「証券情報」に「第三者割当の場合の特記事項」欄を新設する等、発行会社による積極的な開示を求めることとされた。

この中には、発行会社が積極的に調査確認を行う必要のある開示項目も含まれており、発行会社の立場からは第三者割当に関する会社の判断の基礎となった事実や当該判断の過程及び内容の一部を投資者に対して具体的に開示するものとされる。

割当予定先の実態については、市場の公正性を担保する観点から、「暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体」を「特定団体等」と定義し割当予定先が特定団体等に該当するか否か、及び特定団体等と何らかの関係を有しているか否かを発行会社において確認し、確認した結果及び確認方法を具体的に記載するものとされている（企業開示府令 第二号様式「記載上の注意」（23-3）g）。確認すべき範囲としては、当該割当予定先のみならず、当該割当予定先の親会社、主たる出資者、子会社、役員等についても確認する必要があるとされ、割当予定先と特定団体等との関係については、特定団体等がこれらの関係者の経営に関与する関係にあるか等について確認する必要があるとされ、確認した結果については、個別具体的な状況を踏まえ、適切に記載する必要があるとされる（「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」NO. 13）。

2 開示書類の不提出

【事例 28】発行開示書類（有価証券届出書）の不提出

1 本事例の特色

本件は、社債券の発行者が、発行価額の総額が 1 億円以上となる社債券の発行について、50 名以上の者に対し取得の申込みの勧誘を行ったが、当該取得勧誘は「有価証券の募集」には該当しないとして、募集の届出を行わなかったものである。（平成 23 年度勧告）

※ 50 名以上の者を相手方として、新たに発行される株券や社債券の取得の申込みの勧誘を行うことは「有価証券の募集」に該当する（法第 2 条第 3 項、施行令第 1 条の 5）。

※ 「有価証券の募集」は、その有価証券の発行価額の総額が 1 億円以上となる場合は、原則として、発行者が内閣総理大臣に届出を行わなければならない（法第 4 条第 1 項）。

2 発行者である会社

発行者① 金の採掘などを事業目的としている非上場企業

発行者② 発行者①が吸収合併した非上場企業

3 事案の概要

- (1) 発行者①の代表者は、会社の設立に当たり、利率を細かく変えた社債券を何回も発行すれば、有価証券の募集には当たらない「少人数私募」として、募集の届出をせずとも事業資金を調達できると考え、継続的に社債券を発行することを決めた。

※ 「少人数私募」とは、以下 3 つの要件を満たす場合をいう。

- (i) 多数の者（適格機関投資家を除く 50 名以上で、それらが特定投資家のみではない場合）を相手方として勧誘を行う場合として政令で定める場合（法施行令第 1 条の 4）以外で、適格機関投資家向け勧誘、特定投資家向け勧誘のどちらにも該当せず、
- (ii) 多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合で、
- (iii) 過去 6 か月以内に行われた同種の有価証券の少人数私募と、新たに行う取得勧誘の人数の合計が 50 名以上とならない場合

- (2) 発行者①が作成した社債券の募集要項には、4 種類（1 年・2 年・3 年・5 年）の社債償還期間と、利率の幅（年利 6%～12.50%）が記載されていたが、勧誘対象となる社債券の具体的な回号（債券発行回数の通し番号）、利率、その他の発行

条件は記載されていなかった。

- (3) 発行者①は、募集要項や社債申込書等からなる勧誘資料を作成し、不特定多数の者へ電話勧誘を行い、応諾した者延べ 10 万名弱に対して勧誘資料を送付し、取得勧誘を行っていた。
- (4) 発行者①は、取得勧誘を受けて社債券の取得を希望した者から、希望する償還期間と申込金額を記入した社債申込書を受領し、さらに応募額の払込みを受けた後に、具体的な回号、利率、償還期日等の発行条件を決定し、払込みがあった月の末日を払込期日に設定し、社債券を発行した。
- (5) 発行者①は、発行される社債券の回号ごとの取得者数が 49 名以下となるよう、各回号当たりの社債券の発行数を 49 枚以下に調整し、また、回号ごとに利率を 0.001%単位で小刻みに変えた。発行者①は、当該取得勧誘は「有価証券の募集」には当たらず、届出を必要としない「少人数私募」であるとして、有価証券届出書を提出しなかった。
- (6) しかし、発行者①は、勧誘時点では社債券の回号を具体的に決定しておらず、実態は償還期間の違う 4 種類の社債券について同時並行して取得勧誘をしていたものであり、加えて勧誘の際、勧誘人数を 49 名以下に抑えるためのルールを制定せず、不特定多数の者に対して勧誘を行っていた。
- (7) また、発行者①の代表者は、発行者②の資金調達及び資金運用に関わっており、発行者②においても、発行者①と同様の資金調達方法及び社債券の勧誘方針を採用していた。

4 違反行為の該当性

(1) 取得勧誘について

発行者①及び②（以下、発行者という。）は、4種類の社債償還期間とおおまかな利率の幅は記載されているが回号や利率などの具体的な発行条件は示されていない勧誘資料によって、社債券の取得勧誘を行った。

このため、発行者が行った取得勧誘の実態は、回号ごとに行われたものではなく、償還期間の違う 4 種類の社債券に係る勧誘を同時に並行して行っていたものであった。そして、発行者は各月末を払込期日として設定の上社債券を発行していたことから、各月末日の払込期日別に 4 種類の償還期間の社債券の取得勧誘を行っていたものである。

(2) 勧誘人数について

毎月末に設定された払込期日の大部分において、発行者が取得勧誘を行った 4 種類の社債券について合わせて 50 名以上の者が申込みを行っていたことから、4 種類の社債券ごとに 50 名以上の者に対して取得勧誘が行われていたことになる。このことから、発行者が行った取得勧誘の大部分は「有価証券の募集」に該当する。

(3) 有価証券届出書の提出義務について

発行者が払込期日ごとに行った 4 種類の社債券についての取得勧誘のうち、その発行価額の総額が 1 億円以上であるものについては、募集の届出が必要であった。

また、発行価額が 1 億円未満の有価証券の募集であっても、過去 1 年以内に募集により発行された同一の種類の有価証券の発行価額と合算すると発行価額が 1 億円以上となる有価証券の募集（企業開示府令第 2 条第 4 項第 2 号）や、発行価額が 1 億円以上の有価証券の募集と並行して行われる同一の有価証券の募集（企業開示府令第 2 条第 4 項第 5 号）については届出が必要であることから、発行者によるその他の取得勧誘についてもその大部分につき、募集の届出が必要であった。

5 法令違反の事実関係

発行者が行った各社債券に係る取得勧誘は、その大部分が有価証券の募集に該当し、募集を行うためには法第 4 条第 1 項に定める届出をしていなければならなかったが、発行者はいずれの募集においても届出をしていなかった。

6 課徴金額

1 億 9,441 万円

課徴金額の算定

（法第 172 条第 1 項第 1 号）

発行者① 1 億 7,559 万円

発行者② 1,882 万円

※ 発行者②は発行者①との合併により消滅しているため、法第 176 条第 4 項の規定により、発行者②がした行為は、合併後存続した法人である発行者①がした行為とみなされることになり、発行者②に対する課徴金は、発行者①に対して課されることになる。

【事例 29】継続開示書類（有価証券報告書等）の不提出

1 本事例の特色

本件は、当社が、法定期限までに有価証券報告書及び四半期報告書の提出を行わなかったものである。（平成 22 年度勧告）

※ 有価証券報告書の提出義務を負う発行者は、有価証券報告書を原則として事業年度経過後 3 か月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない（法第 24 条第 1 項）。

※ 有価証券報告書の提出義務を負う発行者のうち、四半期報告書の提出義務を負う者は、四半期報告書を原則として四半期期間経過後 45 日以内に内閣総理大臣に提出しなければならない（法第 24 条の 4 の 7 第 1 項）。

2 発行者である会社

不動産業、東証一部上場（「有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延」によって同取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止）

3 事案の概要

(1) 当社は、当局による法第 26 条「届出者に対する報告の徴取及び検査」に基づく検査を受けた。検査の結果、当社が行った債務保証及び保証類似行為に係る主債務者の財政状態の悪化が認められたため、当局は当社に対し、この債務保証及び保証類似行為に対する損失引当金の計上を反映させた連結財務諸表を作成し、これを記載した第 3 四半期報告書及び有価証券報告書を、法定期限内に財務局長に提出するよう慫慂した。

(2) 当社は、当局の指摘に対し、上記損失引当金の計上の必要性を認めたが、監査法人が辞任したこと、新たな監査人を選任するための資金的余裕がないことなどを理由に、有価証券報告書等を提出しなかった。

当社の主張は上記のとおりであったが、実際は、当社が簿外で債務を保証して調達した、100 億円を超える資金が、当社の取締役が実質的に支配している資産管理会社等へ流出していた事実が明るみに出ることを恐れ、監査に必要な説明を行わず、監査手続を続けることを困難にすることにより、監査法人を辞任に追い込み、資金不足を理由に新たな監査人を選任しなかった。

その後、当社は、第 3 四半期報告書及び有価証券報告書を提出しなかったことにより、東証の上場廃止基準に抵触し上場廃止となった。

※ 有価証券報告書等の提出義務を負う発行者は、提出する有価証券報告書等に含まれる財務諸表又は財務計算書類について、原則として、発行者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人による監査証明を受けなければならない（法第 193 条の 2 第 1 項）。

4 法令違反の事実関係

(1) 有価証券報告書の不提出

当社は、有価証券報告書の提出義務があるにもかかわらず、第 X1 期有価証券報告書を、法第 24 条第 1 項に規定する期限まで（事業年度経過後 3 か月以内）に提出しなかった。

※ 有価証券報告書の提出義務を負う発行者（法第 24 条第 1 項各号）

第 1 号	金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者 （特定上場有価証券を除く。）
第 2 号	認可金融商品取引業協会に店頭登録されている有価証券の発行者 （流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定めるものを除く。）
第 3 号	第 1 号、第 2 号の発行者以外の者で、その募集又は売出しにつき有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出した有価証券の発行者 ※除外 ① 報告書提出開始年度終了後 5 年を経過している場合で、かつ、当該事業年度の末日及び当該事業年度の開始の日前 4 年以内に開始した事業年度すべての末日における当該株式の所有者の数が政令で定めるところにより計算した数（300 名）に満たない場合であって、有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令（企業開示府令第 15 条の 3）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。 ② 有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令（施行令第 4 条、企業開示府令第 16 条）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。
第 4 号	第 1 号、第 2 号、第 3 号の発行者以外の者で、当該事業年度又は事業年度開始の日前 4 年以内に開始した事業年度のいずれか末日において所有者が 1,000 名以上の有価証券の発行者 （株券、有価証券信託受益権証券で受託有価証券が株券であるもの及び外国預託証券で株券に係る権利を表示するものに限る。） ※除外 ① 発行者の資本金の額が当該事業年度の末日において 5 億円未満である場合。 ② 当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数（300 名）に満たない場合。 ③ 有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令（施行令第 4 条、企業開示府令第 16 条）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。

(2) 四半期報告書の不提出

当社は、四半期報告書の提出義務があるにもかかわらず、第 X1 期第 3 四半期報

告書を、法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する期限まで（四半期期間経過後 45 日以内）に提出しなかった。

※ 四半期報告書の提出義務を負う者（法第 24 条の 4 の 7 第 1 項）

法第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する有価証券の発行者のうち、次に該当する有価証券の発行者（法施行令第 4 条の 2 の 10）

① 株券
② 優先出資証券
③ 法第 2 条第 17 号に掲げる有価証券（外国又は外国の者が発行する有価証券）で、①又は②の性質を有するもの
④ 有価証券信託受益証券で、受益有価証券が①～③に掲げる有価証券であるもの
⑤ 法第 2 条第 20 号に掲げる有価証券（預託証券）で、①～③に掲げる権利を表示するもの

5 課徴金額

3,999 万 9,999 円

課徴金額の内訳

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 第 X1 期第 3 四半期報告書 | 1,333 万 3,333 円 |
| ② 第 X1 期有価証券報告書 | 2,666 万 6,666 円 |

3 検査による自発的訂正

監視委では、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

また、有価証券届出書等の提出を要する有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書等が提出されていないにもかかわらず、当該有価証券の募集又は売出しを行っている者に対し、財務局等から、当該行為を取り止めるよう警告書が発出された事案についても、金融庁の関係部局と連携しつつ対応している。

自発的訂正等が行われた最近の事案及び開示検査の際に当局から指摘を行った事項の概要等は以下のとおりである。

【事例 30】A 社（東証一部上場、業種：証券・商品先物取引業）

- A 社は、在外連結子会社が保有する複数の未上場株式について、国際財務報告基準（I F R S）に基づく公正価値評価損益を連結売上高に計上していたところ、当該未上場株式のうち一部の銘柄を、マルチプル法（類似企業比較法）を用いて評価するに当たり、類似企業の範囲を不合理に広く解釈した企業選定を行うなど、不適正な評価を行っているとして認められたため、必要な有価証券報告書等の訂正を行うよう慫慂した。
- A 社は、子会社の B 投資事業組合について、連結範囲の例外規定（連結財務諸表に関する会計基準第 14 項(2)）に該当するとして連結範囲から除外していたが、B 投資事業組合は A 社の連結子会社である C 社と多額の取引を行っていたことなどから、A 社の連結範囲に含めるべきものと認められたため、必要な有価証券報告書等の訂正を行うよう慫慂した。
- 上記の結果、平成 26 年 10 月、A 社は訂正報告書を提出した。

【事例 31】D 社（東証マザーズ上場、業種：情報・通信業）

- D 社は、過去に行われた開示検査により、商取引に仮装した D 社役員等への不正な資金流出に対する貸倒引当金の過少計上等を行ったとして、課徴金納付命令の決定がなされている。当該不適正な会計処理の訂正において、流出した資金は D 社を退任した当該役員（以下「元役員」という。）等に対する債権（貸付金）とされたが、元役員の資産管理会社が保有する当社株式に対して質権を設定する前提で、貸付金の一部に貸倒引当金を計上することを見送っていた。

しかし、元役員は質権設定手続を行わなかったばかりか、当該株式を売却しており、その売却代金も債務弁済に充てなかったことから、当社への担保提供

の意思がないと認識できた時点で貸倒引当金を追加計上する必要があった。

また、D社は、一部の役員に対して役員報酬等の名目で支出した資金の大部分を、求めに応じて元役員に流出させていたことなどから、実体に即した会計処理をする必要があると認められた。このため、有価証券報告書等の訂正を行うよう慫慂した。

➤ 上記の結果、平成 27 年 1 月、D社は訂正報告書を提出した。

※ 特設注意市場銘柄への指定から 3 年を経過し、内部管理体制等に引き続き問題がある場合に該当するとして、同取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止

【事例 32】E社（非上場、業種：サービス業）

➤ E社は、平成 26 年 9 月、有価証券届出書を提出しないまま有価証券の募集を行う行為を止めるよう、関東財務局より文書による警告を受けた。

E社は、運転資金を調達するため、知人や既存株主から紹介された者等に対して、複数回に渡り当社の自己株式を処分しており、そのうちの 1 回が、届出を必要とする有価証券の募集であった。

➤ E社は、有価証券届出書等を提出する必要性を認めながらも、作成・提出の目処が立たない状態であったが、開示検査を行ったところ、平成 27 年 6 月、有価証券届出書等を提出した。

4 内部統制の実態

監視委では、会社により開示書類が自発的に訂正された場合でも、必要に応じ、内部統制等に着目した実態把握のため開示検査を行っている。

最近では、以下のような自発的に訂正が行われた事案について、訂正内容、内部統制上の問題点、再発防止策等の検証等を行った。

○ グループ会社の管理体制に問題点が認められた事案

事業拡大のため海外子会社等で新規に事業を開始したところ、事業が軌道に乗る前に不適正な会計処理が発覚、自発的に訂正が行われた事案であり、グループ会社の管理体制に問題点が認められた。

【事例 33】 F 社（東証一部・名証一部上場、業種：輸送用機器）

- F 社の米国子会社は、顧客と自動運賃收受システムの納入に関わる契約を締結し、一部のハードウェア製品の納入に伴い、当製品に関連する売上を計上したが、その後、当該子会社が提供すべき製品・サービスのスケジュール及び範囲に関する顧客側との協議が合意に至らず、本契約に関わる売上及び利益の取消し等が必要になったとして、F 社は、平成 27 年 5 月、有価証券報告書等の自発的訂正を行った。
- 本契約にかかる顧客との協議は、米国子会社主導で行われており、F 社は、当該米国子会社を、代表者が同一である別の子会社に管理させる体制としていたが、それが機能せず、F 社は、当該米国子会社の事業の状況を十分に管理できなかったことなどを受け、本件訂正が必要となった原因は、海外子会社を管理する体制が十分に整備できていなかったことにあるとして、海外子会社に対する本社のコントロールを強化するなどの再発防止策を講じた。

【事例 34】 G 社（東証一部・名証一部上場、業種：自動車部品）

- G 社の持分法非適用のタイ国の関連会社が、無形固定資産として計上していた開発費は、資産性を認められず全額発生時に費用処理すべきであること、有形固定資産として計上していた金型についても、資産性は認められず減損処理すべきであることなどが判明し、その結果、同社が実質的に債務超過と判断され、これに伴い、改めて持分法適用につき判断すると、同社につき持分法を適用するなどの訂正が必要になったとして、G 社は、平成 27 年 5 月、有価証券報告書等の自発的訂正を行った。
- 本件訂正が必要となった原因は、グループ会社の管理を行う部門間（事業企画

部と経理部)の役割分担が不明確であり、各部門が本来果たすべき役割を自覚しておらず、経理部のグループ会社に対する審査・チェック機能など、各部門が本来の機能を発揮していなかったことにあるとして、G社は、グループ会社の管理を行う各部門がそれぞれの役割を果たせるよう組織を改めるなどの再発防止策を講じた。

○ 売上計上承認手続等に問題点が認められた事案

社内における売上計上承認の形骸化や、社内ルール上、何ら証憑を確認することなく売上計上が承認される取引が存在するなどの内部統制上の問題点が認められた。

【事例 35】H社（東証二部上場、業種：その他製品）

- 営業部門の部長が、取引先（同業他社）と意を通じるなどして、長期に亘り、架空売上及び架空仕入を計上していたことが判明したとして、H社は、平成 27 年 12 月、有価証券報告書等の自発的訂正を行った。
- 架空売上が行われた取引は、製品がH社を経由せず、帳票のみで行われ、取引の仲介に入るだけの取引であったため、売上計上承認に当たっては、取引先の実態等に応じて取引の実在性の確認が必要であったが、実在性の確認は行われていなかった。また、H社においては、社内ルール上、何ら証憑を確認することなく売上計上が承認される取引も存在し、架空売上の計上に利用されていた。
- H社は、本件訂正が必要となった原因は、役員や管理部門が営業部門で受注した個々の取引内容を適切に把握しておらず、承認手続の過程で適切にチェックを行わなかったことであったとして、取引の受発注時の審査体制を改めるなどの再発防止策を講じた。

V 審判手続の状況及び個別事例

○ 審判手続の概要

金融商品取引法では、課徴金の納付を命ずる処分という行政処分の事前手続として審判手続が定められている（法第6章の2第2節）。

この手続は、平成17年4月に新たに導入された課徴金制度の運用に慎重を期する観点から、処分前に慎重な手続を経るべく定められたものである（「課徴金制度と民事賠償責任」社団法人金融財政事情研究会）。

具体的には、金融庁設置法第20条第1項により、監視委から課徴金納付命令勧告を受けた内閣総理大臣（内閣総理大臣から、権限の委任を受けた金融庁長官（法第194条の7第1項））は、法第178条1項各号に掲げる事実があると認められる場合には、当該事実に係る事件について審判手続開始決定をしなければならない（法第178条柱書き）。

この決定は文書によって行われ（法第179条第1項）、審判手続開始の決定に係る決定書（以下「審判手続開始決定書」という。）には、審判の期日及び場所、課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載すべきとされる（法第179条第2項）。

そして、課徴金の納付を命じようとする者（以下「被審人」という。）に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより審判手続は開始するところ（法第179条第3項）、被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、法第178条第1項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことは要しないとされる（法第183条第2項）。

○ 審判手続の状況

平成17年4月に課徴金制度が開始されて以降、開示規制違反に係る審判期日が開かれた事案の件数は、以下のとおりとなっている。

【開示規制違反に係る審判期日が開かれた事案の推移】

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
審判 件数	0	0	0	1	2	2	1	0	0	1	1	8
(参考) 勧告件数	3	8	11	10	19	11	9	9	8	6	5	99

※ 年度とは当年4月から翌年3月をいう。

※ 各年度の審判件数は、審判手続開始決定日をベースとしている。

※ 勧告件数は審判手続開始の決定をした件数と同数。

※ 審判期日が開かれる前に審判手続の打ち切りが決定された事案（平成23年度）については、件数に含めていない。

○ 審判手続の個別事例

【審判事例 1】

【販売斡旋手数料の売上計上の可否（役務提供及び対価の実態の有無）が争われた事案】

（平成 24 年度（判）第 41 号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成 26 年 8 月 28 日）

<審判事件概要>

本件は、風力発電開発事業を営む被審人が、風力発電機メーカー 2 社との間で、被審人が手掛ける風力発電開発事業につき風力発電機販売斡旋契約（以下「各販売斡旋契約」という。）を締結し、建設会社への風力発電機の販売を斡旋するなどしたとして、販売斡旋手数料を売上計上したことについて、売上計上に必要な各販売斡旋契約に基づく役務提供及び対価の実態がなく、販売斡旋手数料を売上計上できないにもかかわらず、被審人がこれを売上計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出したため、課徴金納付命令を勧告した事案である。

被審人は、下記「争点に対する被審人の主張」欄のとおり、売上計上に必要な役務提供及び対価の実態があると主張して、争った。

<争点>

被審人が販売斡旋手数料を売上計上した、風力発電開発事業 5 案件（以下「本件 5 案件」という。）に係る販売斡旋取引において役務提供及び対価の実態がなかったと認められるか。

<争点に対する被審人の主張>

被審人は、風況観測等の各種調査等の準備行為をした上、風力発電機メーカーに対して風力発電所建設工事を行う建設会社を紹介し、風力発電機の販売を斡旋するとともに、各案件の立地場所の風況データ等、風力発電機の製造等に参考となる情報を提供しており、各販売斡旋契約に基づく役務提供には実態があった。

各販売斡旋契約においては、被審人が販売斡旋を行う対価として手数料を受け取る旨合意されており、その販売斡旋に実態がある以上、対価に実態がないとはいえない。

<決定概要>

1 役務提供の実態がなかったと認められるか否かについて

（1）販売斡旋契約及びその後の売上計上に至った経緯

被審人は、自社開発案件（被審人の完全子会社（以下「発電所子会社」という。）が事業主体となる風力発電による売電事業のことをいう。以下同じ。）に関し、従来、直接販売方式（被審人が風力発電機メーカーから風力発電機を購入し、他社に販売する事業のことをいう。以下同じ。なお、自社開発案件においては、建設会社が被審人から風力発電機を購入し、発電所子会社の風力発

電所に設置していた。)を採用し、風力発電機の売買代金を売上計上していたところ、監査法人から、その販売利益を連結会計上消去すべきであるとの指導を受け、当該利益に相当する利益を直接販売方式によらない方法により計上する必要があった。

また、被審人は、各販売斡旋契約上、販売斡旋手数料の発生条件を、風力発電機売買契約の締結前である、建設会社から風力発電機メーカーに対する内示書等の発行時で足りるとしていた上、建設会社から風力発電機の発注を約束するものではない旨を明示されながら発行を受けた書面を根拠に販売斡旋手数料を売上計上するなどしていた。

以上、各販売斡旋契約が締結され、その後の売上計上に至る経緯に鑑みると、被審人は、各販売斡旋契約の契約内容自体を実現する必要性があったものではなく、専ら、被審人が直接販売方式により計上していた利益相当額を、連結会計上も消去されない方法により計上することを目的として同各契約を成立させたことが認められる。

(2) 被審人の業務内容との関係

被審人は、自社開発案件においては、各案件の事業主体となる発電所子会社を設立し、同社に風力発電機を使用させ、売電事業を行わせることとしていたところ、その準備行為として、自ら集積した風況データ等に基づいて事業計画を具体化させており、その後も自らの事業の一環として、風力発電機メーカーや建設会社に働きかけ、風力発電機の選定や工事の請負候補等について検討を行う必要があった。

上記事情に照らせば、各販売斡旋契約に係る役務の内容として被審人が主張する各行為は、自社開発案件における売電事業を実現する上で、被審人にとって行うことが必要不可欠な、被審人の事業内容そのものであったというべきである。

また、自社開発案件の事業主体は各発電所子会社であったが、各種準備行為の段階においても、事業計画が具体化した後においても、各発電所子会社が設立されていない場合が多いことなどからすると、上記各行為は、各発電所子会社の設立前後を問わず、被審人自らの業務内容であったと認められる。

(3) 風力発電機メーカーにとっての必要性

ア 風力発電機の決定権限について

自社開発案件における風力発電機の購入に係る実質的な決定権限は、被審人が有しており、風力発電機の直接の購入者である建設会社は、風力発電機を使用する発注元の意向と異なる風力発電機を購入することはできず、風力発電機の購入に係る決定権限を有していなかった。したがって、被審人が風力発電機メーカーに対し建設会社の紹介等を行うことは、風力発電機メーカーが販売という目的を達成する上では、必要性の認められない行為であった

といわざるを得ず、それを販売斡旋と評価することはできない。

イ 風力発電機メーカーの認識等について

風力発電機メーカーは、被審人の自社開発案件に関しては、販売斡旋手数料を実質的に負担することはないとの認識を有したり、自社の販売する風力発電機を採用してもらうためには、同契約を締結することが前提となっている旨伝えられたりしたことにより、同契約の締結に至っており、同契約に係る役務の内容自体に、対価に見合う価値や意義を見出していたとは考えがたい。

また、被審人代表者自身、販売斡旋の内容として見積書に掲げられた個々の項目に係る内訳金額には根拠も意味もなかった旨自認する。

(4) 小括

以上の各販売斡旋契約及びその後の売上計上に至った経緯、被審人の業務内容との関係並びに風力発電機メーカーにとっての必要性を総合すると、被審人は、自社開発案件において、直接販売方式により計上していた利益相当額を売上計上するという自己の会計上の便宜を図る目的で、専ら自らの事業のために行っていた、風力発電機メーカーにとっては必要性の認められない行為を、各販売斡旋契約に係る役務提供であると称しているにすぎず、本件 5 案件に係る被審人の行為に同契約に基づく役務提供としての実態はなかったものと認められる。

2 対価の実態がなかったと認められるか否かについて

販売斡旋手数料は、発電所子会社から、順次、建設会社及び風力発電機メーカーを経て被審人に支払われる金銭であるところ、建設会社及び風力発電機メーカーは、いずれも販売斡旋手数料分の代金を受領しない限り、建設会社は風力発電機メーカーに対し、風力発電機メーカーは被審人に対し、それぞれ販売斡旋手数料相当額を支払う必要はないこととされていたと認められる。また、本件 5 案件の関係者は、いずれも販売斡旋手数料の内実の詳細について関心を持っていなかった。そして、各販売斡旋契約は、風力発電機メーカーにとっては必要性がなく、販売斡旋手数料を自社の利益の中から負担するのであれば、決して締結されないような契約であった。

これらを総合すると、風力発電機メーカーは、被審人に対し、実質的には販売斡旋手数料を負担していなかったというべきであり、また、販売斡旋手数料は内実を伴っていなかったと認められるから、各販売斡旋契約に基づく役務提供について、対価の実態はなかったというべきである。

3 以上のことから、本件 5 案件に係る被審人の行為に、各販売斡旋契約に基づく役務提供としての実態はなく、また、同各契約に基づく対価の実態もなかったものと認められる。

以上は、平成 26 年 8 月 28 日付で決定された、平成 24 年度（判）第 41 号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2014/27.pdf>

<事案の特色>

本件においては、被審人と風力発電機メーカーとの間で各販売幹旋契約が締結され、当該契約上販売幹旋手数料の発生条件とされた建設会社から風力発電機メーカーに対する風力発電機購入の内示書等が現に発行され、かつ、風力発電機メーカーが被審人に対して実際に販売幹旋手数料の一部を支払っているなど、一見、販売幹旋手数料を売上計上することに問題がないかのような外形が存在していた。

しかしながら、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品の販売等又は役務の給付によって実現したものに限る」（企業会計原則第二・三B本文）とされ、収益の認識は実現主義によることが示されている。また、実現主義の下での収益認識要件としては「財貨の移転又は役務提供の完了」とそれに対する「対価の成立」が要件とされており、役務の提供及びその対価に実態がない取引については、売上計上することが許されない。

この点、本件においては、①専ら被審人の会計上の便宜のために各販売幹旋契約が締結されたことや、被審人が売上計上の根拠とする内示書が、風力発電機メーカーに対する発注を約束する書面ではないことを建設会社と被審人との間で約束していたことといった、販売幹旋契約及びその後の売上計上に至った経緯、②被審人が役務提供と主張する行為は、自社開発案件において被審人の事業に不可欠な準備行為に過ぎないこと、③風力発電機メーカーは、被審人が役務提供と主張する行為に必要性を見出していなかったこと等の事実を照らせば、被審人が役務提供と主張する行為は、自社開発案件において専ら自らのために行っていた、風力発電機メーカーにとって必要のない行為であって、役務提供の実態はないと言わざるを得ない。

また、発電所子会社が建設会社に、その建設会社が風力発電機メーカーに、販売幹旋手数料分の代金を順次支払うことによって初めて、風力発電機メーカーが被審人に対して販売幹旋手数料を支払うこととされているなど、実質的には風力発電機メーカーが販売幹旋手数料を負担しない仕組みが構築されていること等の事実を照らせば、対価の実態もないと言わざるを得ない。

このように、本件は、形式的には売上計上要件を充足しているかに見える取引につき、経緯、背景事情、目的、行為の性質及び取引全体のスキーム等の事実関係を詳細に分析し、取引の経済的実質に着目した結果、売上計上に必要な役務提供や対価の実態がないことが判明した点に特色がある。

<決定後の経緯>

被審人は、金融庁長官による課徴金納付命令決定に対し、平成 26 年 9 月 26 日、取消訴訟を提起し、役務提供及び対価の実態が存在するため課徴金納付命令決定が違法である旨主張した。

平成 28 年 2 月 26 日、東京地方裁判所において、役務提供及び対価のいずれにも実態がなく課徴金納付命令決定は適法であるとして、被審人の請求を全部棄却する旨の一審判決が言い渡された（判決確定）。

【審判事例 2】

【虚偽記載（資産の架空計上）の有無】

（平成 22 年度（判）第 29 号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成 23 年 10 月 3 日）

<審判事件概要>

本件は、被審人が、実際には納入されていないコンテンツ配信システムの開発（以下「本件システム開発」という。）に係る棚卸資産及び G S M モジュール（携帯電話用部品）の検査装置の開発（以下「本件検査装置開発」という。）に係る工具器具備品を資産として計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下、これらを併せて「本件各報告書」という。）を提出するとともに、本件各報告書を組込情報とする 2 通の有価証券届出書（以下「本件各届出書」という。）を提出し、これに基づく募集により株式及び新株予約権証券を取得させたことから、課徴金納付命令の勧告を行った事案である。

被審人は、「争点に対する被審人の主張」欄記載のとおり、株式会社 A に対して発注した、本件システム開発及び本件検査装置開発に係る各取引の前渡金として計上すべきであった金額を、誤ってそれぞれ棚卸資産及び工具器具備品として計上してしまったにすぎず、重要な事項につき虚偽の記載があるとはいえないと主張して争った。

決定では、本件システム開発及び本件検査装置開発はいずれも存在せず、本件各報告書には、実際には納入されていない棚卸資産及び工具器具備品が架空の資産として計上されたものと認定の上、当該架空計上に係る金額及び割合が相当大きいことに照らし、本件各報告書及び本件各届出書は、いずれも重要な事項につき虚偽記載があると判断された。

<争点>

本件各報告書及び本件各届出書に、重要な事項につき虚偽の記載があるか

<争点に対する被審人の主張>

本件各報告書には、本件システム開発及び本件検査装置開発に係る各取引の前渡金として計上すべきものを、棚卸資産及び工具器具備品として計上した誤りがあるが、資産計上したことに誤りはないから、本件各報告書及び本件各届出書に重要な事項につき虚偽の記載があるとはいえない。

すなわち、被審人は、株式会社 A に対し、株式会社 B と行っていたデジタル TV 共同開発事業（以下「本件 TV 共同開発」という。）の一環として、本件システム開発を発注し、この前渡金の支払に充てるため、株式会社 A に対して手形を振り出した。被審人が資産計上していた棚卸資産は、この開発の前渡金として計上すべきであったものである。

また、被審人は、海外メーカーから株式会社 A を介して G S M モジュールを仕入れた際、株式会社 A に対し、本件検査装置開発を発注し、この前渡金等の支払に充てるため、株式会社 A に対して手形を振り出した。被審人が資産計上してい

た工具器具備品は、この開発の前渡金として計上すべきであったものである。

＜決定概要＞

1 本件システム開発の存否について

本件システム開発については、そもそも被審人と株式会社Aとの間の契約書等が存在しない上、被審人内部で本件システム開発についての検討がなされるであろう経営会議の出席者らがその存在を認識しておらず、稟議書等並びに役員会及び経営会議の議事録等も一切存在していない。また、本件システム開発が本件TV共同開発の一環であるとの被審人の主張によれば、株式会社Bと株式会社Aとの間で何らかの協議がなされてしかるべきであるのに、両者間には、このような協議はおろか、取引関係すらない。さらに、株式会社Aには、本件システム開発についての業務に係る資料等が全く存在していない上、本件システム開発の成果らしきものが全く納入されていないのに、被審人は、株式会社Aに対し、本件システム開発の精算を求めている。そして、本件システム開発が実際に存在していたのであれば、そのとおり会計処理をすれば済むはずであるのに、株式会社Bから購入していた製品を株式会社Aからも仕入れたという真実と異なる書類も複数作成されていることからすると、本件システム開発が存在していたとは認められない。

2 本件検査装置開発の存否について

被審人の役員であるC氏は、審判廷において、本件検査装置開発については、継続の予定であったGSMモジュールの取引に必要なものであり、その発注を当時被審人の役員であったE氏に指示していた旨陳述する。また、株式会社Aの役員であるD氏は、審判廷において、被審人から、GSMモジュールの検査装置の開発の委託を受けたが、GSMモジュールの納品を急がされたことから、検査しないまま納品し、本件検査装置開発に対応する部分の代金は、GSMモジュールの代金が上記検査装置の開発費用と一括で決まっていたため、利益として受け取った旨陳述する。

しかし、E氏は、監視委の調査及び社内調査委員会の事情聴取に対し、C氏から、株式会社AからのGSMモジュールの仕入額に一定額を上乗せして支払うよう指示を受けており、本件検査装置開発に係るものとされる各書類のうち、検査装置一式に係る記載は虚偽である旨の、C氏及びD氏の上記各陳述に反する供述をしている。

そこで、前記各陳述の信用性を検討すると、C氏は、監視委の調査に対しては、株式会社Aとの間で決済未了であった取引の差額の帳尻を合わせるため、過大な取引金額を決めてE氏に伝えた旨供述している。また、C氏は、社内調査委員会の事情聴取に対し、GSMモジュールの金額より余分に株式会社Aに支払をするよう指示をしたが、それ以上の具体的指示はしていない旨供述している。こ

のように、C氏は、E氏の上記供述に符合することを述べながら、審判廷では自らの上記各供述と異なる陳述をしているのに、このように供述を変遷させたことにつき、合理的な理由もうかがわれない。

また、C氏の前記陳述からすると、株式会社Aは、GSMモジュールを納品した後も、検査装置の開発を継続しているはずで、これを行わないのであれば、被審人との間で、その精算をするはずである。しかし、株式会社Aは、上記検査装置の開発に着手すらしていない上、その精算もしていない。D氏は、この理由につき、前記陳述をしているものの、何の開発もしていないのに、高額の利益を収受できる理由として首肯し難い上、その陳述自体、本来符号するはずのC氏の前記陳述とも矛盾している。

他方、E氏の前記供述は、C氏の従前の上記各供述と符号する上、その供述内容に沿った各書類も存在している。

そうすると、C氏及びD氏の審判廷における各陳述は、いずれも採用することができず、かえって、E氏の前記供述こそが、信用できる。

以上の次第で、被審人の主張に係る本件検査装置開発は、他にこれを認めるに足りる証拠もない以上、これが存在していたとは認められない。

3 まとめ

このように、被審人の主張に係る本件システム開発及び本件検査装置開発は、いずれも存在していたとは認められない一方、本件各報告書には、実際には納入されていない棚卸資産及び工具器具備品が架空の資産として計上されている。

そして、これらの架空計上にかかる金額及び割合が相当大きいことに照らせば、本件各報告書及びこれらを組込情報とする本件各届出書は、いずれも重要な事項につき虚偽の記載があるものと認められる。

以上は、平成23年10月3日付で決定された、平成22年度（判）第29号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2011/19.pdf>

【審判事例 3】

【第三者割当予定先の状況等の虚偽記載】

(平成 27 年度(判)第 13 号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成 29 年 2 月 3 日)

＜審判事件概要＞

本件は、以下の 2 点につき金融商品取引法違反が認められたことから、課徴金納付命令の勧告を行った事案である。

1 被審人は、衛星放送送信事業の譲受のための預託金の支払を装うなどして、新株予約権の割当先（A 社）のグループ会社ないしその実質的経営者等に資金を流出させていた。このため、被審人は、A 社のグループ会社ないしその実質的経営者に対する仮払金を計上するとともに、同流出資金は既に費消され、A 社のグループ会社ないしその実質的経営者は返済資金に窮していたことなどから、貸倒引当金繰入額を計上すべきであったが、計上しなかった。

また、被審人は、インターネット広告事業にかかる提携先に対する長期貸付金等を計上していたが、貸付資金の多くは同提携先から流出していたほか、同提携先は脆弱な財務内容であり、当該長期貸付金等の返済には当該広告事業による収益を充当することとしていたものの、返済に見合う収益をあげる目途が立っていなかったこと等から、上記長期貸付金等の回収可能性は低いと判断され、貸倒引当金繰入額を計上すべきであったが、計上しなかった。

以上より、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下、これらを併せて「本件各報告書」という。）を提出するとともに、本件各報告書を組込情報とする 2 通の有価証券届出書を提出し、これに基づく募集により株式及び新株予約権証券を取得させた。

2 被審人は、有価証券届出書の第一部【証券情報】第 3【第三者割当の場合の特記事項】1【割当予定先の状況】「（6）割当予定先の実態」の欄において、割当予定先である A 社について、信用調査会社から、A 社の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりに懸念がある人物（X）との関係が指摘され、A 社が増資引受先として適格な相手方ということができないことを示す情報を得ていたにもかかわらず、その事実を記載することなく、当該欄に調査結果として「当該割当予定先の主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。」と記載し、あたかも A 社の上記親会社が反社会的勢力等や違法行為と何らの関係も有していないことが確認されたかのよう

に記載した。

また、被審人は、有価証券届出書の第一部【証券情報】第 1【募集要項】2【新規発行による手取金の使途】「（1）【新規発行による手取金の額】」の欄の「発行諸費用の概算額」に掲記された「（注）3.」において、割当予定先の新株予約権の行使に際して払い込まれた金額の 5.5%相当額（消費税別）のファイナンシャル・アドバイザー費用のうち、同払込金額の 5%相当額（消費税別）は、B 社を通じて、上記 X が預金口座や会社印を管理、利用すること

ができる立場にあったＣ社に支払うことを企図していたが、その事実を記載することなく、「本件新株予約権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の5.5%（消費税別）がＢ社に対するアドバイザー費用となっております。」と記載した。

以上より、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、これに基づく募集により新株予約権証券を取得させた。

<争点>

各違反事実の対象とされた各四半期報告書（以下、「本件各四半期報告書」という。）及び各有価証券届出書（以下、審判事件概要（２）に係る有価証券届出書を「本件有価証券届出書」といい、審判事件概要（１）に係る有価証券届出書と併せて「本件各有価証券届出書」という。）について、いずれも「重要な事項につき虚偽の記載」があることを争っており、具体的には、以下の点を争っている。

１ 本件各四半期報告書及び第３四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書について

審判事件概要（１）記載の適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかったこと（以下「争点①」という。）

２ 本件有価証券届出書について

審判事件概要（２）において引用されている各記載に虚偽があったこと（以下「争点②」という。）

<争点に対する被審人の主張>

１ 争点①について

第１四半期、第２四半期及び第３四半期のいずれにおいても貸倒引当金繰入額を計上しなかった会計処理は適正である。

２ 争点②について

調査報告書によれば、Ａ社及びＡ社の親会社自身は反社会的勢力との関係について「＜該当なし＞」とされていることから、新株予約権の割当予定先につき、「反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。」と記載することも、虚偽ではない。

<決定概要>

１ 争点①について

ア 貸倒懸念債権に該当するか

被審人及び被審人の連結子会社（以下、「被審人ら」という。）は、設立されたばかりで資本金８００万円であるＤ社が携わる農業支援関連事業に関し、多額の金員を支出した。

それにもかかわらず、各支出において、支出の根拠となる個別の合意成立を示

す契約書等は後に債務弁済契約（以下「本件債務弁済契約」という。）が締結されるまで作成されていなかったものであり、支出の性質を裏付けるやりとりや、多額にわたる支出金の使途が具体的に確認された形跡も見当たらない。そうすると、本件債務弁済契約が締結されるまでの間、被審人らの各支出の性質はあいまいとされ、D社による弁済の要否すら明確にされていなかったばかりか、支出の合理性を裏付けるに足る確認すらなされていなかったというほかない。かえって、後に本件債務弁済契約で弁済の対象とされた3000万円が当初は費用として計上され、また、支出の実態のないものまでソフトウェア仮勘定の名目で資産に計上されていたことからすれば、被審人において、一部の支出金が返還されないことを容認していたことすらうかがえる。

一方で、被審人らは、遅くとも同年7月中旬頃になって、D社に対し、それまで農業支援関連事業に支出した資金の使途の状況につき情報提供を求めたことから、D社が、第1四半期の時点から、支出を受けた資金を使途不明のまま費消していたことを推認できることからすれば、D社において、上記支出金の返済が困難であったことも指摘できる。

さらに、本件債務弁済契約により定められた弁済条件では、弁済の確定期限や最低額等は定められておらず、被審人らがD社に支払う業務報酬の一部を反対債権として相殺することで弁済することができる旨が定められるなど回収方法が不安定なものである上、F社との間の紹介店斡旋契約に基づいて被審人らが受け取る紹介手数料収入だけが弁済の原資とされており、第2四半期中には同契約による手数料収入の実績はなく、第3四半期に手数料収入の実績はあったものの、本件債務弁済契約で定めた利息分にも到底及ばない金額であったことも考慮すると、具体的な回収の見込みがあったとはいえず、将来その見込みがあったと認めるに足る事情もうかがわれないことにも照らすと、本件債務弁済契約の対象となった貸付金について、同契約により、具体的な回収の見込みがあったとは評価できない。

そうすると、各四半期における支出に係る債権は、貸付金として回収の見込みがある弁済条件が定められていたものとはいえず、さらには債務者において従前から支出金を使途不明のまま費消しており、支出金を返済することが困難な状態にあったものであって、客観的に見て、少なくとも、債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高いものと評価すべきであり、貸倒懸念債権に該当する。

イ 貸倒引当金繰入額について

D社において、第1四半期の時点から支出金の返済が困難な状態にあったことは上記アで認定したとおりである。なお、第1四半期から第3四半期を通じて、各支出について担保や保証が存在したことを認めるに足る証拠はない。

上記アでも認定したように、被審人は、支出時点でなすべき確認等を怠っていたものであり、支出金の返還を根拠づけるに足る合意等もなく不合理な支出をしていたというべきであって、これにより支出金の返還が見込まれない相手に資金を支出したものと評価せざるを得ない。

そうすると、上記のような支出金を債権として資産計上する判断をする場合に

は、被審人において、全額について貸倒のおそれがあったと見積もることができたというべきである。

したがって、貸倒見積高は債権全額とすべきである。

2 争点②について

ア 新株予約権の割当予定先に係る記載について

信用調査会社による調査報告書の記載中には、割当予定先であったA社の完全親会社であるI社の代表取締役であったYについて、逮捕歴があり反社会的懸念を要するXの影響下にあることなどが指摘され、「増資引受先として適格な相手方と言うことはできない」と明示されている。

それにもかかわらず、本件有価証券届出書には、割当予定先に係る調査結果として、「割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。」と記載されたものであるから、本件有価証券届出書には事実と異なる虚偽の記載があったものと認められる。

イ 新規発行による手取金の使途に係る記載について

形式的には、被審人とB社、B社とC社の間でそれぞれ契約が締結されているものの、両契約においては、新株予約権の行使額の5.5%とされたアドバイザー手数料のうち、その大半を占める5%をC社が最終的に受領することが合意されており、また、B社は、アドバイザー契約締結時点で被審人との取引関係はあったものの、C社ないしA社の親会社G社との取引はなく、被審人をG社に紹介した者やXとの関わりも無く、XがC社において同社の預金口座の一部や会社印を利用することができる立場にあったこと等を併せ考えると、G社ないしXとの交渉に係る実際のアドバイザー業務を担う立場もC社であることが合意されていたというべきであり、B社は、形式的に介在しているだけであったというほかない。

以上によれば、実質的には、アドバイザー契約締結時点で、被審人とB社及びC社との間で、被審人からC社に本件アドバイザー費用の大半を支払うことが合意されており、そのことが被審人において企図されていたとみるのが相当である。

一方で、本件有価証券届出書の記載では、手取金の使途に係るアドバイザー費用については、ファイナンシャル・アドバイザーの業務量に関連するものとして特定されており、その支払先として表示すべき相手は、まずはC社であったといわざるを得ない。

それにもかかわらず、本件有価証券届出書には、アドバイザー費用の支払先がB社のみであってC社ではないかのような記載がされており、アドバイザー費用とされた新株予約権の行使額の5.5%全てがB社に支払われるかのように記載された本件有価証券届出書には、事実と異なる虚偽の記載があったと認められる。

以上は、平成 29 年 2 月 3 日付で決定された、平成 27 年度(判)第 13 号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2016/39.pdf>

○ 参考（法令適用が争点となったもの）

【審判事例 4】

【課徴金の要件としての経済的利得や故意過失の必要性】

（平成 23 年度（判）第 25 号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成 24 年 10 月 22 日）

＜争点＞

- ① 法 172 条の 2 第 1 項は、発行開示書類に虚偽の記載があることでそれがなかったときより多くの出資を得られるような場合以外の場合にも適用されるか。
- ② 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すために、発行者に具体的な経済的利得のあることが必要か。
- ③ 法 172 条の 2 第 1 項の「重要な事項」はどのように解釈するのか。
- ④ 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すために、発行開示書類の虚偽の記載と有価証券を取得させることとの間に因果関係のあることが必要か。
- ⑤ 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すために、発行者に虚偽の記載についての故意又はそれに類する責任要素（以下「故意過失等の責任要素」という。）のあることが必要か。

＜決定概要＞

- ① 課徴金制度の下では、その趣旨・目的のため、違反者が現に経済的利得を得たか否かという個別的事情とは無関係に、所定の方式により機械的に算定される額の課徴金を課すこととされており、法 172 条の 2 第 1 項も、このことを前提としている。したがって、法 172 条の 2 第 1 項は、発行開示書類の虚偽の記載があることでそれがなかったときより多くの出資を得られるような場合以外の場合にも適用されるものである。
- ② 法 172 条の 2 第 1 項は、その文言上、課徴金の納付を命ずる要件として、虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者が実際に経済的利得を得たことを要求していない。
- ③ 法 172 条の 2 第 1 項の「重要な事項」とは、投資者一般を基準として、投資者の投資判断に影響を与えるような基本的事項、すなわち、その事実について真実の記載がなされれば投資判断が変わるような事項をいうものと解するのが相当である。
- ④ 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すための要件として、発行開示書類の虚偽の記載と有価証券を取得させることとの間に因果関係のあることは、文理上も実質的にも、必要でない。
- ⑤ 課徴金を課すための要件として、明文の定めもなしに、故意過失等の責任要素が一般的に要求されているとは解されず、法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すための要件としても、明文の定めがない以上、発行者に虚偽の記載についての故意過失等の責任要素のあることは、必要でない。

以上は、平成 24 年 10 月 22 日付で決定された、平成 23 年度（判）第 25 号金融商品取

引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2012/23-25.pdf>

※ 本件については、平成 24 年 11 月 20 日、被審人は、取消訴訟を提起した。

平成 26 年 2 月 14 日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成 26 年 6 月 26 日、東京高等裁判所は、法第 172 条の 2 第 1 項に基づき課徴金を課すに当たり、発行者において具体的な経済的利得があること及び経済的利得が生じる一般的、抽象的な可能性があることは要件とされていないと解するのが相当であり、また、法第 172 条の 2 第 1 項の「重要な事項」とは、発行者から直接取得勧誘を受ける不特定の相手方のみならず、その相手方から譲渡を受ける可能性がある投資者一般を基準として、投資者の投資判断に影響を与えるような事項をいうものと解すべきであること、さらに、発行開示書類の虚偽記載と有価証券を取得させることとの間の因果関係は不要であると解すべきであること、そして、課徴金条項に基づく課徴金は、虚偽記載につき発行者に故意又は過失のあることは不要であると解すべきとして、控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、控訴人は上告及び上告受理申立てをした。

平成 27 年 1 月 22 日、最高裁判所において上告棄却決定及び上告不受理決定がなされ、判決が確定した。

【審判事例 5】

【虚偽記載のある有価証券届出書により新株予約権証券を取得させた場合の課徴金額】
(平成 22 年度 (判) 第 8 号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成 22 年 12 月 9 日)

<争点>

- ① 新株予約権が行使されることなく消滅し、かつ、発行者が得た発行対価全額が取得者へ交付された場合、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による課徴金が課されるか。
- ② 法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号にいう「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とはいかなる金額を指すか。

<決定概要>

- ① 法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による課徴金の額は、重要な事項に虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた時点で確定し、その後、新株予約権が行使されることなく消滅し、発行者が得た新株予約権証券の発行対価全額が取得者に交付されたとしても、同号の規定が適用されることに変わりはなく、同号の規定による課徴金が課されるというべきである。
- ② 「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」は、発行者が重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた時点における新株予約権の行使価額を基準に計算して得られた金額と解すべきである。

以上は、平成 22 年 12 月 9 日付で決定された、平成 22 年度 (判) 第 8 号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2010/31.pdf>

※ 本件については、平成 22 年 12 月 24 日、被審人は、取消訴訟を提起した。

平成 24 年 6 月 29 日、東京地方裁判所は、原告 (被審人) の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成 25 年 3 月 28 日、東京高等裁判所は、有価証券届出書の虚偽記載に係る新株予約証券部分の課徴金額の算定について、新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額 (当初行使価額) は一義的に確定すること、また、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号について、課徴金の額を判断する基準時は有価証券を取得させた時点であり、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とは当該新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額 (当初行使価額) であると解すべきなどとして、控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、控訴人は上告及び上告受理申立てをした。

平成 27 年 1 月 22 日、最高裁判所において上告棄却決定及び上告不受理決定がなされ、判決が確定した。

(参考条文)

第一百七十二条の二 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類を提出した発行者が、当該発行開示書類に基づく募集又は売出し（当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。）により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。）の百分の二・二五（当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五）

二 （略）

2～6 （略）

VI 参考資料

1 課徴金制度について

○ 開示検査の目的

金商法における開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うために重要であると考えられる情報を提供することによって、投資者保護を図ろうとする制度である。具体的には、有価証券の発行者等に対し、その発行者の事業内容、財務内容等の情報を記載した有価証券届出書、有価証券報告書等の開示書類の提出を義務付け、内閣総理大臣がこれらの開示書類を公衆の縦覧に供することによって、これらの情報が投資者に開示されることになる。

このように、投資者は、有価証券の発行者等が提出する開示書類の情報に基づいて投資判断を行うことになるが、これらの情報が虚偽であったり、開示されるべき情報が記載されていない場合には、これらの情報に基づいて投資判断を行った投資者は、不測の損害を被ることになる。

このため、証券監視委は、開示検査を通じて、開示書類に虚偽記載等がある場合には、投資者に正確な情報が提供されるよう、虚偽記載等のある開示書類の提出者に訂正を求めるとともに、重要な虚偽記載等の開示規制違反を行った有価証券の発行者等に対する課徴金納付命令の勧告を行っている。また、証券監視委では、こうした開示規制違反の再発を防止するとともに、未然に防止するためのさまざまな活動を行っている。

○ 開示検査の権限

わが国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約 3,600 社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 26 条（同法第 27 条において準用する場合を含む。））
- (2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 22 第 1 項（同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。））
- (3) 意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これ

らの関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 22 第 2 項）

- (4) 大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 30 第 1 項）
- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社若しくは参考人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 27 条の 30 第 2 項）
- (6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 35）
- (7) 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為（以下「特定関与行為」という。）をした者に対する課徴金に係る事件について事件関係人等に出頭を求め、質問をし、若しくは意見若しくは報告を徴し、又は事件関係人の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する権限（金商法第 177 条）
- (8) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 193 条の 2 第 6 項）

（注 1）以下の権限については、証券監視委に委任されていない（課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）。

- ・ 有価証券届出書の効力発生前に行われる届出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 1 号）
- ・ 発行登録書の効力発生前に行われる発行登録書の提出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 2 号）
- ・ 公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 3 号）

（注 2）以下の権限については、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。

- ・ 上記（1）～（6）及び（8）のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項ただし書）
- ・ 上記（7）のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 194 条の 7 第 2 項ただし書）

○ 課徴金額の算定方法等

開示規制違反等に対する課徴金額の算定方法等は以下のとおりである。

(1) 届出が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等に対する課徴金
(法第 172 条)

(課徴金の対象となる者)

- ① 届出を必要とする有価証券の募集等について、届出が受理されていないのに募集等をした者（第 1 項）

※ 「募集等」とは募集、自己所有の有価証券の売出し、自己所有の有価証券の適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は自己所有の有価証券の特定投資家等取得有価証券一般勧誘をいう。

- ② 届出の効力が発生する前に募集又は売出しにより有価証券を取得させた発行者、または自己の所有する有価証券を売り付けた者（第 2 項）

- ③ 目論見書を交付しないで売出しにより自己の所有する既に開示された有価証券を売り付けた者（第 3 項）

- ④ 発行登録追補書類の提出前に募集又は売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた者（第 4 項）

(課徴金額の算定方法)

募集・売出し総額×4.5%（株券等以外は 2.25%）

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

(2) 虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等に対する課徴金（法第 172 条の 2）

(課徴金の対象となる者)

- ① 虚偽記載等のある発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集・売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた発行者（第 1 項）

※ 「虚偽記載等」とは、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることをいう。以下において同じ。

- ② 虚偽記載等のある発行開示書類を提出した発行者の役員等であって、当該発行開示書類に虚偽記載等があることを知りながら、その提出に関与し、当該発行開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた者（第 2 項）

※ 「役員等」とは、当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下において同じ。

- ③ 虚偽記載等のある目論見書を使用した売出しにより自己の所有する既に

開示された有価証券を売り付けた発行者（第4項）

- ④ 虚偽記載等のある目論見書を使用した発行者の役員等であって、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら、その作成に関与し、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた者（第5項）
- ⑤ 発行開示訂正書類を提出しなければならない場合において、発行開示訂正書類を提出しないで募集又は売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた発行者（第6項）

（課徴金額の算定方法）

募集・売出し総額×4.5%（株券等以外は2.25%）

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

- (3) 有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金（法第172条の3）

（課徴金の対象となる者）

- ① 有価証券報告書の提出義務がありながら有価証券報告書を提出しない発行者（第1項）
- ② 四半期報告書又は半期報告書の提出義務がありながら四半期報告書又は半期報告書を提出しない発行者（第2項）

（課徴金額の算定方法）

①の課徴金額

提出すべきであった有価証券報告書に係る事業年度の直前事業年度における監査報酬額に相当する額。ただし、監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合（課徴金府令第1条の2第1項）は、400万円

②の課徴金額

提出すべきであった四半期報告書又は半期報告書に係る期間の属する事業年度等の直前事業年度等における監査報酬額の2分の1に相当する額。ただし、監査証明を受けるべき直前事業年度等がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合（課徴金府令第1条の2第2項）は、200万円

- (4) 虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金（法第172条の4）

(課徴金の対象となる者)

① 虚偽記載等のある有価証券報告書等を提出した発行者（第1項）

※ 「有価証券報告書等」とは、有価証券報告書及びその添付書類又はそれらの訂正報告書をいう。

② 虚偽記載等のある四半期・半期・臨時報告書等を提出した発行者（第2項）

※ 「四半期・半期・臨時報告書等」とは、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又はそれらの訂正報告書をいう。

③ 臨時報告書のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を記載すべきものを提出しない発行者（第3項）

(課徴金額の算定方法)

①の課徴金額

当該発行者が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額の10万分の6又は600万円のいずれか高い額。

※ 「算定基準有価証券」とは、株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下において同じ。

②及び③の課徴金額

①で算定した額の2分の1に相当する額。

(5) 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者に対する課徴金（法第172条の5）

(課徴金の対象となる者)

① 公開買付けによって株券等の買付け等を行わなければならない場合において、公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした発行者以外の者

※ 「株券等」とは、法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。第172条の6において同じ。「買付け等」とは、法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。

② 公開買付けによって上場株券等の買付け等を行わなければならない場合において、公開買付開始公告を行わないで上場株券等の買付け等をした発行者

※ 「上場株券等」とは、法第24条の6第1項に規定する上場株券等をいう。第172条の6において同じ。「買付け等」とは、法第27条の22の2第1項に規定する買付け等をいう。

(課徴金額の算定方法)

当該公開買付開始公告を行わないでした株券等（発行者による買付け等の場合には上場株券等）の買付け総額×25%

- (6) 虚偽表示のある公開買付開始公告を行った者等に対する課徴金（法第 172 条の6）

(課徴金の対象となる者)

- ① 虚偽表示等のある公開買付開始公告等を行った者又は虚偽記載等のある公開買付届出書等を提出した者（第1項）

※ 「虚偽表示等」とは、重要な事項につき虚偽の表示があり、又は記載すべき重要な事項の表示が欠けていることをいう。「公開買付開始公告等」とは、公開買付開始公告又は公開買付開始公告の内容を訂正する公告若しくは公表をいう。「公開買付届出書等」とは、公開買付届出書、その訂正届出書、対質問回答報告書又はその訂正報告書をいう。

- ② 公開買付訂正届出書等の提出義務がありながら、提出しない者（第2項）

※ 「公開買付訂正届出書等」とは、公開買付届出書、訂正届出書、対質問回答報告書又は訂正報告書をいう。

(課徴金額の算定方法)

公開買付開始公告を行った日の前日における当該公開買付けに係る株券等（発行者による買付け等の場合には上場株券等）の最終の価格に、当該公開買付けにより買付け等をした数量を乗じて得た額×25%

- (7) 大量保有・変更報告書を提出しない者に対する課徴金（法第 172 条の7）

(課徴金の対象となる者)

大量保有報告書等の提出義務がありながら大量保有報告書等を提出しない者

※ 「大量保有報告書等」とは、大量保有報告書及び変更報告書をいう。以下において同じ。

(課徴金額の算定方法)

提出すべき大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券又は外国の者の発行する証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等の当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限の翌日における最終の価格に、当該翌日における発行者の発行済株式総数又は発行済投資口総数を乗じた額×10万分の1

- (8) 虚偽記載のある大量保有・変更報告書を提出した者に対する課徴金（法第

172 条の 8)

(課徴金の対象となる者)

虚偽記載等のある大量保有報告書等を提出した者

(課徴金額の算定方法)

大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券又は外国の者の発行する証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等の当該大量保有報告書等の提出日の翌日における最終の価格に当該翌日における発行者の発行済株式総数又は発行済投資口総数を乗じた額×10 万分の 1

(9) 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者に対する課徴金 (法第 172 条の 9)

(課徴金の対象となる者)

有価証券の発行者が特定証券情報を提供又は公表していないのに特定勧誘等をした者

※ 「特定勧誘等」とは、法第 27 条の 31 に規定する特定取得勧誘及び特定売付け勧誘等をいう。以下において同じ。特定売付け勧誘等をした者については、自己の所有する有価証券に関して特定売付け勧誘をした者に限る。

(課徴金額の算定方法)

特定勧誘等により取得等させた有価証券の発行価額の総額×4.5% (株券等以外は 2.25%)

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

(10) 虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をした発行者等に対する課徴金 (法第 172 条の 10)

(課徴金の対象となる者)

① 虚偽等のある特定証券等情報を提供等し、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定勧誘等より有価証券等を取得等させた発行者 (第 1 項)

※ 「虚偽等」とは、重要な事項につき虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報が欠けているものをいう。以下において同じ。「提供等」とは、提供又は公表をいう。以下において同じ。

② 虚偽等のある特定証券等情報を提供等した発行者の役員等であって、虚偽等があることを知りながら当該特定証券等の提供等に関与し、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定売付け勧誘等によって自己が所有する有価証券を売り付けた者 (第 2 項)

(課徴金額の算定方法)

イ) 当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の 100 分の 4.5 (株券等以外は 100 分の 2.25)

ロ) 当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ) の額に、

当該特定証券等情報の提供を受けた者の数

当該特定勧誘等の相手方の数

を乗じて得た額

(11) 虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者に対する課徴金 (法第 172 条の 11)

(課徴金の対象となる者)

虚偽等のある発行者等情報を提供等した発行者

(課徴金額の算定方法)

イ) 当該発行者等情報が公表されている場合

600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額

ロ) 当該発行者等情報が公表されていない場合

イ) の額に、

当該発行者等情報の提供を受けた者の数

発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数

を乗じて得た額

(12) 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者に対する課徴金 (法第 172 条の 12)

(課徴金の対象となる者)

虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為 (以下「特定関与行為をした者」という。)

(課徴金額の算定方法)

特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額

上記(1)から(12)によって算定された課徴金額が 1 万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。(法第 176 条第 1 項)

算定された課徴金額に 1 万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。(法第 176 条第 2 項)

課徴金の対象となる者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、これらの者がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした行為とみなす。（法第 176 条第 4 項）

課徴金の納付命令の決定をしなければならない場合において、法第 185 条の 7 第 2 項から第 11 項に定める課徴金額の調整が行われる。このうち、同一の記載対象事業年度において、複数の継続開示書類に虚偽記載等があり、それらに関して課徴金納付命令の決定をしなければならない場合（第 6 項）について例示する。

虚偽記載のあった開示書類について、それぞれ算定した課徴金額を合計し、以下の①②の額と比較する。

- ① 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
 - ② 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額
- ①②のいずれか高い額を超える場合は、当該高い額を個別に算定した額に応じて按分する。

○ 課徴金の減算措置

自主的なコンプライアンス体制の構築の促進及び再発防止の観点から、課徴金の対象となる違反行為のうち、

- ① 発行開示書類の虚偽記載等（第 172 条の 2 第 1 項）
- ② 継続開示書類の虚偽記載等（第 172 条の 4 第 1 項又は第 2 項）
- ③ 大量保有・変更報告書の不提出（第 172 条の 7）
- ④ 特定証券等情報の虚偽等（第 172 条の 10 第 1 項）
- ⑤ 発行者等情報の虚偽等（第 172 条の 11 第 1 項）
- ⑥ 特定関与行為（第 172 条の 12 第 1 項）
- ⑦ 法人による自己株式の取得に係る内部者取引（第 175 条第 9 項のうち、自己株式の取得に係るもの）

について、監視委又は金融庁若しくは各財務局・福岡財務支局・沖縄総合事務局による検査又は報告の徴取が開始される前に、監視委に対し違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が、金融商品取引法の規定に基づいて算出した額の半額に減輕される。（法第 185 条の 7 第 14 項）

課徴金の減額の報告に係る手続は、監視委のウェブサイトを参照されたい。

（URL：<http://www.fsa.go.jp/sesc/kachoukin/tetuduki.htm>）

○ 課徴金の加算措置

過去 5 年以内に課徴金納付命令等を受けた者が、再度違反行為を繰り返した場合は、課せられる課徴金額が 1.5 倍となる。（法第 185 条の 7 第 15 項）

2 参考データ

(表 1) 課徴金納付命令勧告の内訳

(単位：件)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
虚偽記載の勧告件数	3	8	11	9	18	9	9	9	8	6	4	94
発行開示書類等	1	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	6
うち個人	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	5
継続開示書類	1	5	6	6	7	2	6	5	2	2	1	43
両方の書類	1	3	5	2	8	6	3	4	5	4	3	44
大量保有・変更報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
うち個人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
不提出の勧告件数	-	-	0	0	1	2	0	0	0	0	1	4
発行開示書類	-	-	0	0	0	2	0	0	0	0	1	3
継続開示書類	-	-	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
公開買付に係る勧告件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

(注) 年度とは当年4月から翌年3月をいう(表1から表5において同じ)

(表 2) 課徴金納付命令勧告の金額(年度別)

年度	課徴金額	年度	課徴金額
18	6億3333万円	24	7億2174万9994円
19	6684万9997円	25	10億4836万9999円
20	19億1390万9997円	26	6億464万円
21	7億1147万9998円	27	78億12万円
22	18億7981万9994円	28	4億2578万円
23	5億6925万円	合計	163億7529万9979円

(注) 1 課徴金額は勧告時点のもの。

2 平成21年度に個人に対して行われた1件(課徴金額1億2,073万円)については、課徴金納付命令勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

(表3) 違反行為者（発行者である会社）の市場別分類 (単位：社)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
東証計	4	9	11	8	17	5	8	10	6	5	5	88
東証1部（本則）	2	5	4	2	6	0	1	4	1	4	0	29
（うち旧大証1部）	1	1	2	0	2	0	0	1	0	0	0	7
東証2部（本則）	0	1	2	1	1	1	1	3	0	1	0	11
（うち旧大証2部）	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	4
マザーズ（新興）	0	0	1	2	7	2	3	0	1	0	2	18
ジャスダック（新興）	2	3	4	3	3	2	3	3	4	0	3	30
名証計	1	0	1	1	0	1	0	0	2	3	0	9
名証1部（本則）	1	0	1	1	0	0	0	0	1	2	0	6
セントレックス（新興）	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	3
札証計	0	0	2	0	0	2	1	0	0	0	0	5
札証（本則）	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3
アンビシャス（新興）	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
福証（本則）	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
本則市場計	3	6	11	4	7	1	3	7	2	7	0	51
新興市場計	2	3	5	5	10	7	6	3	6	1	5	53
年度別計	5	9	16	9	17	8	9	10	8	8	5	104

(注) 1 複数の市場に上場している違反行為者があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

2 平成25年7月16日、東証と大証の現物市場が統合された。なお、平成25年7月15日以前に勧告を行った違反行為者について、東証1部と大証1部に上場していた場合には「東証1部」の欄に2件、「うち旧大証1部」の欄に1件と表示している（東証2部と大証2部に上場していた場合も同様）。

(表４) 違反行為者（発行者である会社）の業種別分類 (単位：社)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
情報・通信業	0	4	1	1	4	5	0	2	2	0	1	20
サービス業	0	0	1	1	5	1	1	3	1	2	2	17
卸売業	0	0	2	3	2	0	3	0	1	0	1	12
建設業	2	1	3	0	0	1	0	0	0	1	0	8
電気機器	0	1	0	0	2	1	0	1	1	1	0	7
小売業	0	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	5
機械	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	4
不動産業	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	3
食料品	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
その他製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
水産・農林業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
非鉄金属	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
輸送用機器	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
精密機器	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
証券・商品先物取引業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他金融業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
年度別計	3	8	11	8	15	8	9	9	7	6	5	89

(注) 業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

(表5) 違反行為の科目別分類

(単位：件)

年 度	22	23	24	25	26	27	28	計
売上高	7	5	3	2	4	3	3	27
売上原価	0	1	1	2	0	2	0	6
販売費及び一般管理費	2	1	0	2	0	1	0	6
営業外利益又は営業外費用	1	0	0	1	0	1	1	4
特別利益又は特別損失	9	6	5	4	1	2	0	27
資 産	5	4	4	7	2	2	0	24
負 債	0	0	1	1	0	0	0	2
純資産	0	0	0	2	1	0	0	3
記述部分	0	0	0	1	1	1	0	3
年度別計	24	17	14	22	9	12	4	102

(注) 複数の科目にわたる虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。